

平成 2 3 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・招 集 平成23年 3 月 8 日
- ・開 会 平成23年 3 月 8 日
- ・閉 会 平成23年 3 月15日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	品	田	好	博	7 番	松	岡	克	美
2 番	中	堀	君	子	8 番	深	川		昇
3 番	近	藤	哲	雄	9 番	勝	田	鉄	城
4 番	松	田	信	行	10 番	小	島	一	弘
5 番	斎	藤	宏	司	11 番	田	中	勝	吉
6 番	植	田	泰	弘	12 番	後	藤	幸	太 郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		福祉課長
総合支所長		福祉課参事
会計管理者		産業課長
総務課長		産業課参事
総務課参事		建設課長
住民課長		住民福祉課長
住民課参事		産業建設課長
		総務課主幹
教育長		学校管理課長
社会教育課長		
監査委員事務局長		農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成23年第1回大空町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、10番、小島一弘議員及び11番、田中勝吉議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、植田泰弘議員。

- ◇議会運営委員会委員長 議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

去る3月2日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が5人、町長から提出されております案件が38件であります。その内訳は、諮問2件、同意2件、条例制定等の議案が18件、補正予算8件、新年度予算8件です。議会提出議案も予定されております。

したがって、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断しまして、本定例会の会期は本日、3月8日に開会して、3月15日までの8日間とすることが妥当であると全会一致で判断をいたしましたので、その結果について報告いたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで、議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から3月15日までの8日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から3月15日までの8日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
鈴木事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は、12名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとお
りであります。

なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことを御了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりで
あります。

町広報担当者から、写真撮影の申し込みがあり、これを許可いたしておりますので、
御了承願います。

以上です。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

- ◇議 長 日程第4、行政報告を行います。

山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

- ◇町 長 おはようございます。

平成23年第1回大空町議会定例会に当たり、行政報告を申し上げます。

11月29日から1月27日までの期間、ふれあいトークおおぞらを実施してお
りました。22カ所、町民の方285人の参加をいただいたところであります。また、
このときの資料をもとに、ことぶきクラブでありますとか女性団体等、延べ3団体と
懇談もさせていただき、こちらのほうは123人の参加をいただいたところでありま
す。

12月30日、大空町水田農業推進協議会を開催してございます。平成22年度の
戸別所得モデル対策事業の交付金額の確定、さらには平成23年の米の生産数量の目
標が示され、本町においては面積に換算いたしまして14.1ヘクタールの追加転作
が配分され、それを農業者の皆さんにお示したところであります。

1月9日、大空町成人式、98名の該当者の中、81名の御出席をいただきました。

1月12日、東藻琴地域審議会においては、雇用の確保、道路案内標識の設置、道
の駅等について質問、御意見をいただいたところであります。

1月14日、女満別地域審議会では、研修会館調理室の改修、農業基盤整備予算の

確保、空港利用者の増や路線の確保対策、有害鳥獣対策、幼稚園の改修などについて御意見・御質問などをいただきました。

1月17日から20日までの間、東京都のほうに出向いております。1点は、JR貨物存続のための日本貨物鉄道株式会社本社及び国土交通省への要望活動であります。これにつきましては、北網地域の市町や関連団体の皆さんとともに要請活動を行ったところであります。

また、路線拡充のための全日本空輸株式会社及び株式会社日本航空インターナショナルへの要望活動は、私が呼びかけ人となりまして、北網地域の市町、また、議長の皆さんと株式会社日本航空インターナショナル、全日本空輸株式会社に要望したところであります。要望の内容でありますけれども、札幌線の拡充、東京線の大形化、関西線の期間延長などであります。この3月、4月から、株式会社日本航空インターナショナル、全日本空輸株式会社におきまして、札幌線の拡充が決まっております。また、関西線の期間延長も1カ月ほど延びたというような状況になってございます。

さらに、全国生涯学習市町村協議会・臨時役員会及び文部科学省生涯学習政策局幹部職員との懇談会にも出席いたしております。会長の人事につきましては、次期会長に北海道の高橋本別町長を推薦することを決定いたしました。また、文部科学省幹部との懇談会においては、新年度における施策の情報などをもとに懇談を行ったところでございます。

1月25日、大空町行政改革推進委員会を開催いたしました。平成21年度決算から見た行政改革の効果について説明申し上げ、委員の方々からは定員管理、また、メンタルヘルス、指定管理者制度、住民との協働などについて御意見をちょうだいいたしました。

2月3日は、オホーツク町村会役員会が網走市で開催されました。後に出ます、2月8日の総会議案の精査を行ったところであります。

2月8日は、そのオホーツク町村会の定期総会が清里町で開催されました。平成21年度の決算を認定し、平成22年度の補正予算、また、平成23年度の予算や事業計画などを決定したところであります。団体委員の推薦、また、職員の採用試験の日程等についても決定したところであります。

2月18日から19日は、北海道後期高齢者医療広域連合定例会に出席いたしました。平成22年度の補正予算、平成23年度の予算などについて決定したところであります。保険料の改定は、平成23年度はございませんが、特定健診の推進が課題であるというようなところから、議論が行われたところであります。

2月22日、23日は、北海道合併処理浄化槽普及促進協議会役員会が札幌市で開催され、出札しております。平成21年度の決算の認定、平成22年度の決算見込み、また、平成23年度の事業計画や予算について、審議を行ったところであります。役員改選が行われまして、根室管内羅臼町の協町長が会長に就任されたところでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5

- ◇議 長 日程第5、平成23年第1回大空町議会定例会に当たり、町政執行方針の説明を行います。

山下町長から、町政執行方針について説明の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

- ◇町 長 (町政執行方針説明)

- ◇議 長 ここで、10分間休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

- ◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

町政執行方針の説明は終わりました。

◎日程第6 諮問第1号

- ◇議 長 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

山下町長。

- ◇町 長 (提案理由説明)

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時03分

- ◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。本件は、お手元に配付しました意見書のとおり、適任と答申したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦については、お手元に配付しました

意見書のとおり、適任と答申することに決定しました。

◎日程第7 諮問第2号

- ◇議 長 日程第7、諮問第2号 人権擁護委員の推薦についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
山下町長。

- ◇町 長 （提案理由説明）

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

- ◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
暫時休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時07分

- ◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
お諮りします。本件は、お手元に配付しました意見書のとおり、適任と答申したい
と思います。御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦については、お手元に配付しました
意見書のとおり、適任と答申することに決定しました。

◎日程第8 同意第1号

- ◇議 長 日程第8、同意第1号 大空町教育委員会委員の任命についてを議題としま
す。
提出者の説明を求めます。
山下町長。

- ◇町 長 （提案理由説明）

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

- ◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

- ◇議 長 これから、日程第8 同意第1号 大空町教育委員会委員の任命について

を採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 大空町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎日程第9 同意第2号

◇議 長 日程第9、同意第2号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

山下町長。

◇町 長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◇議 長 これから、同意第2号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号 オホーツク町村公平委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

◎日程第10 議案第1号

◇議 長 日程第10、議案第1号 町道路線の廃止についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

阿部建設課長。

◇建設課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 町道路線の廃止についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第2号

◇議 長 日程第11、議案第2号 町道路線の認定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

阿部建設課長。

◇建設課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第3号

◇議 長 日程第12、議案第3号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第3号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第3号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更につ
いては、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第4号

◇議 長 日程第13、議案第4号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを
議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
竹内総務課長。

◇総務課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第4号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第4号 北海道市町村総合事務組合理約の変更については、原案
のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第5号

◇議 長 日程第14、議案第5号 定住自立圏形成協定の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山本総務課参事。

◇総務課参事 (提案理由説明)

◇議 長 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。本案については、議長を除く11人の委員で構成する定住自立圏形成協定調査等特別委員会を設置し、これを付託して、審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案については、議長を除く11人の委員で構成する定住自立圏形成協定調査等特別委員会を設置し、これを付託して、審査することに決定いたしました。暫時休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時32分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました、定住自立圏形成協定調査等特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、定住自立圏形成協定調査等特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで、しばらく休憩いたします。休憩中に議員控室において、定住自立圏形成協定調査等特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください、

再開は、ブザーをもってお知らせいたします。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時47分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。先ほど、定住自立圏形成調査等特別委員会に付託しました議案第5号については、会議規則第46条第1項の規定によって、3月15日までに審査を終

了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号については、3月15日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

ここで、諸般の報告をいたします。

休憩中に、先ほど設置されました定住自立圏形成協定調査等特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

委員長に近藤哲雄議員、副委員長に深川昇議員が互選された旨の報告がありました。

◎日程第15 議案第6号

◇議 長 日程第15、議案第6号 大空町住民生活に光をそそぐ基金条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山本総務課参事。

◇総務課参事 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号 大空町住民生活に光をそそぐ基金条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 大空町住民生活に光をそそぐ基金条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第7号

◇議 長 日程第16、議案第7号 大空町農業委員会に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

福田産業課長。

◇産業課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第7号 大空町農業委員会に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第7号 大空町農業委員会に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。
ここで昼食のため休憩します。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第17 議案第8号

◇議 長 日程第17、議案第8号 平成22年度大空町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
竹内総務課長。

◇総務課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
10番、小島一弘議員。

◇小島議員 一般会計補正予算が、議案第8号として出ております。結構金額的にも、3,504万9千円、結構補正額としても大きいなという印象を持っているのですが、今中身を説明いただきました。これについて、参考資料もほとんどついておりません。

中身の事について、よくわかりかねます。それで、お尋ねしたいと思っています。

過日の合同常任委員会、あるいは全員協議会等で説明を受けた分もごさいますが、2点にわたって、参考資料が付されておきませんので、お尋ねしたいと思ひます。

まず第1点として、79ページの朝日ヶ丘公園にかかわる工事請負費、厩舎改修工事、クラブハウス建設工事費がそれぞれ出ておきます。これについて、財源は国の緊急対策事業であるという説明もありました。私は、過日の常任委員会の席上でも、費用対効果的にこういう設備投資を行うのにふさわしいのかというお尋ねをしたところでありましたが、十分な回答をいただいたというふうに、私は思っておりません。現実には、事業関係からいうと説明があったのは、年間200万円程度の利用料が上がってくるという説明でございました。国の緊急経済対策事業でありますから、有効に活用したいという思いでこの事業を選択したと、こういうことになるのだらうと思ひのですが、そのほかにもまだ、有効活用すべき道があったのではないかという疑問がぬぐえないのでありますので、ひとつ詳しく御説明いただきたいものだというふうに思ひます。

それから、2点目です。85ページの教育費の中の、公有財産購入費であります。これについては、女満別高校にかかる生徒数を確保するための事業の一環として、公有財産を購入したい旨の説明もございました。これについても、私はお尋ねしたいのでありますけれども、対象物件は既に決まっているふうに、事前に説明を受けておきます。こういうことが、本来正しいやり方なのかどうなのかということについての疑問が、まず第1にあります。それは、従来は普通財産を公有財産として取得する場合には、例えば地域医療計画という上位計画があつて、公有財産として普通財産を取得するという経緯があつたように、私は記憶しています。過去の、女満別町の事例であります。

しかし、今回は、教育振興計画その他の上位計画があつて、そこに位置づけられている購入なのかどうなのか、説明を受けておりませんので、私にはよくわかりかねます。この辺の問題については、一般財産、普通財産を公有財産として求めるというやり方です。私は、それぞれ意見を、全員協議会の席でも申し上げました。目的の方向性については、いろいろ意見はあるけれども、どうしてもそれを何とか実行しようとするれば、ほかに道はないのかと。不動産を別な団体に取得させる方法はないのかということなども、実は意見を申し上げた経緯もごさいます。基本的に申し上げて、あのとき、時間の制約もありますから、説明を受けた限りでは非常に、納得いっておりません。改めて説明をお願いいたしたいと思ひます。

2点、主要には、指摘事項は2点でござひます。

そして参考資料ですね。補正予算にかかる参考資料は、なぜ添付されていないのかということについては、誰が答弁するのかわかりませんが、ひとつお答え願ひたいと思ひます。

◇議 長 福田産業課長。

◇産業課長 今お話がございました朝日ヶ丘公園でござひますけれども、朝日ヶ丘公園に

は展望台、それからパークゴルフ場というものがございまして、展望台につきましては網走湖、それから女満別空港、天気の良いときには知床連山まで見わたせるということで、観光バスも年間250台ほど入りますし、それから観光客の方が1万4千人、また、パークゴルフ場を利用する方も約1万4千人と入ってくる公園でございます。議員のお話にありました、費用対効果はどうなのだという話でございますけれども、あそこは一応公園でございますので、いろいろな人たちが憩う場で、また、遊びを楽しんだり休憩する場ではないのかなというように感じております。

今回の工事では、今まで外に収納していた資材等を、旧厩舎を改造して物置にする、そしてプレハブがありました休憩所を新築する、また、備品購入費として草刈機のトラクターを購入して、管理体制の向上と効率化を図るというような提案でございます。そのようなことを考えますと、あその施設からいえば、費用対効果といえば投資した資金に対して得られる利益というようなことよりも、支出した費用に対して得られる効果のほうを期待できるのではないかなど。それで適正な、景観に配慮した施設管理、また、パークゴルフ場の健康管理に資する施設として、今回の補正ということで提案させていただいております。よろしくお願いいたします。

◇議 長 松野学校管理課長。

◇学校管理課長 それでは2点目の、小島議員からの御質問でございます。

女満別高校下宿支援に対する不動産の取得についての御質問でございますが、ただいまお話がございましたように、女満別高等学校につきましては60年がたちまして、さまざまな実績をきざみながら今日に至っている状況にございまして、それは女満別高校のPRはもとより、大空町の知名度向上に大きく寄与しているものと考えております。これは、町民が等しく認めるところでございますが、しかし、かつての定数を超えていた志願者数も少子化の波によりまして減少、さらには、町外からの通学者が増加している状況にございまして、そのような中で町内での下宿、寮の住環境が整っていないことから、遠くは北見市などからの通学に対して、部活動ですとか通学の負担が余儀なくされている状況から、支援しようとするものでございます。

こういう状況の中、同窓会ですとかPTA等が中心となりまして、今までにさまざまな取り組みをされてきている状況にございます。例えば、下宿先の募集、これは町内にとどまらず町外にまで募集しておりまして、さらには東藻琴高等学校の寄宿舎も余裕がございますからそれらの検討、さらには同窓会等が直接不動産を取得する等、これについても十分検討されておりますが、取得には至らなかった状況にございます。さらに、後援会という形で会員を募ったりするような状況にございますが、ことしの春の1月14日には、PTA、同窓会等の代表の方3名、それと教育振興協議会の代表者3名の連名によりまして、大空町長に対して支援の要請がされてきたわけでございます。

その折には、現在廃業を予定している、女満別高等学校に近い好条件な不動産についての取得の要請を受けているところでございます。このような道立高校への支援につきましては、網走郡、斜里郡の近隣の町でも取り組んでいる状況にございます。し

たがいまして、町としましては、こういう町外通学者への下宿環境の提供を目的としまして、不動産を普通財産として取得しまして賃貸し、女満別高校の通学生徒の費用負担の軽減、さらには女満別高校の教育振興、間口の存続に寄与していきたいと考えているところでございます。

それと、計画との関係でございますが、教育委員会の持っている計画の中で女満別高校への支援という計画はないわけでございますが、先ほどお話をさせていただきましたように、さまざまな下宿先確保に向けての関係機関の努力の成果も上がらない中で、今般、町へいただいた支援要請の中で、そのような趣旨の要請をいただいていることから、その不動産で検討を進めているところでございます。

以上でございます。

◇議 長 川口副町長。

◇副町長 小島議員から御質問のありました参考資料の件でありますけれども、参考資料をどの程度添付すべきかという細かな基準というか、そういうところは特に持ってございませぬけれども、なるべく議案に絡むものについては、参考資料を添付していかなければならないものとは思いますが、中身によっては膨大な資料になるものもあるかと思えます。その中では、特にボリュームのあるものについては、所管常任委員会なり合同常任委員会を開いた中で詳細の資料を御提出して説明していたと、そういうような経過の中でございますので、今回その部分については参考資料としてつけていないというのが、今回の現状ということでございます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 朝日ヶ丘公園の関係につきまして、私が質疑したことについて漏れております。国の緊急経済対策事業に選択した根拠のくだりが抜けております。いろいろなことが考えられた中で、なぜそこに投資すべきだという決断をしたのかということが、私の質疑の趣旨の一部でございますので、それについての回答がございませぬ。ただいま説明があった、そのくだりの答弁については、費用対効果のことを私は尋ねているのに、2点目になるのですけれども、費用対効果のことを尋ねているのに、現実にご利用料がなんぼなのかと、私は200万円と申し上げた。あのとき説明を受けたからね。実際はどうなのかということについての答弁をきちんと、正確な数字をもって答えていただかないと、やはり困ると思うのですね。その辺を含めて、なぜここを選んだのかということ、それが答えにないというふうに私は思いますので、その辺について、第1点のあれについては、もう一度お答えいただきたいなと。

議長、いっぺんにやらないで、2点はその都度やっていいですね。一問一答で。よろしいですね。これで一応終わりたいと思います。

◇議 長 福田産業課長。

◇**産業課長** 朝日ヶ丘公園の今の、パークゴルフ場を含めて、毎年5月から10月までの間、オープンしてございます。それで、費用対効果からいわれます収入の部分でございますが、パークゴルフ場の使用料として年間約200万円ということで、正確には195万5,200円が、今年度の収入となっているところでございます。

◇**議 長** 10番、小島一弘議員。

◇**小島議員** 何かなんでもだめだということ言っているわけではないのですよ。例えば、合同常任委員会の席上でも説明があったと思うのですが、厩舎の解体に関しては、私は過去も説明を受けておりますし、夢号が亡くなった後ですから、その財産をどう活用するのかということで、観点はあると思います。あの当時も、前回の合同常任委員会の席上で申し上げましたけれども、図面が示されたクラブハウスは事務所になっていたり、町民全部に供するような資料にも、そのときはケアレスミスだということだったけれども、そういうことになっている。もっと積極的に、住民全体が使えるようなクラブハウスの仕組みというものを説明してもらわないと、私がわかったとしても、町民はわからないと思いますよ。この辺をもう一度だけ聞かせてください。

◇**議 長** 福田産業課長。

◇**産業課長** 施設については平成16年からオープンいたしまして、現在、休憩施設としてはユニットハウスということで、大変手狭であるということでございます。新しく建てるものにつきましては、約12坪のものでございまして、先にお示しした図面の中に事務所というような表記がございましたけれども、あそこは全面的に、事務所ではなくて休憩小屋ということで、一般の利用者に開放したいというふうに思っております。施設等につきましては、長年利用者の方から大変手狭だし、それから景観もよくないということで、新しいものをなんとか欲しいというような要望の声もございまして、今回の提案ということでございます。

◇**議 長** 10番、小島一弘議員。

◇**小島議員** 説明、答弁は、それでよろしかろうと思います。ただ、今後がありますので、町長ね、国の緊急経済対策みたいなものが今後あるかどうか、私はわかりません。そのときに、全町的な観点から、やはり国からいただくお金を有効的に活用しなければいけないと思うのですよ。財源がそこだと、あるという説明をしていますからね。そこをやはりやる前にはですね、相当程度慎重な検討を加え、必要不可欠なものについての投入をすべきだということを申し上げておきたいので、そのことについて何か答弁があればいただきたいなと思っています。なければ、私は2点目に移りたいと思います。ありますか。答弁がないということであれば、2点目に移ります。

◇**議 長** 山下町長。

◇町 長 国の経済対策を活用して、いろいろな資本整備などをさせていただいているのが、ここ2、3年の現状でございます。町民の方々からは、国からの交付金であっても、それは国民が納めた税金の一部が還流して本町に交付されているものであり、そういうものから考えますと、大空町が言っている一般財源であろうが地方債であろうが国の交付金であろうが、すべて原資は国民の税金というところに起因しているのだと、そういう考え方を持って対処しなければならないというお話を、よくされることがございます。私もこの立場になって、改めてそういうことの思いの大切さというものを感じているところでございます。

そのため、今回に限らず交付金事業を仕組んでいく中においては、十分その内容について、ぽっと出たような内容のものなのかどうなのか、従来、過去からずっと課題として、懸案として持っていたものをこの機会に整備するというようなたぐいのものなのか、また、必要不可欠のものであるのかということについて、これらは事業を取りまとめる際に、私からも直接職員に対して、こういうような事業に対する考え方を持って起案するようにとすることで、指示を出して上げてきてございます。

今回の厩舎の改修工事、これはその公園をつくったときから、議員が御指摘のとおり、将来的にはそういう使い方をということ想定していたものでございますし、また、芝刈機につきましては、従来導入しておりましたものが、音などが非常にうるさく効率も上がらない、また、周辺の皆さんに御迷惑をかける、これは交付金であろうがなかろうが、どこかの段階で切りかえていかなければならないものということで、導入いたしました。

また、平成16年から現在行っております休憩施設についても、私が当時の女満別町長になりました折から、数多くの方々から、将来的には恒久的な休憩所の設置についてお願いしたいということで、たびたび言われておりましたけれども、なかなか財源の確保ができずに、今のユニットハウスの物を置いて急場をしのいできたということがございました。そのようなことから、このたびのこの交付金を活用して行うということは、大勢の皆さんの御要望におこたえする一つの手法ではないかと、そのように思い、提案させていただいたところでございますので、御理解賜りたいものと、そのように思います。よろしく願いいたします。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 今、町長から答弁いただきました。今後についてもそうあって欲しいと、慎重に考えて優先的に、町民が一番求めるものにお金を投じるように、ひとつお考えをきちんと据えて、心して進めていただきたいと、このように考えている次第であります。

2番目であります。今、学校管理課長のほうからも、るる説明がありました。私は、道立高校の支援策については各町村といえども、通学支援は一生懸命やってきているのですよ。あるいは制服、そのほかいろいろな、形を変えて親の負担にならないように、しかも道立女満別高校が存続できるような道を切り開くために、なんとか支援策

はこれまでもやってきていますよね。でも直接支援ではなくて、教育振興協議会なり同窓会なりに対する対策として行ってきたという経緯があると思うのです。

それで、今回が今までと違うのは、普通財産を取得するということです。先ほど、一番最初に質疑するときにも申し上げたように、あくまでも財産を取得するとなれば、公有財産でございますから、それで、東藻琴高校にかかわるようなことであれば、公有財産として本当にすっきりとして説明ができるのですけれども、この辺がやはり、ちょっと違うなど、私は思っているわけです。ですから、全員協議会の席でも私が申し上げたのは、どうしてもそういう要望があって、取得せざるを得ないということになるのであれば、法人格を持った団体として出発させて、何とかその方々に支援事業として財政支援を行って、取得させる道が一番いいのではないのかということも申し上げてきたのです。これについては、先ほど説明のあるように1月の十何日くらいに、中旬ですか、正式な要請が上がったと言っていますけれども、そのときにもお話ししましたけれども、12月の頭くらいから町民の間から逆に私は聞かれて、もうあその、名前は今言いませんけれども、旅館跡を買うのだってねという話が、もごも出ていたという経緯で、いろいろな話が出ているから、別に町がうんと言っているわけではなくて、この間の話ではね、町民の間ではそんなうわさ話が飛び交っているのでしょうみたいな話がありましたけれども、あらかじめ決まってい行う予算化というのは、これは本来的に、しかも普通財産ですよ。やはり、問題が感じられるのです。

ですから、道立高校に対する支援策、存続のための手だて、このことについて誰も反対する人はいません。ただ、行政として支援する際にやってはいけないこととその他があるのです。だから、先ほどの答弁でも、ちょっと僕は耳が遠くなって、学校管理課長の答弁がよく聞き取れなかったのですけれども、上位計画が、例えば地域医療計画上求められて普通財産を取得するケースもあります。だけど、上位計画というのは、よくわからないのです。道立の高校ですからね。もう一つ答弁の中にありましたように、せっかく町立東藻琴高校の寄宿舎があって、その活用ができないかということは検討したけれど結局無理だったと、こういうことを簡単に言っていますけれども、いろいろな方法を十分検討した上で、普通財産の取得という、僕はウルトラCだと思いますよ。そういうやり方は、やはり好ましくないのではないかなと思うので、もう一度お答えください。

◇議 長 松野学校管理課長。

◇学校管理課長 それでは、道立高校に対します町の支援の状況等についてから、御説明させていただきたいと思います。

まず、先ほどお話しさせていただきましたが、斜里郡、網走郡の状況を見ますと、議員がお話しされておりますように、例えばですけども、間口の維持確保に向けましての通学費の助成ですとか、それから教科書の助成、部活の補助助成、それから存続対策のために教育振興協議会等への支援等がありますし、また、通学の手法としてスクールバス、バスですね、バス通学に関しての助成等が行われているのが、網走郡下、斜里郡下の状況でございます。

一方、普通財産としての支援を行っているところも、道内全部は調べてございませんが、直接不動産を取得しながらその支援を行っている事例は散見して、確認しているところでございます。

(何事か言う者あり。)

道立高校の支援の方法で、町が直接、そういう下宿等を持ちながら、その高校の通学生に対する支援を行っている事例は、確認しております。

以上です。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 今の学校管理課長の答弁によると、道内に事例があるのだから有効だと。だから、僕は違法だとは言っていないよ。好ましくないと思っているだけでね。その実例があるのなら、具体的に、はっきり言ってくださいよ。実例があるのでしょうか。私が言いたいのは、本来的な道立高校に対する支援策のあり方の、まじめな議論ですよ。誰も反対する人なんかいないのですよ。存廃、できたら残って欲しいのですから。もっとはっきり言うと、我が町には東藻琴高校、町立の、道立の高校の女満別高校と、二つあるのですよ。美幌町はどうしましたか。対策を考えて、いろいろな手だてを打ったでしょう。そういう対策についての考え方もあるのですよ、基本には。それが、ちゃんとできているところとできていないところ、そういうこともあるのですよ。しっかりとした識見を持っていないと、現在応募者数からいくと29名なのでしょう。将来どうなるのですか、将来は。普通財産として取得した後の始末が。ですから私は、借りるのならまだいいと思っているのですよ。それで、借りるのは嫌だと。簡単に言うと、貸すのは嫌だから買ってくれと、こういう話だったら、周辺にも適当なところがあるかもしれませんよ。貸してくれるというところがあるかもしれませんよ。そういう努力をしたのかどうかも、私はよくわからないのですよ。だから、反対しているわけではないのですよ。こういう手続き上の進め方で本当にいいのだろうかという、そういう疑問を持っているからお尋ねしているだけなのです。ちゃんと回答してください。

◇議 長 松野学校管理課長。

◇学校管理課長 ただいまの道立高校の支援の事例でございますが、例えばでございますが、知内町の寄宿施設、これは通称「青少年交流センター」と称しているようでございますが、これにつきましては知内高校、これは二間口の高校でございます。に通学の利便を考慮して、施設を補助しているところでございます。

また、一方では鷗川高校でございますが、これも全校生徒、平成22年10月の状況でございますが、156名の状況でございます。これにつきましても、むかわ町につきましては、道立高校、鷗川と、それから合併によりまして穂別高校がございします。そのような中でございしますけれども、それらに対して支援している状況にございします。

それで、後段のほうにお話がございましたように、本年の入学希望ですね、取りま

とめた結果は、お話がございましたように29名となっている状況でございます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 それでは、知内町で青少年交流センターという名目を使って、その財源がどうなるかということについて、今答えられますか。青少年交流センターを建設して、当町が今企画しているような内容のことをすでにやっているのだとすれば、その財源は何でやっていますか。今、わかりますか。わからなかったら、後からで結構です。教えてください。

こういうことを進めるときは、よほどきちんとやらないとだめなのです。例えばそれが北海道のお金でやったのであれば、道立施設ですから問題ありません。北海道の補助金をもらってやるとかね。国の補助金をもらってやるとか。一般財源であるのかないのかということが問題になるのですよ、そういうことをやったということであれば。私が言いたいのは、支援のあり方は、町長、さまざまにあるのです。だから、だめだと言おうとしているのではないです。行政として、住民に向かって説明しやすいようにしないといけない。税金を使って財産を購入するのですから。後の問題のことについての配慮についても、きちんとしていなければいけない。もっと言うと、リスク負担をどうするのかという問題も出てくるのですよね。だから、そんな観点からよほど慎重に行わなくてはいけない事項だと、私は思っているのです。だから、上位計画があるのかと聞いたのです。それについて、まだ答えをもらっていませんよね。

(何事か言う者あり。)

聞き取れないから、その辺をちょっと説明してください。そういうことが、上位計画に位置づけられていたのですか。もう一度ちょっと、説明してください。

◇議 長 松野学校管理課長。

◇学校管理課長 教育関係の上位計画との整合性というのですか、関連づけの質問でございますが、先ほどお話しさせていただきましたが、この事業につきましては、今年1月にPTA、同窓会、それから教育振興協議会の代表者3名によりまして、ただいま挙げております不動産につきまして、取得の支援をして欲しいということでございます。したがって、御質問の教育委員会関係の上位計画には、記載されていない状況でございます。

◇議 長 日程第17、議案第8号を質疑中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時22分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第17、議案第8号の議事を続けます。

10番、小島一弘議員。

◇**小島議員** どうも私の聞き方が悪いのか、学校管理課長だけでは答えられない問題の中身であるように思いますので、この際町長に答えてもらったほうがいいのかもしれない。

私が言うのは、上位計画があって普通財産を取得というのは、過去にも例があるのですよ、女満別町時代にね。だから、それは地域医療計画で必要だから医師住宅その他を整備したりとかいうことは、過去にありました。それは、行政財産ではないけれども、普通財産で取得するということは、あるのですよ。それは、上位計画がきちんと立っているのです。組み立てられているのです。だから、そういうものがあるなら出して下さいと言ったら、ないということですので、だからほかに方法があるだろうということを、私は何回も申し上げている。全員協議会の席でも申し上げた。反対しているわけではないのですよ。支援がだめだと言っているわけではないのですよ。それを、行政が支援するときのスタイル、何というか、形なのです。何でも聞けばいいというものではないのですから。町民の要望は、多様ですよ。みんなが言い出せばきりがいいことは、たくさんありますよね。そこは、やはり町長が判断されるのだと思うのだ。だからこそ、皆さんに納得のできる支援のあり方をつくらなければいけないのですよ。だから、私は普通財産で取得することのあり方について反対しているわけであって、支援そのものを反対しているわけではありませんからね。それは誤解しないでください。上位計画がなければ、どうやったらやれるか。そういうことを考えていただきたいのです。お答えいただけますか。教育長でもいいですよ。

◇**議 長** 山下町長。

◇**町 長** 私のほうから申し上げたいと思います。

すべてのものを上位計画に基づいて、まず財産取得というわけではないということは、議員も重々御承知のことで、聞いていることかというふうに思いますが、すべてのものについて上位計画のものがあって、それに沿ってだけ財産を取得しているというわけではないということでございます。

毎年度、町政執行方針を述べさせていただいておりますけれども、その中で町立の東藻琴高校、道立の女満別高校、この支援については、地域の特色ある学校として、地域の中になくてはならない存在であり、町としても、こういったものに支援していきたいというようなことを、常に述べさせていただいているところであります。

また、今回の提案に至る経過につきましては、議員のお話を聞いておりますと断片的なところを出されて御指摘されておりますけれども、昨年というか、一昨年からこの関係については、関係者の方々が大変御心配をいただいて、いろいろな方策がないだろうかということで議論し、御奔走いただいて、いろいろなところにかけてきている状況にあります。

まず一つには、地域の中で下宿を引き受けてくださる方がいらっしゃらないだろう

かと。大変御苦勞してかわら版などに出してみたり、また、チラシ折り込みなども入れて町民の方々に多く、広くその実情を知っていただきながら、御協力いただきました。幸いにして、平成22年度は1件の方、お二人の引き受け手がいましたけれども、それ以上に拡大していないのも現状であります。

また、そのほかの、例えば施設を各団体が借り受けして行くと。一つには、今回提案している物件等のところにも話にありましたけれども、そのほかに私が知り得る限りでは、市街地の中にある旧事務所跡地なども活用できるのではないかと。そういうふうに関係者の方々が御議論されて、検討されたという経過も聞いております。そして、それらを借り受けるわけにはいかないだろうかというようなお話も、当然されていた経過も承知しております。

しかし、相手方のあることでもあり、また、法人格のない団体が取得するという難しさもあり、そういった中で町として取得していただき、それらの管理運営については各種団体が責任を持って行うので、そういう方策でお願いできないかというようなものが形として、この1月になって私どもの手元に帰ってきたというような状況にあります。

小島議員の、支援することについては、反対ではないと。財産を取得することについても、反対ではないと。だんだん聞いておりますと、そのところが、一体何に御反対されているのか、私もだんだんわからなくなってきたわけなのですけれども、どうも御発言の趣旨を聞いておりますと、財産を取得することイコール何かリスクを多分に背負い込んだような、そういう印象をお持ちなのかなというふうに思っておりますけれども、私もそういうところはどうかと、自分自身にもう一度問いかけました。しかし、私とすれば、一過性の支援というものは、翌年度その支援を打ち切れれば、例えば交通費の助成というようなもの、ことはやるけれども来年はやらないということになれば、そこで生徒さんたちが集まってこないというところにもつながりかねない。今回取得するということは、どういう意味があるのだろうか。それは、将来にわたって、私どもは生徒を確保するための一つの手段を手に入れるということにもつながらないだろうか。また、そういうことにするために、町としても取得することになれば、関係者の皆さん方にしっかりと御理解いただくと同時に、それなりの覚悟を決めて御提案しなければならないと、そういうふうに自分自身で問いかけた中で結論づけて、今回提案させていただいたところでございます。

そういったことで、決して今回の財産取得が、将来マイナスにならないように、私どもとすればそのところを関係者の皆さんとともに、しっかりと連携しながら生徒確保に結びつけられるような、そういうものにしていかなければならない責務を負ったものと、そのように思っております。今後もそういった方向で、地域の高等教育のことについて、積極的に町としてもかかわりながら、生徒確保に当たるよう教育委員会とも連携していきたいと、そのように思っておりますので、ぜひこの案件につきましては、いろいろな考え方はあろうかと思いますが、地域の高校を存続する一つの手段ということで御理解賜りたいものと、そのように思いますので、よろしくお願い申し上げます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 町長が私の意見をまとめるのに、ちょっと間違っただけ方をしています。

私は、支援策はいろんなありようがあっていいと申し上げた。公有財産として取得することについては、疑問があるということを申し上げているのですよ。

ですから、教育振興協議会なりが法人格を取って財産取得をすることは、別に反対しませんよという意味で言っているのですよ。性格が違うのです、私が言っているのは。町が、行政が道立の高校を支援するあり方について、いろんなやり方で過去、これまでやってきたけれども、不動産取得をしてまでやることについては、もしやるとすれば、上位計画があった方がいいのではないかな。例えば、教育の計画の中で位置づけて、それをしっかりと位置づけてあれば、普通財産の取得もありかと思えますよ。だけど、学校管理課長がちゃんと答弁したじゃないですか。上位計画には存在していないと。だから私は、地域医療計画の中で類例があるから、そのようなものがあれば、是認してもいいと思って聞いているのですよ。ないと言っているじゃないですか。それでは困るのですよ。だから、支援が賛成だと言っているのだったら、どんな形でもいいじゃないかと言わないで欲しいのですね。私も結構、非常にナーバスになって聞いているのですよ。普通は、女満別高校の卒業生が多いのですから。議員の中にもいますから。きょうは、傍聴席の中にもいますよ。関係者が。そこで発言することって、かなり勇気が必要なのですよ、実は。だから、支援のあり方についての話し合いは十分にできるけれども、今提案されているような形の公有財産で取得する方法については、疑問があるという疑念について、ずっと尋ねているのですよ。一貫して質疑しているじゃないですか。それに対する、私が納得するお答えがあれば、喜んで賛成したいのですよ。そういうやり方でない道筋もあるじゃないかということは、私が全員協議会でも言ったじゃないですか。1月に話があったのだったら、NPO法人格の場合、認証手続きが結構かかりますけれども、株式会社でも何でも、方法があるのではないですか。法人格の取得の方法は。今月までには、十分できますよ。1月であつたら。そんなことなども含めて、できるだけそういう道筋でやったほうがいいんじゃないかという話もさせてもらったのですから、過去に。そういうことを踏まえて提案がなされているから、私はもう一度聞くのですよ。恐らく、大方の人は賛成なのでしょう。支援が賛成なのだから、普通財産もOKだと。公有財産になっちゃうのですからね、普通財産の取得をやっても。それが、本来的なあり方としていいのかと聞いたら、類例があると出たから、後から私は参考資料をいただきたいのです。いろんな知恵でやっていると思いますよ。それは、財源が問題なのです。北海道の財源なのか。国の財源なのか。一般財源なのか。そういうことがいろいろ関係してきて、地方自治体が、上位団体の道立施設に支援ができないわけですからね。これは御存じだと思います。いろんな知恵で頑張ってきてきたのですよ。みんな地域のためだから。だけど、逸脱しないように、私は老婆心ながら申し上げているのでね。その辺はちょっと、町長の答弁の仕方で、反問されましたから。そのまとめ方は、違いがあります。私の本意じゃありませんから、そのまとめ方は。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私のどこが反問なのか、私もわかりませんが、一つ上位計画にあったほうがよいということでもあります。確かにそのとおりかと思います。ですが、そのほかにも今回、別な公有財産の取得についての案件も出させていただいておりますけれども、それについても上位計画があって提案しているものではないと。医療計画のことに御比較をされる部分、確かにその部分でいきますと医療計画があって、それに基づいた財産の取得というものがありますけれども、今回のものについては、そういうところについては至っておりません。というのも、計画そのものの見直しの時期と今回の提案との時間的なものについて、無理であったというようなこともあります。ですので、今後この支援のあり方については、そういった町の教育の計画というのでしょうか、高校の支援が計画にすぐさま同一用語といいましょうか、そういう表現で載っているかどうか、私はまだ十分承知いたしませんけれども、そういうような類推する計画などについては、今後登載を行ってまいりたいというふうには思います。

また、法人格などの取得に関しては、先ほど議員はNPO法人なら時間がかかるけれども、株式会社ならすぐではないかというお話もありました。当然、ここに要望いただいた関係の方々については、そういうようなところについても御検討いただいたものというふうに思います。

また、別立ての、既存の会社などにそういう取得をお願いして、そして経営管理を、運営をお願いするということについては、現実的に動きとしてあって、いろいろなところに協議されたというお話も承っております。

しかし、いずれの場合も、その現存する事業所でありますとかOKしてくれるところまでは至らなかった。また、今の団体の方々も、株式会社などをつくるというような発想のところには、至っていなかった。また、これらの支援策については、なるべく早い段階で結論を出して、対外的なPRも行っていかなければならないというような時間的な制約もあり、今回の提案とさせていただいたところでございます。

今後、先ほど言いましたそういう計画等につきましては、全体の中で整合性が図られるように整理していきたいと、そのように思いますので、今回の取得については、その前段の提案ということでお認めいただけるように御理解賜りたいと、そのように思います。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 町長が、一生懸命言っておられるのですから、いつまでもどうこう言う気はありません。ただ、行政執行上の進め方の原則に立ち返って進めていただければ、私もここまでは申し上げていないのですよ。

事務方にもう一度お尋ねします。これを購入して、一体何人あそこに入れるのですか。1,500万円の予定の土地と建物を買って、そしてそれですべて終わるのですか。修繕費その他はいらないのですか。改修はいらないのですか。賃貸でという話が

ありました。どこに貸して、有償なのか、無償なのか。電気代と水道代はどうするのですか。入る生徒については、親御さんのほうから当然負担が出てくるだろうと想像されます。そういうことも含めて、きちんと説明していただかないとだめですよ。お願いします。

◇議 長 小島議員、今質問しているのですけれど、これは結構議員協議会だとか、いろいろなところでお互いに話をしていると思うので、そこら辺も・・・。
(何事か言う者あり。)

暫時休憩します。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時37分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
学校管理課長。

◇学校管理課長 それでは、説明させていただきます。

まず、購入して、その後に何人の入居を予定しているのかということでございます。まず、5名を見込んでございます。それで、その5名の収入を元にしまして、借り受けていただいた団体によりまして、収支のほうはとっていただく形と考えてございます。

お話のございました、その後の改修等でございますが、この建物につきましては旅館として使用されておりまして、現在まではお客様に宿泊して、利用していただいている施設でございまして、そのように管理されております。それで、特に大きな修繕等は必要なく、引き続き使用できるものと考えておりますが、何か、例えば小破修繕等が発生しましたら、それらについては先ほどの収支の中で、それは補っていただきたいと考えてございます。

それと、有償か無償かということでございますが、これは町の貸し付け条例・規則等にございまして、それぞれ財産の100分の4の貸付料を基準としまして、貸し付けることとして考えてございます。当然に、そういうことの中で光熱水費、それらに伴う保険、維持修繕等が発生するかと思いますが、これらを含めまして、借り受けていただいた団体等によって収支をとっていただきたいと考えてございまして、それらに対する町の支援は、考えてございません。

以上です。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 あと、時間が残り短いので、早く終わりたいと思います。

町長の、上位計画がないことも認めて、今後は整合性がとれるようにしたいという答弁もいただいたことでありますから、私としてはこれ以上どうのこうのと言いたく

はありません。

ただ、こういうことは前例にしてはいけないと思っているのです。はっきり申し上げて。だから、普通財産での取得については、余ほど慎重にならなければいけない。今説明があったのですけれども、私なんか、そこまでやってしまったのだったら、財産の貸し付けまで無償でやったらいいと思うのですよね。どうも、矛盾しているのだよね、考え方が。だから本当は、本来的に私の主張は、しかるべきところが法人格をとって不動産登記してもらおうと。それについて、かかる取得の経費については、全額補助が、町長が決断したら、あとは皆さんの判断の問題ですから、それで結構だと思うのですよ。そういうやり方のほうが、私はいいと思っておりましてし、まあ、最終的に申し上げます。1, 500万円が、どこから買うということがわかっているような予算案の出し方というのは、好ましくありません。私のほうでも買ってもらえるのだろうかと町民の声も出てきますので、よく考えて進めてください。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 物件が先に決まってい、それを提案するのはということでもありますけれども、どうも私がわからないのは、当該物件を固定しなければ当然、議会に何を買うのだと。どこを買うのだと。その根拠は何だと言われて、まったくお示しできないわけであり。当然、議会の議決がなければ、予算は執行できません。当然のことです。

しかし、そのほかの道路の用地買収でありますとか、今回提案しています雪捨て場の用地の確保の案件、当然いろいろな交渉の中で、町と相手方との交渉があり、当然議会の議決を経た後に予算を執行していくというものであります。そういうものでありますので、その前段とすればいろいろなところの物件について、先ほど言いましたように関係者も町も相談に乗る部分もありましたけれども、検討いただいた中で、あの物件の取得についてということでの要請がございました。町として、それらのことについても内部で協議いたし、その物件について必要があるのではないかという判断に立ち至って、今回提案させていただいております。

決して、裏のところで皆さん方に疑念を抱かれるような、そういう今までの交渉といいましょうか、話し合いというものは一切ございませんので、御心配いただいてありがたくは思いますけれども、そういったことについては一切なく、町の事務の通常を進め方としてお話しさせていただいておりますので、この場を借りて改めて説明させていただきたいと思います。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 要するに私が言いたかったのは、予算化するに当たって広報があるのは当たり前なのです。そんなことは、町長がわかっていますよ。だけど、少なくともあらかじめ決まっているということになるとすれば、そういう提案の場合については先ほども僕が申し上げたように、そこが、選んだ団体があるのですから。そこに補助を出せ

ばいいという考え方になるのですよ。それで、あくまでも公有財産として取得する場合には、それに対応するものがいくつか選べる可能性が出てきて、どれを選ぶかは、行政が執行上きちんと予算を認めた上で、そういうことについての公募もして、判断して、買い上げてもらいたいという要求が出てくるかもしれませんよ。それで、一番いいのは何かということが決まらなければいけないのですよ。私は、そのことを申し上げているので、実態的にもう決まっているのだとすれば、これしかないのだと決まっているのだとすれば、それはそういうやり方を選んだのはどこかといったら、陳情した団体なわけでしょう。要請した団体なのでしょう。だから、そこに買ってもらったほうがいいのですよ。それを財政援助することを、私はだめだと言っているわけではないのですから。そういうことを言っています。

また元に戻ります。時間も経過しますから、これ以上は言いません。基本的な考え方が、やはりずれがありますので、これ以上議論しても決着はつかないと思います。私が言いたいのは、予算計上にかかわる考え方の問題ですから。

以上を申し上げて終わります。

(「議事進行」の声あり。)

◇議 長 山下町長。

◇町 長 また戻りますけれども、そういうことも各団体が十分御検討いただき、しかし、法人格を取得するということまでには至らない中で町に要請があったものと、そのように思っております。先ほども申し上げましたけれども、議員のお話は、財産を取得することが、何か非常にリスクを背負う、マイナスだというような意見のところから出発しているようでありますけれども、私は、その財産を取得する、それは一過性のものではなくて、将来において女満別高校の間口確保、生徒確保における、そういった手段となるものではないかと。決して、財産の取得がリスクを背負うものではなくて、今後もそういったものを有効に活用して、生徒確保に努力していきたい。そうなるべきものであるし、その覚悟を持って予算を提案させていただいたところでもありますので、ぜひこういったことについて、これからも御理解賜りたいと、そのように思います。

◇議 長 そのほかありませんか。
9番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 それでは、お茶一服ということで。

歳入の17款、寄附金について、お伺いしたいと思います。一般寄付金が372万2,000円をいただいておりますけれども、補正前の金額ですと155万3,000円ですが、ここへきて急に372万2,000円をいただいたということなのですが、タイガーマスク現象があるのかどうか分かりませんが、この16件からいただいておりますという説明をいただきましたけれども、この16件の方の名前を全部言え

ということではないのですが、気持ちをいただいたのを私たちも知りたいなと思うのですが、個人情報だとか何かの関係があって名前や金額が言えないとすれば、これはどうしょうもないのですが、もしそういうことがわかれば、参考資料としてつけていただければありがたいなというふうに思っております。

それから、以前にもずっと一般寄附はいただいているのですが、こういういただいた方の名簿などというのが、今までずっと整理されているのかどうか。物であれば、恐らく財産にのせる場合には、のせる基準であれば指名がのるかと思うのですが、このお金についてはどのような扱いを今までしてきたのか。それが一つと、あと私の考えなのですが、お金に色はついていませんけども、この寄附金として一般会計の中でつかってしまっているのですが、これを一度該当するような基金に積み立てておいて、それを必要に応じて崩して使わせていただくというようなことにすれば、浄財をいただいた方にこういうことで使わせてもらいますということで説明できるのではないのかなど。寄附してくれた方も、町のためになったというふうに思うのではないのかなというふうに思いますので、この2点ですか、お答えいただきたいと思います。

◇議 長 竹内総務課長。

◇総務課長 一般寄附につきましては、ふるさと寄附金という形で、寄附者の方が今回は16件、372万2,000円ございました。それで、参考資料という話でしたけれども、中には匿名の方もいらして、なかなか、ちょっとそれはできかねるんですけれども、ただし、ふるさと寄附金の、一般寄附金となっておりますけれども、ある程度名目をつけて、選んでいただいて寄附していただいています。

一つに、森林資源の維持、保全及び整備事業に関すること、それから高齢者が健康でいきいきと暮らす事業、それから未来を担う子どもたちを育む事業、教育関係ですね。それから、魅力ある観光地づくりに関する事業、それからその他というようなことで、それらを選んでいただいております。今回、まず福祉、高齢者の関係では5件で198万円ございます。それから、教育関係で先ほど未来を担う子どもたち、今学校整備をやってございますので、それに対しては3件で64万円ございます。それからその他、先ほどもちょっと話しましたがけれども、消防活動のために20万円の寄附がございましたので、それは消防団のほうに負担するということで予算化しております。あと、そのほか特に指定していない方、これが8件ございまして、これは90万2,547円ございます。そして1件、これは本州から120万円ございまして、これが、地域福祉基金の積み立て、先ほど言った福祉のほうですね、これが60万円、それから学校教育のほうに積み立てて欲しいということで60万円ございましたので、件数として実質は16件ですが、件数としては17件になってございます。それで、372万2,000円が、今回あります。それで、今までもこれらの寄附につきましては、それらに応じて積み立てしたり学校のほうの建設のほうに積み立てしたり、福祉の基金に積み立てしたりいろいろ積み立てて、その都度使ってございます。それから、森林の関係ですと既に公有林の整備などもやっておりますので、そちらに

財源として充てているものもございます。

そういうようなことで、一部は積み立てし、一部はそのときの事業に使わせていただいております。それで、その都度寄附してくださる方々には礼状と、あと特に必要があれば町長のほうから自筆で礼状を送っているというような状況でございます。名簿につきましても、歴代のふるさと納税になった以前からも、寄附については寄附台帳を整備して備えておりますので、そういうふうにして管理してございます。

説明は、以上でございます。

◇**勝田議員** 終わります。

◇**議 長** そのほかありませんか。
(「なし」の声あり)

◇**議 長** 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇**議 長** 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第8号 平成22年度大空町一般会計補正予算(第8号)を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇**議 長** 異議なしと認めます。
したがって、議案第8号 平成22年度大空町一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第9号

◇**議 長** 日程第18、議案第9号 平成22年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
大槻福祉課長。

◇**福祉課長** (提案理由説明)

◇**議 長** これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇**議 長** 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号 平成22年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 平成22年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第10号

◇議 長 日程第19、議案第10号 平成22年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号 平成22年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 平成22年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第11号

◇議 長 日程第20、議案第11号 平成22年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

日下福祉課参事。

◇福祉課参事 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第１１号 平成２２年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第２号）を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第１１号 平成２２年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２１ 議案第１２号

◇議 長 日程第２１、議案第１２号 平成２２年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第２号）を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
橋詰住民福祉課長。

◇住民福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第１２号 平成２２年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第２号）を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第１２号 平成２２年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補

正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。
ここで、１０分間休憩します。

休憩 午後 ３時２３分
再開 午後 ３時３３分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第２２ 議案第１３号

◇議 長 日程第２２、議案第１３号 平成２２年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
阿部建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第１３号 平成２２年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第１３号 平成２２年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２３ 議案第１４号

◇議 長 日程第２３、議案第１４号 平成２２年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第４号）を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
阿部建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第14号 平成22年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第14号 平成22年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第15号

◇議 長 日程第24、議案第15号 平成22年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
阿部建設課長。

◇建設課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第15号 平成22年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第15号 平成22年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２５ 議案第１６号

◇議 長 日程第２５、議案第１６号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎日程第２６ 議案第１７号

◇議 長 日程第２６、議案第１７号 大空町地区公民館条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

菊地社会教育課長。

◇社会教育課長 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎日程第２７ 議案第１８号

◇議 長 日程第２７、議案第１８号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎日程第２８ 議案第１９号

- ◇議 長 日程第２８、議案第１９号 大空町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
竹内総務課長。

- ◇総務課長 （提案理由説明）

- ◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎日程第２９ 議案第２０号

- ◇議 長 日程第２９、議案第２０号 大空町民会館条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
高橋住民課長。

- ◇住民課長 （提案理由説明）

- ◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎日程第３０ 議案第２１号

- ◇議 長 日程第３０、議案第２１号 大空町女満別研修会館条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
菊地社会教育課長。

◇**社会教育課長**（提案理由説明）

◇**議 長** お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇**議 長** 異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎**日程第 3 1 議案第 2 2 号**

◇**議 長** 日程第 3 1、議案第 2 2 号 大空町女満別ゲートボールセンター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
菊地社会教育課長。

◇**社会教育課長**（提案理由説明）

◇**議 長** お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇**議 長** 異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎**日程第 3 2 議案第 2 3 号**

◇**議 長** 日程第 3 2、議案第 2 3 号 大空町体育施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
菊地社会教育課長。

◇**社会教育課長**（提案理由説明）

◇**議 長** お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇**議 長** 異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎日程第３３ 議案第２４号

◇議 長 日程第３３、議案第２４号 大空町老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎日程第３４ 議案第２５号

◇議 長 日程第３４、議案第２５号 大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎日程第３５ 議案第２６号

◇議 長 日程第３５、議案第２６号 大空町特別会計条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎日程第36 議案第27号ないし日程第43 議案第34号

- ◇議 長 日程第36、議案第27号 平成23年度大空町一般会計予算から日程第43、議案第34号 平成23年度大空町個別排水処理事業特別会計予算まで8件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

- ◇総務課長 (提案理由説明)

- ◇議 長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。本案については、議長を除く11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これを付託して、審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案については、議長を除く11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

ここでおことわりしておきます。本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時32分

再開 午後 4時33分

- ◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました、予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで、しばらく休憩いたします。休憩中に議員控室において、予算審査特別委員会を開催し、委員長の互選を行ってください。

再開は、ブザーをもってお知らせします。

休憩 午後 4時34分

再開 午後 5時00分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。先ほど、予算審査等特別委員会に付託しました議案第27号から議案第34号まで8件については、会議規則第46条第1項の規定によって、3月15日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号から議案第34号まで8件については、3月15日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

ここで、諸般の報告をいたします。

休憩中に、先ほど設置されました予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

委員長に田中勝吉議員、副委員長に中堀君子議員が互選された旨の報告がありました。

◎散会の宣言

◇議 長 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。御苦労さまでした。

散会 午後 5時01分

平成 2 3 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・招 集 平成23年 3 月 8 日
- ・開 会 平成23年 3 月 8 日
- ・閉 会 平成23年 3 月15日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	品	田	好	博	7 番	松	岡	克	美
2 番	中	堀	君	子	8 番	深	川		昇
3 番	近	藤	哲	雄	9 番	勝	田	鉄	城
4 番	松	田	信	行	10 番	小	島	一	弘
5 番	斎	藤	宏	司	11 番	田	中	勝	吉
6 番	植	田	泰	弘	12 番	後	藤	幸	太 郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		福祉課長
総合支所長		福祉課参事
会計管理者		産業課長
総務課長		産業課参事
総務課参事		建設課長
住民課長		住民福祉課長
住民課参事		産業建設課長
		総務課主幹
教育長		学校管理課長
社会教育課長		
監査委員事務局長		農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから、平成23年第1回大空町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、1番、品田好博議員及び2番、中堀君子議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

鈴木事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は、12名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

本日、議会事務局職員において、議会だより掲載用として議場内で写真撮影を随時行いますので、御了承願います。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

◇議 長 日程第2、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。

1番、品田好博議員。

◇品田議員 平成23年第1回定例会に当たり、通告により質問させていただきます。

平成23年度町政執行方針の初めに、町長は地域主権について言及しております。地方分権は、中央集権と対峙した言葉であります。地域主権は、国民主権に通ずるものとする考えであります。国民主権を置きかえれば、町民主権ということになります。でありますから、民主主義の根幹をなすべきものとする、こういうことであろうと思います。なお、自治基本条例の水澤講師流で言えば、町長の言うまちづくりに臨む基本的考え方についての言い出しは、大空町の自治に臨む基本的な考え方と言うべきでしょう。さらに、町民皆様のまちづくりへの自主的な参画が欠かせない、それは町民皆さまの町政への自主的な参画が欠かせないとするべきなのでしょう。

日本語は、大変難しいものであります。自治基本条例づくりに4年ほど費やしてまいりましたので、少々かたぶつになってきたように思います。それでは、本論に入りたいと思います。

自治である行政の政策的根幹をなす、総合計画というものがあります。総合計画は、地方自治法第2条第4項「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」を根拠に策定する、自治体のすべての計画の基本となる計画であります。基本構想を受けて、おおむね10年間の行政計画を示す基本計画、5年間程度の具体的施策を示す実施計画の三つをあわせて、総合計画と言われています。

現行の地方自治法では、基本構想が法定議決事件となっていますが、そのもとになっている基本計画と実施計画は、議決にかかわらないということになります。大空町においては、総合計画を支えている、各課における各種行政計画があるわけですが、一部を除いて議決事項にはなっておりません。どれほどの行政計画があるのか、勉強不足の私には、数えてみても20足らずのものしか思い浮かばないのであります。町長には、この各種行政計画の重要性と、議会と町民に対しての説明責任についてどうあるべきかについて伺いたいののであります。

また、各課により政策課題ごとに策定されている行政計画の相互間を自治体の内部で調整することは、どのような形で行われているのか。その部署は、どの課なのか。あわせてお聞きいたしたいと思います。次いで、これらの行政計画の大部分は、先ほど申したとおり議会の議決を経ないものであります。行政計画の事前、事後に任意の報告案件として常任委員会で質疑を行う形や、本会議の一般質問等で扱うなどの手法はありますが、報告を受けて了承するという形だけでは、議会の責任を持つことにならないだろうと考えますが、議会機能の最たるものとして議決事件に追加することにより議会の責任を明確にしていくことが、行政計画から自治体計画としてのプロセスとして認証され、広く町民への情報の提供、共有になり得るということにほかならないのではないかと考えるわけですが、町長の判断をお聞かせ願いたいと思います。

2番目でございます。東藻琴地区の「道の駅」整備基本計画策定のゆくえについて。

昨年5月31日に開催された議員協議会に、議員として初めてこの事業の概要の説明があったわけですが、その後、常任委員会が違うせいか、以後どのような展開になっているのか、いささか不安ですので質問させていただきたいと思います。

一つ目、本事業の発生源について。

二つ目、この事業の総合計画における根拠について。

三つ目、政策等の実施、事業にかかる財源等の措置について。

四つ目、事業計画の母体的な組織づくりについて。

以上、お聞かせいただきたいと思います。

三つ目でございます。ちょっと失礼します。雪国の、快適な冬の環境づくりについて、お尋ねを申したいと思います。

雪国の快適さへの追求という側面から、提案させていただきます。厳しい冬の期間をくぐり抜け、春の兆しを肌に感じられるようになってまいりましたが、まだ冬の将

軍の勢いは、わからないものがあります。雪は、見た目にはきれいで美しいものがありますが、生活の中では、とかく嫌われ者であります。この憂うつな雪対策について、とかく、節約という観点から、除雪、排雪を予算編成上縮減したいというのが本音であります。

しかしながら、北国には雪から逃れられない宿命があります。それならば、逆手にとって利雪、克雪という考え方で対処することはできないのだろうか。農産物保管施設を雪冷蔵で、また酒づくり醸造の雪冷蔵という町の事業者のことも、情報として入っていると思いますが、プラス思考でチャレンジがあってよいと考え提案することになりました。

一つ目、雪ゼロ・エミッションという考え方について。これは、徹底した雪排除の考え方であります。新町の計画、総合計画のアンケートの内容、また都市計画マスタープラン等、さまざまなまちづくりアンケートの中の、生活環境項目のベストワンに除雪体制の増強とあり、実に50%以上の町民の皆様方の位置づけがあります。安心、安全な暮らし、バリアフリーな道路環境といっても、4カ月もの間雪に埋もれているということで、せめて中心市街地の周径100メートルでも雪のないエリアをつくれないかという試みであります。大手スーパーさんの交差点から、周径でも、エリアでもよろしい。大通り、3.3.2空港線、旧空港線、そして役場の、2条通りですか、完全排雪は不可能なことなのでしょうか。あの排雪の後の広いと感じる解放感、閉塞感から抜け出したいと感じるのは、私だけではないはずです。活性化、産業振興には少なくとも資金を投入することは考えても、除雪、排雪には、あまり資金を投じたくない。これが雪国の施策だとすれば、市街地の活性化、経済振興はおくれるばかりか、縮こまっていくとは思いませんか。町長の考え方を聞きたいと思います。

二つ目、東藻琴、女満別両地区の公園の冬期間利用についてでございます。

公園施設には利用期間がありませんが、冬期間深い眠りに入ります。スポーツ、運動はできなくとも、歩くことは可能なはずです。公園内のメインの道路は、最低1.2メートルはあけられないでしょうか。町内でも健康志向のもと、ウォーカーが増えてきております。冬期間一般道路は狭く、安全面からも問題があります。歩道の除雪も行き届いておりません。さほど難しいことではないと思いますが、いかがでしょうか。

三つ目、3.3.2空港線の緑地利用について。冬期間には、ストーンベンチの両サイドにスノーボールが立ち、雪山が無造作に積まれ雪捨て場状態であることは、周知のことです。私たちの町は、雪国です。雪の美しさを見せてこそ、みずからのアイデンティティーを誇らしげにするものではないでしょうか。正直言って、見たくない光景であります。夏場と一瞬にしてさま変わりする冬の悪い光景は、観光面からマイナスだと言えるでしょう。緑地に関しては、冬は排雪し、広々とした感じを維持し、イベント広場としての機能を発揮させることができるのではないのでしょうか。子供たちの雪像でもよいし、夜にはアイスクャンドルを並べてもよいと思います。街路樹であるアカマツにイルミネーションもよいと思います。ウェルカムの心を忘れていないでしょうか。そこに屋台村があっても結構だと思います。女満別の小さな大通公園にしようではありませんか。3.3.2空港線の事業効果を発揮すべきだと考え

ます。

以上、3点ほど提案させていただきました。町長のお考えをお聞きしたいと存じます。1回目の質問といたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 品田議員から、3点にわたる一般質問をいただきました。

まず1点目、町内における各種計画の関係であります。

大空町では、総合計画のほか、36の各種計画がございます。現在、計画として定まっているものが33、策定中のものが3で、あわせて36ということでございます。計画は、法律で議会の議決が必要なもの、また、各種委員会などに諮問するもの、議会への説明、また、町民の皆様のアンケートを行うものなど、それぞれ法的根拠、目的、内容により策定までのプロセスが異なっております。それらは、総合計画に沿って体系づけられております。各担当課において、その総合計画との整合性を図るということで、相互調整を行っているところであります。ちなみに、総合計画そのものを主に所管しているのは総務課となりますので、総合的な調整機能は総務課にあるということが言えるかもしれません。

現在、先ほど言いました36あります計画のうち、議会に何がしかの形で協議といひましようか、説明、内容の報告などを含めてお話をし、示しているものが23ございます。それ以外の13の計画等については、議会に特段お示ししていない状況にあるかと思ひます。そういう中でありまひすので、今後については、議会のルールもござひます。そういう中ひ、どうひいうお示しの仕方がいいのか、御協議させていただきながら、そういう計画については、議会に何らかの形でお示し申し上げていきたいと、そのように思ひます。

ただ、さまざまな意味合ひが持たれての計画でござひます。すべてを同一に扱ひうひうひうな考え方は、現状としては持っておりまひせんので、その点については御理解賜りたいと、そのように思ひます。

2点目でありまひすけれども、東藻琴の道の駅の関係でありまひす。前段、ここに至った経過につきまひして申し上げたいと存じまひす。東藻琴芝桜公園の宿泊施設を閉鎖いたしまひしたことや、新たに温泉を掘削いたしまひした。また、宿泊や温浴施設は東藻琴の市街地にあったほうがいいのではないか。利用されるのではないか。そういうひうな御意見もいただきました。

一方ひ、市街地の商業活動の衰退を懸念する声も聞かれます。飲食店や日常の買ひ物、宴会の場所、宿泊はどうなるか。将来を思ひ、不安を抱く御意見もいただひいてるところでござひます。その中ひ考えまひしたのが、道の駅の発想でござひました。東藻琴地区に将来とも必要な機能は何なのか。飲食や物販、交流、宿泊、道の駅と冠をつけて表現してありまひすけれども、道路利用者の方ばかりではなく、そこに住む人たちが活用できるひうな、そんな地域の活性化施設と表現したほうがいいのかもひれまひせんけれども、そういうひうな施設構想というのを立てていくべきではないか。場所につきまひしては、国道と道道の交差点付近でありまひすとか、乳酪館付近、国道沿線の

町有地など、さまざまな御意見が聞かれるところであります。こういった事柄を整理するために、まちづくり住民懇談会を昨年8月に立ち上げて、その機能や候補地、運営の方法、収支の予測など御議論いただいているところであります。また、こういった内容について、11月号の広報に私の手記の中で掲載させていただいたところでございます。

道の駅そもそもの起こりでありますけれども、第3次東藻琴村総合計画の中に、観光拠点の整備、道の駅の施設整備というものが位置づけられております。しかしながら、優先度や財政的な事情もあり、後年度へと見直しがなされ、実現には至っていません。今般、いろいろな議論をいただいておりますけれども、古くからの地域課題であるわけでございます。

大空町の総合計画の位置づけでありますけれども、大空町の総合計画は新町建設計画を継承しておりますし、その新町建設計画といいますのは、両町村の、おのおのありました総合計画を基本に構成し、策定しております。そういったことから、現在の大空町総合計画の観光産業の振興、東藻琴地区「道の駅」整備事業というものが、位置づけられているところでございます。こういった、私が考える施設整備のあり方がありますが、ハードの部分の整備については、町が行っていかなければならないのではないかなと思ってございます。しかし、施設の管理・運営などのソフト面は、指定管理者も含めた民間の方々をお願いできるということが最良ではないかと現時点で考えてございます。施設の整備となれば、相応の事業費がかかってくるわけでありまして、道の駅というだけで補助事業を活用することは困難でありますので、その機能の中に防災拠点施設でありますとか農畜産物の販売、情報提供の受発信、コミュニティの醸成、そういった機能を今後議論し、決めていく中でその機能の位置づけを図ることによって、補助事業を活用することができないだろうかということを探ってまいりたいと思っております。

一方で、合併特例債などの活用も考えていくということを念頭に置いているところであります。町民皆様の税を主体とする一般財源の持ち出しを極力少なくした中で検討を図ってまいりたいと、そのように思っております。

まちづくり住民懇談会であります。委員の皆様17名で構成されており、昨年8月からこれまで8回にわたって議論いただいております。整備の必要性から御議論いただきました。候補地の選定、導入の機能、それらについて議論いただき、今月中にまとめられることとなっております。

しかし、議員の皆様から道の駅という大きなイメージと、もう少しコンパクトな地域活性化施設としての意味合いも含めて、もう一つの案を検討してみたいということで、意向も強くございました。そういった中で平成23年度予算計上しております、まちづくり懇談会にかかる経費等を活用させていただきながら、そういったものについても再度意見を取りまとめていければと、そのように思っております。地域におけるコンセンサスが何より重要でありますので、そういった話し合いの熟度を高める中で、この計画について取り組んでまいりたいと、そのように思っているところでございます。

3点目でございますけれども、雪国の快適な空間ということで御質問いただきまし

た。

安全、安心な道路環境、住環境を確保するということで、雪ゼロという考え方について、いろいろな御示唆をいただきました。考え方について、大変すばらしい、興味深い発想ではないかと、私も受けとめてございます。除雪、排雪についての御質問といたしましょうか、御提言もありましたけれども、現在は、やはり除雪を中心に行っているというのが現状でございます。

ひとつ、女満別地区における除雪作業と排雪作業のことについて、どの程度の経費がかかっているかということで、単純比較ではありますけれども試算してみました。1回の市街地区の除雪について、約21万円、排雪になりますと、これが350万円ほどかかるということであります。雪をゼロにする特定の地域ということで御提言もいただきましたけれども、そうなりますと、確かにかなりの額がかかってくる、それを町民の皆さんに御負担いただかなければならないということで考えますと、御理解いただくためには時間がかかる部分が多いのではないかなと、そのように感じております。

また、一部の地域だけということで本当にいいのかというような議論もあるのではないかと、そのように思っております。議員が御指摘のとおり、その雪をなくすというような考え方ではなくて、もう一方で御提案のあった、利雪というのでしょうか、雪を使っていく、雪を楽しむというような発想を持って対処してまいりたいと、そのように考えるところであります。

また、町内の公園などについて、冬期間の除雪体制のことについても御質問いただきました。現在、冬期間で除雪しておりますのは、ふれあいパークについては、1周できるような除雪を行っております。これは、すばく東藻琴の管理を年間通して委託していると。あわせて、公園のクラブハウスも管理をお願いしているというような関係から、その公園内の1周の部分を除雪させていただいているということで、女満別地区などにおける公園については、冬期間の委託をしていないというような関係から、現在は除雪に至っていない状況であります。

そういうことから、冬期間の体力増進など日常歩かれています方々が、冬は大変お困りの部分もあるのではないかと、そういう視点も何とかしていきたいということで、ゲートボールセンターのトレーニングルームに、ウォーキングマシンやエアロバイクなども設置させていただきました。そういった器具で、冬期間については代替していただくわけにはいかないだろうかと、そんな思いでございます。

また、3. 3. 2の空港線の利用についてでございます。現在は、歩道の部分、さらにはその横の植樹帯の部分と緑地帯の部分がございます。これらについて、どのような活用を図っていくかということで、整備の段階において北海道や町や道道女満別空港線整備促進期成会の皆さん方で、いろいろ御検討・御協議された経過があります。集客施設の設置や商店街への誘導路、また、駐車場などいろいろと検討されましたけれども、費用やスペースの面から、緑地とストーンベンチを配置する整備ということでできております。現実には、そこを冬期間の雪置き場というふうにされている現状も承知しているところであります。町民の皆さん方が、あの部分を活用していったらどうかというようなことがあるのであれば、町としても支援していきたい、先ほど、イ

ルミネーションでありますとか、ろうそく等のその明かりだとか、雪像というようなお話もありました。そういうようなものが、地域の皆さんとして取り組んでいただけるというような話があるのであれば、町としても積極的に御協力させていただきたいと思います。

ただ、先ほど申しましたとおり、緑地帯を現実的に雪の置き場としてお使いになっている方がおりますので、そういった方々に御理解いただかなければなりませんし、また、歩道を確保するために植樹帯のところに、現実的には除雪の部分の雪が堆積されているというような状況もあります。管理しております北海道などにも、そういった御協議をするという必要が出てくるのではないかと、そのように思っておりますが、皆さん方の意向を確認しながら、そういった形がとれるのかどうか、その部分については、町としても十分検討させていただきたいと、そのように思うところであります。

1回目の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 御答弁をいただきました。

この一般質問をする際、我々は説明の時間をいただいて、当局に説明させていただくわけですが、私は総務課だと信じ込んで、予告前にどちらかといったら通告するタイプでございまして、近々品田が来ているなと思ったら、一般質問がくるのだな、こんなふうな慣習になっているかと思えますけれども、その際、これについては課がないということで、それぞれの課でやっているのだということであったわけですが、私はそのような形で自治体計画が運営されているわけではないというふうに信じております。それは、町長さんが総務課であろうと、こういうことでありましようけれども、総務課自体にそこまでの認識がないのかわかりませんが、これは多分、皆さん方幹部職の庁議の調整の場で話されているのだらうと、こんなふうな解釈をしているわけでございます。

しかしながら、そういう庁議だけではそこに至るまでの、庁内の統一的な合意形成というものが、あまり重視されなくなってくるのではないかと。こんなふうにも考えているわけでございます。すべてを議会の議決と、私はやみくもに言っているわけではないわけでありまして。議会側からすれば、そういったマスタープランの実施状況を議会で審議することにすれば、部局横断的な課題に関しても担当部局だけでなく、全部の部局の取り組み状況を質問することができると、こういうふうなことでありまして、議会に寄せられる皆さん方の期待といったものから考えると、そういうような状況が一番よろしかろうと、こんなふうに思っているところであるのです。

今日の政策的な課題は、担当部局の仕事というよりは、あらゆる行政部門がそれぞれの部門ごとの問題として扱うべきことばかりではないだろうかと、そんなふうに考えています。そういった意味で、行政計画が担当部署、部局の中でつくられているのではなくて、自治体の名前、大空町という形でつくっているわけですから、決して福祉課でつくっているわけではない、それぞれの課の名称でつくっているわけではない、大空町と冠をかけているわけですから、それは一定の範囲の中で、町長の考える何が

重要な行政計画なのか。その辺のことは、町長さんが一番理解しているところでありましょうし、その辺の内容で議決を求めることによって、議会に実施状況を報告して審議を受けることになれば、各部局では当然のことながら、これまでの取り組み状況を精査する、そういう作業が生まれてきて、よりいい関係になるのではないかと、私はそのように思っているわけでございます。それについて、町長さんはどのように思っているのか、例えば今回の町政執行方針の中にも六つほど、総合計画の中では十いくつぐらいの計画名が出ていますけれども、中には残念ながら新人議員の私には配られていないものもあります。その中で大変重要なものもあります。私は、総務文教厚生常任委員会委員でありますけれども、福祉の中でも、いただいていないものがあるなど。それは、かなり根幹をなす重要な計画でありますけれども、ないと。そんなことであります。そういった、お互いにどうしても緊張感がなくなる形でなされるということは、町民にとって大変不幸なことになる。そんなふうに思っていますが、町長はどのようにお考えか、再度お聞きしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 言われるとおり、担当課がつくっているのではなくて、確かに作業はそこが中心的に行っておりますが、最終的には町としてその計画を認定する、議会の議決をいただきながら認定するというようなことになっておりますので、おっしゃるとおりであろうかと思います。

また、各種計画等につきましては、すべて公開されているものでございます。そういった意味からは、議員の方であろうと町民の方であろうと、そういったものについては一様に、御要請があればお渡しできると、そのように思っております。決して、私どものところで出したくないのだというような姿勢でないということについては、御理解賜りたいと思います。ただ、なかなかそういった面での配慮が欠けている部分があったのではないかと、そのように思っております。そういうことで御質問いただいたものと思っております。

先ほど言いましたとおり、議会の中での審議のルールというものもでございます。その中でどういう形で示していったらいいのか、そのことについては十分相談させていただきながら、今後各種計画につきましては、その議会のルールの中にのっとった形で、皆さん方にお示しさせていただきたい。そのように考えているところであります。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 町長さんのお耳にも入っていると思いますけれども、私ども議会としては行政側の自治基本条例と並んで、私ども自身の議会基本条例の着手に入っているところでございます。その中の項目にも、多分なされているだろうと私は考えておりますけれども、その節は、よろしく調整していただきたいなど、こんなふうに思っています。

例えば、都市計画マスタープラン、この間、産業建設常任委員会のほうにかけられた重要な案件でございますけれども、これらを見ても調整の大事さというものは、図

柄上書いてございます。都市計画に、なにゆえに障がい者計画や地域福祉計画、国民保護計画、地域防災計画といったものは、関連としてなされているのかと。これは、大学の先生が書いたのではないと思いますけれども、それだけ私の言ったすべてのものの課が関連しているものなのだという認識を、それぞれの課が強く認識していただかなければ、言葉は悪いですが絵そらごとの内容になりつつあると、こんなふうに私は考えております。

つくるなということではございません。つくり過ぎるのもよくないですが、もっと言わせていただければ、先ほど言った中心市街地基本計画、これもつくろうと思えばつくれるわけです。行政の中で、大事な基本計画だと思います。そういった観点、それと地域の公共交通、これについてもつくろうと思えばつくれるはずです。もう一つ、観光圏整備計画、これも先ほど来質問しておりますけれども、大空町のあるべき姿というものは、もっとほかの部門にもあるはずです。

そういったことを、やはり整理なさって、自分らの地域をつくるために本当の汗をかく。本当の計画をつくる。そういう観点でお仕事をしていただければ、幸いでないかなと。留意すべきは、地域としての創意工夫をすること。住民と行政とが協働して、納得のいくものをつくりあげていく。こういうことでございますけれども、どちらかといえば国から、また、北海道から市町村の計画を努力目標にさせられ、計画のひな形、モデルのみでなく、アンケート調査方法まで縛られてきている、そういう実態があるというふうに、元幹部職をした地方自治体職員の方が、著述を残しております。そういう意味で、生きた行政計画をきちんと立てて議会の議決を経るものは経て、町民に理解を求めていくと、そういったことが大事な時代になってきているのだらうと。それがまさしく、町長の言う地域主権、そういう改革でないだらうかと、そんなふうに思うわけでございます。

最後に一言、御答弁をお願いしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 品田議員のおっしゃるとおり、本来町の中で町民の皆さんと一緒につくっていかねばならない、課題解決のための計画というのはあるのですが、どちらかというと御指摘のとおり、国からこれをつくらなければ補助の対象にならないすとか、事業執行ができないということで、つくられているという言葉は不適切かもしれませんが、そういう中でつくっている計画もかなりあります。そのことが、本来必要なところになかなか行き届いていない、そういう現実もあるかと思えます。ですので、議決事項になっております総合計画というのは、構想が議決案件ですけれども、それに連なる基本計画でありますとか実施計画というものがあります。まずは、そこを基本に大切にしていきたいというふうな思いを、私自身は強く持っております。それがやはり、私どもの自治の根幹ではないかなというふうに考えておりますので、そのところをまず基本に置きながら、そのほかの各種計画などは、そこに系統立てて連なっていけるような形で整理していきたいと、そのように思っております。

言われることを十分受けとめながら、これからも執行に当たっていききたいと、そのように思います。よろしくお願いいたします。

◇議 長 1 番、品田好博議員。

◇品田議員 ありがとうございます。

2 番目に移ります。道の駅でございますけれども、名前はまだ、当然道の駅という形の冠がつくつかないかは、また別な問題でございます。

一つ目として、事業の発生源、これは第3次、東藻琴村時代の計画に載っていたということでありますので、私はなかなか入手できません。新町建設計画、総合計画の中には、それだけ要望されている東藻琴の実施したい事業であれば、堂々と総合計画や新町建設計画に、そういうしっかりとした形で載せてもらったほうが、女満別地区の皆さん方のほうには理解を得られたらろうと、こんなふうにも考えているところでございます。

答弁漏れがありますけれども、まあそれはよろしいでしょう。

いろんなお金の借り方もありますけれども、合併特例債も視野に入れているということでございますけれども、重要に考えてやっていただければと、私どもは思っています。

4 番目の事業計画の母体、これはたまたま、町長さんのお手元にいいていませんけれども、きょう私も見させていただきました。過日の議会の委員会報告でございますけれども、東藻琴の部門において重要な示唆の発言があって、ちょうどタイミングがよかったので、町長さんのお手元にと言いましたけれども、時すでに遅かったので、後日お届けに上がるだろうと思っていますけれども、皆さんが大変心配していると。随分時間をかけて審議されているなど、私どもは思っておりましたけれども、反対ということではないですけれども、大変心配していると。それだけ、やはり現状が、なかなかいろいろな不安とか、いろいろなものがつきまとっているのだらうなというふうな考え方を私は持っておりますけれども、私は産業建設常任委員会委員でもございませんし、先ほど言ったとおり、去年の5月31日に初めての報告を受けたと。それから、るる調べておるのですけれども、これが一番現実的な、地元の意見なのかなという考え方であります。ですから、活性化のために何かをしなければならない、何かを計画しなければならない、これは当然のことでありましょう。コンセンサスをとっていくことも大変重要なことでもありますけれども、事業が成功する、させるという、そういう観点から話を進めなければ、すべて砂上の城になってしまうだろうと。例えば、お尋ねを申しますけれども、まちづくり懇談会の委員は、何名なのか。これは、町職員を除いて、公募委員は何名なのか。また、地域のアンケートとして商工会、自治会、女性部、東藻琴高校生、東藻琴の学生等のワークショップ等、いろんな意見収集の仕方をして、大きく東藻琴地区の皆さん方の意見を収集する方法を考えてやっているのか、その辺もまた、お尋ねしたいというふうに思います。

2 回目の質問ということです。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 現在の総合計画の中には、この東藻琴の道の駅の整備というものについては、先ほども御答弁申し上げましたけれども、掲載されているということでもあります。

委員の数については17名と、先ほど御答弁させていただいたとおりでございますが、内訳については、担当のほうから後ほど説明させていただきたいと思います。

また、2回目の御質問の中で、一方ではいろんな、多様な意見の集約をするべきという意見と、行政がリーダーシップを持ってやるのだという気構えでもってやれと両方の意見、当然町の中にも両方の意見がございます。意見の集約の仕方については、町民集会でありますとかワークショップだとか、今後考えられるものは取り入れていけるのではないかなと思っております。

また、そういった決意というような部分につきましては、総合計画に掲載してあるということだけではなくて、私自身のまちづくり目標などにも掲載させていただいております。形は、これからいろいろな意見があって、変わっていく部分といたしましうか、当初のところから少しずつ成長していく部分があるかと思っておりますけれども、そういう気構えでもってやっているということでもありますので、今後とも御支援賜りたいと、そのように思います。

◇議 長 菊地東藻琴総合支所長。

◇東藻琴総合支所長 ただいま御質問のございました委員の関係については、今、町長のほうから、人数の関係については17名というふうになってございます。

それから、公募の関係については、昨年8月、広報誌で公募しまして、公募については、今、3名というような状況となっております。

それから、委員の構成の関係でございますけれども、各団体のほうから推薦いただいている部分については14名ということで、内容については、東藻琴商工会の理事の方、あるいは女性部の方、あるいは青年部の方、それから女満別地区のほうからも商工関係で参加いただいている方が2名おられます。それ以外に、自治会女性部のほうから、あるいは自治会連合会のほうから、あるいはそれぞれ民間の関係等で商売等をされている方もおられますので、そういうような方の意見も聞こうというようなことで一応参加していただいている方、それぞれ団体推薦の部分については、そういう14名というふうになってございます。

それから、先ほどワークショップの関係等といろいろございましたけれども、町長も答弁した中で、一応今回、基本計画の関係については、一通りの案が今できあがるところでございますけれども、次年度以降についても、まずは市街地に候補地を見つけて、その部分について論議していこうというような状況でございますので、今現在の委員については継続し、平成23年度以降も協議していくというような状況になってございます。

ただ、そこに関係する、これから具体的な内容を検討する部分にあっては、どうしても農協関係、あるいは観光協会の関係等も含めた委員の追加も必要ではないかとい

う御意見もございますので、そういう部分について追加しながら委員さんを増やし、協議していきたい、そのように考えてございますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

◇議 長 1 番、品田好博議員。

◇品田議員 説明がありましたけれども、こういった東藻琴地区の皆さん方の意見でありますけれども、このように申されております。

従来のように委員会を設けて検討するのもいいが、今回の議会報告会のようにいろいろな人の意見を聞いて、それをある程度まとめた上で、それぞれの代表が出て委員会をつくり進めるほうが効率的ではないのか。うわさ話が飛び交い、いろいろな情報が交錯すると、知らない人はそこまで決まっているのかと、誤解されてしまうことがある。

こういうふうなことでございますので、団体の人が一人入ったから、その人が団体の意見をすべて集約してきているわけではないのですよね。集約して出てくるという形が一番いいというふうに、この方はおっしゃっている。そのとおりだと思います。ですから、あて職みたいな形等々でなくて、それぞれが下部でいろいろな話をして、それをまとめてくるという形になってくれば、参加人数は延べなんぼという形になると思うのです。それが、ワークショップの一番主体たるもので、懇談会は別にあるけれども、実際はそういう意見収集をすると。いわゆる、参加させる、してもらい、意見を述べてもらい、そういったことをどんどん積極的に、やっぱりやっていかなければならないだろうと、こんなふうなことであります。

ぜひ成功してもらいたいという一念で申し上げていることでございまして、私もなかなか、産業建設常任委員会委員の立場ではございませんけれども、私見として申し上げておきたいなと思っておりますけれども、位置については中心市街地のほうが最も適しているだろうと。それと、国道美幌斜里線と道道網走川湯線の交差点部分が、やはり地域の活性化に一番よくないところではないかなと、こんなふうに思っています。

建物も、1 回目の説明のときは、ホテルから全部入っております、すごいなとは思いましたけれども、このたびは宿泊機能がなくなっております。そういった意味で、がらりとハザードが変わっておりますけれども、印象として商業施設には、ちょっと見えないかなと。教会のイメージが強いなど。窓のステンドグラスは、1 階部分にはいらんだとか、出入口が煩雑過ぎるなどかいうふうな感じを、図面上ちょっと感じました。

あとは、中身の問題は、いろいろな意見を聞いて、まとめ上げていくのがいいと思っておりますけれども、その辺、ぬかりなく進めていただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 いろいろな御意見があることは、私も十分承知しております。

また、皆さん方がよく言われるのは、もう決まったのだから、というようなお話を、

よく直接的にも間接的にも言われます。そのようなことがありますことから、11月の広報で、そういうようなことについて今議論しているのですというような書かせ方もさせていただきましたし、ふれあいトークの中でも、特に東藻琴地区においては、この話題をこちらから持ち出して、説明させていただきました。そのほか高齢者学級、さらには女性部の集まりの中でも、そういったお話をさせていただいているところがあります。

ただ、去年の8月から懇談会の委員の皆さんには、御苦労いただいております。今ここまで、いろいろな形で、皆さん本当に御苦労いただいて議論いただいておりますので、そのこのところの、でき上がった第1段階としての原案というものを、それをもってまた町民の皆さんにフィードバックさせていただくというような機会をつくるのがいいのではないかと。今、片やでつくりながら、それはそれとしてこっちでまた意見をまとめるのだということになりますと、せっかくお願いした懇談会の委員の皆さんのその気持ちというものを、ないがしろにしてしまうのではないかと、そのようなこともあります。

ただ、いろいろな方々の意見を聞いていくというのは、当然必要なことでありますので、順序立てて、そのあたりをお諮り申し上げておきたいと。また、議員が個別にいろいろな、途中段階の資料のことについておっしゃっておいりましたけれども、そういうようなお話になると、その部分もまた決まってしまったのかというようなお話もあります。議論していく中での一つのたたき台を、今つくらせていただいているということでもありますので、ぜひそのあたりも含めて御指導賜れればと思っております。

そういうような中で、決して、1通りの考え方だけで進んでいるわけではございませんので、多くの方の意見をいただけるように、これからも努力してまいりたいと、そのように思います。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 ある委員とちょっとお話ができましたので聞きましたら、いろいろな会議に出ている方でもありますから、混同しているのかなとも思いましたけれども、意見を言っても御理解を賜りたいと、こんなことで、何のために言っているか実際にわからないで、どんどんどんどん進んでいるみたいだというふうな感想も漏らしている、そういう一人一人の考え方はありましようけれども、やはり注意して進めていただきたいと、こんなふうに思います。

そんなことで、三つ目のことでありますけれども、雪国の快適な冬期間の環境づくり、趣旨は十分わかっていただけたと思いますけれども、いいアイデアだというだけではなくて、本当に先ほど言ったプランの中で、例えば都市計画マスタープランの中で、都市施設整備の方針の中に「交通施設は、高齢者や体の不自由な方、小さな子供など、町民の誰もが安心・安全で快適に利用できる歩道の整備や道路のバリアフリー化など、人にやさしい道路環境づくりを目指します。」とあるわけです。

しかしながら、先ほども言ったとおり、私どもの町は12分の4が雪に埋もれる可

能性の高い雪国だということです。どの計画にも雪が降るという観点から、出られない、内地と同じような感覚で計画をつくっている、そこに人が、絵そらごとのように感じるというのは、これはやむないことではないかなと。やっぱり、雪国の町であれば、雪国に対してどういう状況をやるのだというふうな、そういう側面もあっていいだろうということなのです。

まずもってみずからの位置、どういう地域なのかということをしっかりわからなければ、それは政策の論点を失うことになる。優先度もずれてくるのではないかな。バリアフリーといったら、何を指すのか。全部の地域ができなくても、中心市街地というのは、町長さんもよくわかっているとおり、都市機能の集約された場所をいうのです。その中に商店街があるだけのことです。中心市街地は、そういう役割を持っているのです。そういう観点からしなければ、先ほど言ったとおり、節約の観点、金の観点のことを言ってしまうと、ひとつも進まなくなるのです。独自性も何もないのです。それが、観光客にどういう訴えができるのか。そういう基本的な姿勢を、ちゃんと見極めていただきたい。我々は、雪国人なのだと。豪雪地帯ではないけれども、そういうみずからのアイデンティティーをしっかりと認識するということが、大事なことだと申し上げておきたいと思います。

街並み景観の形成の中にも、道道女満別空港線のシンボリックな道路としての整備と。どういうことなのか。安全、安心な歩行者空間の整備とは、何を指すのか。そういうことをしっかり念頭に置いて、言葉というものをしっかり持っていかなければならないと、私は思います。そういうことを町民は願っているのです。難しいことではないのです。それを申し上げておきたいと思います。都市機能を一番集約している市街地が、別に特段、特定の人を応援するということにはならないと思います。それだけは、認識を持ってもらいたい。そのように思うわけでございます。

公園の冬期利用についても、町長さんともたまにジムで会いますけれども、大変よろしい事業だったと、私は思います。平成16年6月に、女満別町議会議員の時代に質問させていただいています。それは、介護予防事業について質問したことであります。高齢者の筋力トレーニングで、農業構造改善センターのところのスペースでどうだという話をしました。金もないのだから、踏み台とかゴムバンドとか、そういう手づくりでできないかという質問をさせてもらっておりますけれども、町長さんは覚えていらっしゃるだろうと思います。あのときは金のない時代で、マシンを買ってくれとは言えませんでした。でも今6年経って、本当に喜ばれています。町長さんも認識していると思います。いっぱいです。平均年齢も70歳近い人ばかりですけれども、本当に喜んでおられます。町長さんもよかったなと、こんなふうに思っていると思います。そういう事業であったわけですが、東藻琴は、たまたま先ほど説明を受けましたけれども、管理人の方が積極的に、ふれあいパークですか、あそこの大きいメイン通りを排雪してくれていると。すばらしいなと思います。女満別においても、本当に、トマップ川のあの横断できる、妙行寺から入ってトマップ川を抜けるあの道路は、よく通るところです。そういうところをワン通路あけるくらい、どれほどのことでもないのです。町民に対する愛情なのです。ウォーカーは、道路を怖がって歩くよりかは、せめてあそこの場所を楽しみながら、散策しながらでもウォーク

しながらでも行くという姿、それが冬の時期に見られるということは、素晴らしいことではないですか。

私は、よくトマップ川の縁をサケが上がってくるのをこの間、12月の末まで見て歩きました。大変かわいいです。けなげです。それをねらって、キタキツネが夜中、息の根がとまるのを待ってやってくるという、そういう関係がございすけれども、物語のようで、大変美しいものです。我々田舎にいる人間は、そういうよさがわからなくなっている。そういう意味で、そういう木々の中で、また、緑の中で歩くということは、どれだけ素晴らしいことなのか。そういう認識を持って行って欲しいなと、こんなふうに思うわけです。

3. 3. 2 空港線についても、北海道との関係は、それはしなければならないことは当然です。だけど緑地の、大空町所有の緑地の場所、あそこはちゃんと、大空町のものですから、町長、どれほどの量ですか。毎日やれということではないのですよ。大雪が降ったとき、1週間以内にきれいにする。そういうことが、精神衛生上でも大事なのです。冬は暗くなるのです。そういう観点から見て、来訪者が車で来ても、美しいと感じさせる。そういうことで整備してきているのではないですか。効果のある事業、喜ばれる事業、評価される事業、そうあって欲しいと、私は願うものです。そういう意味で、たわいないアイデアですけれども、そういうことで申し上げさせてもらったわけでございます。

そんなことで、町長さんの最後のお答えをいただければと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 品田議員の御質問で、雪を楽しむという観点と、それからこの地域から雪を一切排除してしまえというのは、私は何か対極にあるような気がして、どのようにお答えしていいのか、非常に悩んでおります。

私のスタンスとすれば、確かに4カ月間雪が降るという私どもの地域ですので、これをすべて、住民生活を確保することはもちろん必要なのですけれども、楽しむだとか利用する、その観点でもって、やはり進めていかなければならないのではないかなと、そのように考えているところであります。

そういうことでありますので、例えば空港線の両わきの利用など、先ほど北海道の名前も出しましたが、北海道との協議というよりは、今現実そこに雪を排雪されている地域の方々とのコンセンサスをまず取らなければならないと。もしあそここのところにイルミネーションを置く、雪像をつくるというところに雪を持って行っていくのかというような話になってきます。そうすると、そこに今まで出していた方々がお困りになるというようなこともあります。そこをまずやっていかなければならないと、私は考えているところであります。そういう中で、地域の方々から御理解いただけて、雪像をつくったり、イルミネーションをつくるので町としても協力してくれと、それは当然、私どもも雪を楽しんでいくという考え方ですので、それについては御協力させていただきたいと、そのように思っております。

また、担当が市街地の中の特定の地域と、確か議員がおっしゃられたのは、空港線

から3丁目線まで、なおかつ西通りから役場の前のその一角のところを、雪をゼロにするというのはどうだろうかという御提案がありました。1本道路を挟んだところでは、やはり従来どおりということであれば、いや、私のところまで、次の通りまでと、だんだん皆さん方からのそういう希望も多くなってくるのではないかと。ですから、私が1回目の御答弁で申し上げましたとおり、本当にその部分だけでいいのかどうか、そのことも皆さん方ときちんと話をしなければ、単にその思いだけでその部分だけをやると、その将来の展望ももう少し持ちながらでないと、なかなか踏み切れないという思いを込めて御答弁させていただいたつもりであります。

また、高齢化率が高くなってきている中では、除雪というものは、今までと同じ体系だけでは維持していくのが非常に難しいというふうに思っております。ただ、それを全部町の、指定管理者に委託しているところだけでやるということになると、当然費用も非常にかかってきますので、単にそのハードの部分だけではなくて、地域の中で除雪する仕組みをつくれなにかとか、今建設業に携わっている方々が冬期間いろいろな形で委託を受けて除雪をされている、また、高齢者就労センターがされている、そういうようなところを、どのようにかうまく活用していくわけにはいかないか。そういうことを考えながらこの、冬の除雪の部分の対策というのは考えていくべきではないかなと、そのように考えてございます。

ただ、公園の関係については、平成22年度予算の中では、そこまでの除雪ということについては、指定管理者と協議も何もしておりません。来年度に向けてそういうことが可能かどうか、そういうことについては、これから指定管理者などとも十分話をしていきたいと、そのように考えてございます。

確かに中の部分、室内の部分のトレーニングルームなどについては、設定しました。ですけれども、例えば犬を連れて散歩されている方などもいらっしゃいます。そういう方は、室内でというのは無理でありましょうし、そういうところで外の空気を吸いながらという気持ちもわからないではございませんので、その部分については今後指定管理者などと十分協議させていただいて、できるものについては対応させていただきたいと、そのように思いますので御理解賜りたいと思います。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 私は、これを説明するとき課長さんに言われました。私の原稿は、初め50メートルでした。「品田さん、50メートルではすぐですよ。」それは、100メートル、200メートルのほうがいいに決まっているのです。300メートルでも全部でも、それが一番いいのです。そんなことができないから、私は最低限50メートルと言ったけれども、課長さんは50メートルはすぐですよ。町長の弁ですと、その50メートルもまったくできないのではないかと。それはそれで、意見の相違ですから結構ですけれども、西仲通りにおいても半分だけ歩道を、苦しい中でもつけることができました。でき上がったときは、大変すばらしかった。その後雪が降ってきて、すぐに歩道は雪投げ場です。歩道を歩くことすらできない。まして空き家、逆に向いているところ、そこら辺は雪がたまりっぱなしで、そこへ近隣の人が投げてしまうと

いう、ごみと同じことになってしまうのですよ。汚いところに投げてしまう、たまっているところに投げてしまうのですよ。いないですから、許可をとる必要がない。

それであれば、西仲通りの歩道というのは、どういう事業効果が生まれてくるのか。12分の4がそういう状態であるのであれば、意味がなされないのではないだろうかということを申し上げているのです。いまだかつて、まだやってきていないし、やり方も、ほとんど歩道を歩くということにはなっておりません。ですから、それは姿勢であっていいわけで、私が評価する何ものもなく、町民が、皆さん方がよく評価されることだと思います。昔に比べましたら町長さん、商店の皆さん方は、本当に自分で頼んでやるようなことが多くなりまして、ほとんど排雪は、昔に比べたらなくなりましたよ。町は。店舗でないところはありますけれども、ほとんどが自分でやってますよ。それでも残っているところがやっぱり、子供たちやお年寄り是不便なのです。歩いてみたらわかりますよ。何件転んで病院に通っている方がいるか。捻挫して通っている方が。それは、統計には出ないでしょうけれども、結構おられると思いますよ。そういうことでありますけれども、それはもう努力以外の何ものでもないのではないかなと、こんな思いがします。

わずかな出費で済んで喜ばれることが、本当にいっぱいあるなと私は感じまして、この3点を質問させていただきましたけれども、それぞれの考え方がおありますから、これで終わりたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 50メートル四方であっても100メートル四方であっても200メートル四方であっても、別にそのことを問題としているのではなくて、そのことを全町に広げていったときに、どこまで対処するのか。その将来のところの落ち着き先といいたいでしょうか、私どもとすれば、対処の方針まである程度考えながら対処していかなければならないということでございますので、そのところがまだ、私どもとすれば見出せない、その中でその部分だけを先行してやるということについては、私としては踏ん切りがつかないということでございます。

従来から見ますと、歩道など除雪する部分が町中も非常に増えてまいりました。なおかつ、きれいに除雪しようと思っております関係から、除雪した後このような時期になりますと、当然凍ってまいります。足元が滑りやすくなります。そういった新たな課題もありますので、それは転ばないようになんとか、例えば砂まきができないだろうか。議員とは別な視点ではありますけれども、そういうようなことの検討については、今後も努力していきたいと、そのように思います。

私自身も朝、いろいろなところを歩かせていただいております。中には歩道があるにもかかわらず、機械と歩道の規格との関係で十分除雪に至っていない、そういうような部分もございます。これは、今すぐすべてを解決するというわけにはまいりませんけれども、先ほど言ったハードとして、除雪機械で除雪する部分と、それから地域の皆さんのお力添えをいただきながら、それを町が支援して除雪していく。そういう形態を、これからは考えていかなければならないのではないかな。特に、高齢の方々が

増える時代にあっては、その年齢構成といいたいしょうか、人口構成にあったような取り組みを、町として考えて皆さん方に御提案していかなければならない大きな課題だというふうに考えておりますので、そういう点で今後とも御指導いただければありがたいと、そのように思っております。

◇議 長 1 番、品田好博議員。

◇品田議員 最後に確認ですけれども、町長さんちょっと、私が聞き間違っていたらあれですけれども、緑地の場所は雪捨て場として許可しているということなのですか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 そのところを許可しているということで、書面でもってやりとりしているというようなことはございません。

ただ、議論といたしまして、その緑地を設定したときに地域の方々が、冬の間そういうところに、道路に出すわけにはいかないと。排雪もなかなか大変だというようなことで、置くというようなことが出てくるのではないか、というような議論があったやには思っております。

そのことをとって、町として何がしかの形で許可するというような形態は、とっておりません。

◇品田議員 終わります。

◇議 長 以上にて、品田好博議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時24分

◇議 長 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、2 番、中堀君子議員の一般質問を許します。

◇中堀議員 昨日に引き続き、議場の皆様には大変お疲れのことと存じますが、少しの間おつき合いをよろしくお願い申し上げます。

初めに、さきに地震のあったニュージーランドのクライストチャーチでお亡くなりになった方に対して御冥福を祈るとともに、倒壊現場でいまだ安否不明となっている27名の日本人留学生が、1日も早く発見されることをお祈り申し上げたいと思います。

けさ、台所仕事をしながらテレビを聞いておりましたら、世界の何カ国かの中で、日本の出生率が一番低いということでした。原因はいろいろあろうかと思いますが、

どんどん少子化が進み、これから先いったいどうなるのだろうかということで、私は少子化問題をこのたび取り上げさせていただきました。

私どもが幼いころは、赤ちゃんはコウノトリが運んでくると母親に教えられましたが、そんなロマンチックなことでは済まされない昨今でございます。結婚しない若者、したくても相手がいない人たち、悪い連鎖が重なり、ようやく結婚ができて赤ちゃんが授からないという人たちが、私どもの周りにも少なくありません。

どうしても子供を授かりたいと不妊治療を受けようにも、オホーツク管内では一般的な初期治療で相談とか、血液検査とか、ホルモン検査程度で、特別な治療を要する場合は旭川市とか札幌市と都市部でなければ診てもらえず、治療費や交通費、宿泊費等のリスクを伴います。

網走市では、平成17年度から少子化対策の一環として、体外受精や顕微授精などを対象にした特定不妊治療費の助成制度を、北海道の補助とともに行っております。北見市においても、平成23年度より特定不妊治療に助成を行う予定と報道されておりました。

私ども大空町においては、どの程度の方たちが北海道の補助を受けて治療されていらっしゃるのか、また、町としても特定治療費に対して助成するお考えは、今後おありでしょうか。お伺いいたしまして、次に移ります。

続きまして、ガラス製瓶の再利用ということで、このことで通告しただけでは「ああ、コーラの瓶か。」とか、何かというふうに思われがちなものですから、私は議長のお許しを得まして議場内に持ち込みました。この程度の瓶で、非常に使い勝手のいいのであります。皆さんも一度は目にしたこともおありでしょうし、お手にとって、これを食べたこともおありかと思えます。うちの夫はこれが常備食でございまして、八日に1本は食べるのであります。したがって、この瓶が我が家では食器がわりで、ふたがぴっちりできますし、つゆ物を入れて逆さまにしても漏りませんし、非常に使い勝手のいい物なのであります。

それで、私はこの物を売っているお店へ、もう何年も前からですから、行きまして、今の時代は詰めかえ、コマーシャルでもやっているではありませんかと。インスタントコーヒーであり洗剤であり、この容器に袋から詰めかえて、袋をリサイクルに出すというようなことをやっているではありませんかと。ぜひ、それをやってもらいたい、と言いましたら、この会社ではやっていない、観光客を目標に売っているものですから、袋はないということで、どれだけそこのお店へ足を運んだかわかりません。

私はこのたび、通告というか、先ほど同僚の品田町議は、通告する前に課へ行って相談するというか、お伺いを立ててやると言いますけれども、私は1年生も1年生、もっと小さいもので、通告する前に課へ行って相談するなんて頭が働きませんでしたから、そのままガラス製瓶の再利用というふうに通告いたしました。したがって、この大きさといい、使い勝手のいい物なのですから、口の中へ入れる物ですから、食品を入れる物ですから、これをお店で再利用するように、行政からこのお店に言うというか、指導するというか、提言するというかはできないということで、いわゆる法律があるのだそうであります。

私は、町内で買い求めています、このことを何度も何度も言いましたけれども、

今言いましたようにパックがないということで、ただ、皆さんも御存じのように、昔は朝5時ごろになるとカチャカチャと自転車で牛乳瓶を牛乳屋さんが持ってきて入れてくださり、朝持ってきて飲んで、洗って戻しておく翌日また新しい牛乳がくるとい、そういうものであるならば、できるでしょう。事実、東藻琴の乳酪館では、牛乳瓶を回収しております。牛乳瓶とこの瓶とは違いがあるとは思いますが、この今の時代にごみ減量を進めるのであるならば、詰めかえか回収を行う、いち町民が声を出すこともさることながら、行政にも後押ししていただきたいと、この場に立ちました。

しかし、法律の壁があり、行政は何もできず歯がゆいばかりです。でも、役場住民課住民グループでは、事業所やスーパー、飲食店に、このように「3Rのススメ」ということで、非常に立派なものを配付してくださり、私もこれは町内のスーパーさんでじっくりと読ませていただいて、これは各家庭にも欲しいですねというぐらいの思いで見えております。そのぐらい住民課の住民グループでは、ごみ減量を一生懸命してくださっておりますけれども、私の考えていることとは少し違いますが、ごみを減らすという底辺では役場と一致しております。私たち町民も、減量運動に参加し、この瓶も「3Rのススメ」のリユース、すなわち何度も繰り返し使うということで、私自身を納得させました。

先ほど品田町議さんが言われましたように、前もって御相談しなかったとか、お勉強させていただかなかったということで、このことでは、担当部局では答弁のしようがないということですので、私はこの再利用するということに対しては、提言とか、あつかましいですけども、ぜひそういうふうになってもらいたいということで、提言ということで、今回この場に立ちました。ぜひぜひ担当課の方たちはこのことを念頭に置いて、再利用できるこんなすばらしい物、これは中身よりも外のほうが高いと思うのです。

しかし、これは業者のことですから、ここで言う言葉ではないのですけれども、そういうことでぜひ再利用とか、このままふたとわけて、こちらはリサイクルできますがこちらは埋め立てるということで、ですからぜひそういうことで、このガラス製瓶に対しては御答弁は必要ございませんので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

ありがとうございました。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 中堀議員から、2点にわたって一般質問をいただきました。

まず1点目でありますけれども、少子化問題についてであります。

日本では、10組中一組が不妊に悩むカップルで、相談もできずに悩み続けていらっしゃるカップルもあわせると、もっと多い確率で不妊に悩んでいる人たちがいるとも言われております。

不妊症の定義でありますけれども、妊娠を希望している御夫婦が、2年以上一般的な夫婦生活を送っていても子供ができない状態というのが定義だそうでございます。不妊治療がございしますが、初期の段階ではタイミング療法というものが行われており

ます。これは、医療保険の適用となる範疇でございます。次に、それでも妊娠されない場合には、人工受精治療というものがあります。これは、1回の治療に1万円から3万円かかると言われておりますが、保険の適用にはなってございません。

さらに、次の段階としては、体外受精や顕微鏡授精の治療というものがございます。これは、体外受精では30万円程度、顕微鏡授精では1回50万円程度という高額になり、これも医療保険の適用はございません。

北海道では、国の制度にのっとり、平成16年10月から北海道特定不妊治療費助成事業というものを開始してございます。これは、体外受精や顕微鏡授精以外の治療法によっては妊娠の見込みがないと医師に診断され、実際に治療を受けていらっしゃる方が対象で、なおかつ北海道内に居住している、法律上の婚姻をされている、指定した医療機関で治療している、合計所得金額が730万円未満であるということの条件が付されてございます。助成の内容は、1回の治療につき15万円まで、同一年度2回を限度に、通算5年間助成するという仕組みであります。

本町において、不妊症の方々の数というものは、具体的に把握しておりません。ただ、毎年度相談に来られる方が数人ずついるというような状況でございます。保健師をしてその指導に当たるとともに、状況によって病院の受診などを勧めている現状にございます。

なお、平成21年度において、この北海道の特定不妊治療費の助成事業を利用されている方は、本町では2名という状況でございます。オホーツク管内の状況は、今議員から御指摘がありましたとおり、網走市が北海道の事業にさらに上乗せし、5万円を限度に助成してございます。さらに、特定不妊治療以外の不妊治療というところにも、単独事業として年3万円を限度に助成されているようでございます。北見市については、北海道の事業に上乗せする形で5万円を限度にということで、平成23年度の予算に提案されているというふうに承っております。

議員から御指摘がありましたとおり、治療費もさることながら、その北海道が指定する病院というのは道央圏に集中しておりまして、オホーツク管内では1カ所しかないという状況であります。そういったことで、移動手段なども含めると、交通費や宿泊費などの負担も伴うことになります。大変大きな金額になるのではないかと推察いたします。

町としては、今まで北海道の事業ということに甘んじて、その執行だけを行ってまいりました。まだ具体的な実態等については、十分把握しておりません。どのような方々が数としていらっしゃるのか、また、経費が具体的にどのようになっているのか、まずそういったものの把握に努めてまいりたい。さらに、今まで以上に相談業務を充実することによって、今後どういう対応が必要かということについて検討してまいりたいと、そのように考えているところでございますので、今後ともこの件については御指摘、また、御指導賜りたいと、そのように思います。

御答弁は不要というような言い方もされましたけれども、はい、わかりましたというわけにも、私のほうでもまいりませんので、町で取り組んでいることなどについて、少しPRも兼ねて御答弁申し上げたいと思います。

町の各種の瓶は、先ほど議員が持たれた瓶も含めて無色の瓶、それから茶色の瓶、

その他の瓶、そしてリターナル瓶、これは再利用が可能な瓶ということで、ビール瓶でありますとか一升瓶などを指しますけれども、そういった瓶に分別して出しているところであります。おのおの指定された業者に引き渡しているところであります。一升瓶やビール瓶は、再利用されてまいります。牛乳瓶を含めて、その仕組みが古くから確立されております。

しかし、それ以外のガラス製の、先ほどの密閉瓶などについては処理業者に渡した後、いったん再生利用というのでしょうか、リサイクルという言葉で、瓶にまた生まれ変わったり、断熱材に再利用されるような状況になっております。

町といたしましては、ごみの減量化について、ことし2月に商工会を通じて各事業所に、ごみの減量大作戦と題した啓発用のパンフレット、これは来店するお客様に見ていただきたいもの、また、事業所として取り組んでもらいたいものの内容などについて、お配りさせていただきました。その中で、リサイクル、リユース、リデュースと、リサイクル、つまり再生して利用する方法、それと繰り返し使うリユース、再利用、さらには、リデュース、ごみそのものを出さないという発想、これを皆さん方でお持ちいただきたいということで、PRさせていただいております。

ごみの減量化というのは、地球環境の保全でありますとか町の経費の縮減にもつながります。事業所の皆さんにもお願いしておりますけれども、こういった運動を町民の運動として取り組んでいきたいというようなことで、今年度のふれあいトークでもお話させていただきました。また、各自治会の総会において地域担当者が説明を加えさせていただいております。そういったことを皆さんにお願いしながら、町民運動として、この運動については積極的に、また、未長く取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

一方で、オホーツク管内の活性化期成会などでは、このリサイクルのあり方等について、国の法整備などについても要望しております。議員が言われました、再利用をもっと進めるような、そういう法体系の整備についても今後要望してまいりたいと、そのように思っておりますので、今後とも御指導賜りたいと思います。

以上を申し上げまして、1回目の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 2番、中堀君子議員。

◇中堀議員 不妊治療ということで、言葉に出すというか相談しづらいというか、たまたま私が女の端くれで当選してまいりましたもので、早速ある方の、不妊治療を現在行っている方の親御さんが私のところへ見えまして、先ほども言いましたように、札幌市まで行っているそうです。非常にお金がかかると。「もうこれで2回目、今度行って、できなきゃあきらめるしかないのさ。孫も見られないで、あの世へ行かなきゃいけないのさ。」というふうにおっしゃるのです。「でも、息子さんがいるからいいじゃない。私なんか、見てちょうだいよ。息子もいないし、嫁もいないし、孫といたら、外孫で千葉にいただけなのよ。」そういういい方をしながらしか、慰められませんでした。網走市へ引っ越そうかと、その息子さんたちは言うのだそうです。でも、御説明いただいたときに、この町は保育料も非常に安いし、もし子供さんが生まれた

らということで、早速その方にその話をして「引っ越しちゃだめよ。息子さん引っ越さないで、あなたのところの治療費には間に合わないかもしれないけれど、必ず町長は考えてくれると思いますよ。町長のところだって、5人目をつくるかもしれないからね。」と冗談を言いながら励ましましたけれども、非常にそこのお宅では大変だということで、網走市へ引っ越すとか、北見市とは言いませんでしたけれども、そういうようなこと、ひいて言うならば、人口減にもつながるのではないだろうか。この町に住んでいて、この町に子供が生まれるのであれば、赤ちゃんも増える、そのお父さん、お母さんもこの町にいてということで、おじいちゃん、おばあちゃんも、子供たちに離れられなくてよかったなということで、めでたしめでたしになるだろうというふうに思っております。

ぜひその少ない、本町では現在北海道の補助を受けて治療している方が二人いらっしゃるということですので、ぜひぜひ近い将来、ことしというわけにはいきませんでしょうから、町長を初め、福祉担当の方たちに考えていただきたいというふうに思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 町として、いろいろな少子化対策といいたいでしょうか、そういうものを実施しているつもりでございます。例えば、妊婦健診の助成事業でありますとか、出産時における緊急搬送の対応、そのほか各種の子育て支援、保育環境の充実、学校教育の充実と。しかし、いずれも妊娠した後、子供さんを授かった後の対応でしか、今のところないと。今、議員が御指摘いただいた分は、願ってもそこになかなかかなわない方のことも考えてというような御指摘でございました。

私自身は幸いにして、今現在5人おりますので、6人目は今ちょっと考えておりませんけれども、ただそういう中においては非常に、私などの気持ちからは、はかり知れない御苦労をされている部分があるのではないかと、そのように思います。先ほど言いましたように、まずいろいろな状況について、正直申し上げて十分私どもが把握しておりませんでしたので、そのことをもう少しつぶさに研究させていただきながら、前向きに考えてまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

◇議 長 2番、中堀君子議員。

◇中堀議員 ありがとうございました。瓶のほうへ移ってよろしいですね。この、少子化の件は、ありがとうございました。

答弁はいりませんと言いながら、町長がせっかくお答えしていただきましたもので、私は、1月の10日前後でしたか、リサイクルセンターへ行ってまいりました。この議場の中の皆さんも、一度はおみ足を運んだことだろうと思うのですが、非常にたくさんの、いわゆるリサイクルされてきたペットボトルであり、瓶、缶であり、山になっておりました。1月の半ばだったもので、このペットボトルにお茶がこのく

らい入って、凍っているのです、カチカチにね。それを担当の方は、横によけながら一生懸命つぶしているという状態もありました。

私が、一番胸にじんときたというか、町民にもっとPRしなければならないと思ったのは、親指ほどの、皆さんも、多分お酒を飲む人はわかると思うのですが、このくらいの栄養ドリンクです。名前を控えてくれればよかったかなと思ったのですが、名前はわかりませんが、本当にこのくらいのドリンクで、瓶なのですよ、それは。それで、上のキャップは、ブリキなのです。それを、うそでもない、スーパーの袋に一つあるの、同じ物が。飲んだとき、ふたをはずして飲んでいましょう。なぜ、そのまま入れられないのかなというふうに思いまして、あえてここで言う話ではない、お茶飲み話しながら言う話かもしれませんが、町民の方たちにもそういったことを、外して飲んだのだから、そのまま袋へ入れてくれよというふうなことを言いたいと思いまして、答弁は必要ありませんと言いながら、あえて言わせていただきました。

ありがとうございました。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 リサイクルセンターや、それからごみの最終処分場、焼却施設など、できたときには町民の皆さんに足を運んで見ていただくことによって、例えばリサイクルセンターであれば、なぜこういう分別をしなければならないというふうに言われているのか、そのことが直接町民の皆さんにおわかりいただける。今、キャップを外して、分別して出してくれと、その意味というものが直接伝わることになるのだと思うのです。

しかし、それもでき上がってから何年かしてしまいますと、最近はそういうところの見学会というか、そういうようなところも少し足が遠のいているような気がいたします。そういうところを見ていただくというのも、私ども行政における情報の公開、情報の共有というところにつながるのではないかなと思います。ぜひ、ごみの減量化というところを、私どももこれから本腰を入れて取り組んでまいりたいと考えておりますので、今言った焼却施設でありますとかリサイクルセンター、埋め立ての処分地、さらには津別町になりますけれども、生ごみの堆肥化センター、そういうところに町民の皆さんに御同行いただくような、そんな機会をこれからはぜひ考えていきたいと、そのように思います。その中で理解がより深まればと思っておりますので、今後とも御指導いただければと思います。よろしくお願いいたします。

◇中堀議員 終わります。

◇議 長 これにて、中堀君子議員の一般質問を終了します。

ここで昼食のため休憩します。再開は、午後1時といたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、諸般の報告をいたします。

品田好博議員から、体調不良のため本日午後から欠席の旨、届け出がありましたので報告します。

日程第2、一般質問を続けます。

次に、5番、齋藤宏司議員の一般質問を許します。

◇齋藤議員 国外ではエジプト、リビアなど民主化を求め激しい紛争が続き、それによって石油製品の高騰、また、前段同僚議員からもありましたが、ニュージーランドのクライストチャーチでは地震によって邦人にも大きな被害、そして国レベルでは政局の混迷が続き、何か暗い話題ばかりですが、先般3月5日に大空町では合併5周年を記念した町民舞台が開かれ、出演者、スタッフ、観客の1,000人近い町民の大盛況の中、本当に町民のパワーを感じる明るい話題でした。

平成23年第1回定例会に当たり、通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。町長の町政執行方針の中から、大項目として3点について質問いたします。

1点目、空港関連についてです。空港のにぎわいづくりのために空港ビル株式会社やテナント会と協働し、乗降客だけでなく、より多くの地域の方々に空港を利用していただけるよう積極的に支援するとされているが、具体的内容や課題としてどのようなことが考えられるのか伺いたい。

また、女満別空港を拠点として地域性豊かな観光資源を活用した周遊バスツアー開発実証事業を実施するとされているが、いつごろどのような内容で考えられているのか、事前のPR方法などを重ねて伺いたい。

2点目、住民活動についてです。町民が主体的に地域づくりに取り組む機運を醸成するため、個人町民税の1%相当額を自治会活動支援交付金として交付することにより、各自治会活動への積極的な参加や取り組みを支援するとされているが、具体的な内容や課題としてどのようなことが考えられるのか、また、この活動支援と地域担当職員とのかわり、役割について伺いたい。

3点目、異業種交流についてです。町内のさまざまな職種の人たちが幅広い人的交流や情報交換、仲間づくりなどができるような出会いの場の提供に努めるとされているが、これはいつごろどのような形でどのような呼びかけを考えられているのか、また、課題はどういうものなのかを伺いたい。

以上、町長に答弁をお願いし、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 齋藤議員からは、町政執行方針に関連して3点の御質問をいただきました。順次お答え申し上げたいと思います。

女満別空港は、過去には110万人を超えていた乗降客が平成22年は71万人と、

ひとりの35%程度も減少しております。これに伴い、空港ビルのテナントの売り上げ、駐車料金なども減少しております。地域の観光需要や経済、そういったものにも大きな影響を及ぼしております。このため、各航空会社へ路線の拡充と、さらには北海道に対しても路線の確保と駐車場料金の使用料の見直し等について、要請活動を行ってきたところであります。北海道エアシステムの出資についても、受け入れてまいりました。

航空路線の拡充については、3月以降新千歳線において日本航空、全日本空輸が増便する計画が発表され、また、4月1日から空港駐車場の無料時間帯が30分から1時間に延長されるという方向性でございます。これらは、要請活動の成果によるものと、そのように受けとめております。

空港の活性化につきましては、乗降するお客様はもちろんでありますけれども、それ以外の目的の方々においても空港に集まっていだけるような、そんなことを考えられないかというふうに考えているところであります。空港ビルを公共施設と同じような位置づけの中で活用していただく、そのことが空港のにぎわいづくりにつながるものと、空港のビルの株式会社やテナント会の皆さんとともに、そういった取り組みを行っていききたいということでございます。具体的には、空港ビルの会議室を展示スペースとして開放していただき、文化や芸術活動の場として提供をするということが1点ございます。もう一つは、シバザクラですとかヒマワリの開花時期に合わせて花のプランターを空港に設置をしていく、さらには大型の写真パネルなどを作成していくというようなことも考えてございます。また、ロビーなどではミニコンサートなどの開催も考えていきたい、そのように思っております。そうした中で地域の住民の方々の活動の拠点となることによって、空港のにぎわいづくりというものを創出してまいりたい、そのように考えてございます。

また、バスツアーの関係でありますけれども、このオホーツク地域は観光資源に恵まれておりますが、一方で車を運転しない観光客の周遊がなかなか難しい地域とも言われております。新たな事業として、車を運転しない観光客の満足度を高めて新たな観光客の誘客を図ってまいりたいということで、周遊バスツアー開発実証事業というものに取り組んでいこうという考え方でありまして、網走市、大空町、小清水町、北見市の常呂の部分を含めて、その関係する自治体とそこの観光協会が協議会を組織して、連携事業として取り組んでいくという考え方でありまして、実施の期間は、平成23年から平成25年の3カ年間で予定してございますが、軌道に乗れば民間の方々にこういった事業を移行していくという考え方を持っております。平成23年度の運行は、6月の18日から9月の25日までの間において、8月1日から21日は毎日運行、それ以外は土、日、祝日の運行で延べ48日間を予定してございます。運行のコースは、午前のコースと午後のコース、1日2便ということであります。所要時間は約2時間、午前中のルートには朝日ヶ丘展望台、道の駅でありますとか、それからメルヘンの丘などが入っております。そのほかに近隣市町の景勝地といたしまして、小清水原生花園でありますとか、濤沸湖、天都山、ワッカ原生花園、能取岬などが含まれております。季節によっては、能取湖のサンゴ草群落や小清水のリリーパーク、網走はな・てんなどが加わる予定でございます。料金体系は、各コースとも2,000円、

1日コースになりますと3,000円と割安になってございます。PRについては、旅行会社などを經由で主にPRすることを考えておりますが、そのほかJR、観光案内所、ホテル、空港などにポスターを掲示してPRしていこう、そのように考えてございます。

続きまして、自治会活動支援交付金の関係であります。この新しい制度を提案しておりますが、これは従前の自治会事業活動費補助金にかわるものとして、新年度に創設を予定している事業でございます。自治会の皆さんの負担の軽減を図ると同時に、各自治会が創意工夫を凝らして、主体的に地域づくりに取り組んでいただく機運を醸成するということを目的としております。

財源は、一般財源としておりまして、一般会計歳入歳出決算の個人住民税の1%相当額を充てるということにしております。確定している額ということになりますので、前々年度の決算額をもとに算出しようと思っております。平成23年度は、そういった中で371万6,000円を予算計上しているところであります。町民の皆さんには、納税の意義を認識していただくために、また、職員には町の財源は税で成り立っているという意識を強く持つ必要があろうと、そういうことからこういう意味づけをしているところでございます。

現在、町内48自治会に均等に配付する均等割額、これを5万円と考えてございまして、それを超える分については世帯数に応じて世帯割額というものと合わせて交付しようと思っております。現在の試算で申し上げますと、最も多い自治会では12万9,000円程度、最も少ないところでは5万2,000円程度が見込まれているところでございます。

対象とする事業は、今までの補助金であった時代の対象事業というものはもちろんでありますけれども、自治会でやるさまざまな活動に対して、幅広く対象となるように考えてまいりたいと思っております。

一昨年といいましょうか、昨年度自治会連合会のほうで自治会活動の手引というものを、町と協働して発行してござっております。その中には、各自治会が取り組んできたいろいろな活動事例なども掲載されております。他の自治会のそういった事例を参考としながら、各自治会の創意工夫をいただければありがたい、そのように思っております。あと、当然町のお金でありますので、交付申請でありますとか実績報告、こういうものは必要となりますけれども、従来のような型式のものではなくて、簡素化に努めていきたい、そのように考えてございます。

交付時期であります。世帯割を把握するための基準日を5月1日としておりますことから、翌月の6月末ぐらいまでには交付を行っていく、そういう事務スケジュールを考えてございます。こういった中において、地域担当職員がこの自治会活動支援交付金の活用の手助けや自治会への情報提供、また支援の役割などを果たしていくことになってこようかな、そのように思っているところでございます。

3番目でありますけれども、異業種交流であります。異業種交流事業は、単に婚姻を目的とすることではなくて、地域における若者力の結集につなげるために、さまざまな業種の方々との交流の場を提供するということを念頭に考えてございます。町内のさまざまな人たちが人的交流、情報交流、仲間づくりをすることによって価値観が

変わり、新たな創造につながり、革新的な発想が生まれたり、仕事上の障害に対しても他の視点で見ることにより解決への糸口が見出されるなど、効果を期待するものでございます。

しかし、もう一方では、結婚活動という位置づけも期待したいものというふうに思っておりますので、二面性の事業としてとらえながら執行してまいりたいというふうに考えてございます。対象は、農業の後継者でありますとか、商工業の後継者、また、各種事業所で働く方々など、そういった方を対象に広く呼びかけてまいりたいと思っております。

単に交流会ということだけではなくて、町を知っていただくため、理解を深めていただくためのバスツアーなどもあわせて行えたらどうだろうかということを、担当のところではいろいろ考えているようであります。時期については、正確に固めたわけではありませんけれども、農業者の方々なども含めてということでありますので、そういった方々の仕事が一段落つく時期、11月、12月初めぐらいを予定してはいいのではないかと、そのように今考えているところでございます。こういった点でまた御指導いただければありがたい、そのように思っております。

以上申し上げまして、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 まず、1点目の空港関連のほうから再質問させていただきたいと思います。

今、町長の答弁もありましたように、乗降客がかなり減少しているということで、本当にどのテナントも大変なのかなと思って見ております。その中で違う角度で、丘珠の空港のほうも調べさせてもらいましたけれども、丘珠の空港も本当にウクレレコンサートとか、フラダンスショーとか、習字コンテストとか、いろんな形で乗降客以外でも利用していくという取り組みをしているのだなというのがよくわかったのですけれども、この中で自分でも、ふだん着ではなかなか行けない場所だなというのが、どうしても固定観念にあるのです。その中で、前段駐車場の料金については30分が1時間無料になったということでもかなり違うのかなとは思いますが、その中でふだん着でも行けるような環境づくりというか、そういうものが何か具体的にあるのかなと、自分でもいろいろ考えてみたのですけれども、どうも思い当たらなかったのですけれども、その辺を町長に再度お聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 いろいろな催し物をやりながら、無料時間帯が30分から1時間になって、それでも足りないのかという部分もあろうかと思います。イベントなどを開催していくに当たっては、テナント会の方々にも協力を願わなければなりませんし、空港ビル株式会社、また、駐車場を直接的に管理している会社などにも御協力いただくというようなものが出てこようかと思っております。そういった方々共通の課題でありますので、みんなが少しずつ努力をしながら実現できるようにしたいと思います。

また、先ほど言いましたように、会議室などを展示スペースとして開放するというようなこと、それは地域の方々の、例えば作品展を行うとか、そういうこともあわせて考えております。ですので、家族連れで通常の文化展をごらんいただくような、そういう雰囲気づくりというものを、私どもはしていかなければならないのではないかなど。日常私が子供のときには、飛行場というのは社会科見学で来るようなところ、もしくは本当にそこから旅立つときに利用するところということでありましたけれども、先ほど申しましたように、公共施設と類するような施設として使っていくわけにはいかないだろうかと。建物そのものはビル会社の建物かもしれませんが、空港は北海道の管理、また、私ども大空町の町域の中にある、いろんな方が使われる公共的な施設というような意味合いがあります。そういう特色をさらにPRして、いろいろな方が集まっていただけのような、そういう努力をしてまいりたいということでもありますので、ふだん着で来られるというようなことについても十分意を払いながら仕組みづくりといたしましょうか、作戦を練って取り組んでまいりたいというふうに思います。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 今の件は、よくわかりました。

もう一つ、空港関連について観光実証事業ということでバスツアーというのがありましたけれども、昨今なかなかツアーで、バスで移動するというお客さんが少なくなったのかなと思っております。というのは、かなりのレンタカー会社が入って、自分で個人的に動き回ると言ったら言葉が悪いのですが、そういう方がふえたのかなと思っております。その中で車を利用しない客という言葉を使ったのですが、それは具体的にどのぐらいの人数を踏んでいるのかなと思います。それをわかる範囲でお答え願いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 具体的な数字は、担当のほうで押さえているかどうか、後ほど私の後に答弁させていただきたいと思いますが、確かにレンタカーもふえております。もともとは、例えばハイヤーなどで回られる方もいらっしゃる。それがレンタカーにかわられてきていると。さらには、貸し切りバスというものもあります。

ただ、いろいろなところの周遊のツアーを見ますと、どちらも一長一短あるわけなのですけれども、その中に周遊するバスツアーというものも時刻表などを見ますと、やはり全国的には面として地域で観光資源などがあるところについては、そういうようなサービスを行っている地域もまだまだあるというようなことであります。先ほど言いましたように、車を運転される方はレンタカーでももちろん結構なのかと思うのですが、例えば御高齢の方、さらには、今回は夏の期間なのなのですが、冬期間などは運転はするのだけれども、自分で運転するのはなかなか難しいと、不安だというような方々のニーズもあるのではないかなというふうに考えております。こういっ

た中で、私どもの町だけでということではなくて、網走国定公園のこの地域、網走市、小清水町、大空町、そして北見市の常呂というところを面としてとらえてそういうサービスを展開してみようということで、平成22年度に何回か担当者レベルでの協議を経てこういった事業が考えられたわけであります。

まず、実証事業でありますので、どういった効果、課題があるかというようなことを確かめながら、その次の課題解決に向けて取り組んでまいりたいなと思っております。今、私どもでももう少し工夫が必要ではないかなというふうに思っておりますのは、先ほど言いました冬の対策としての考え方が実証できればいいのではないかということと、私どもの町的に言いますと、先ほど言った6月からという時期は、シバザクラの時期が終わってしまっている時期であるというようなことで、そののところに何とか結びつけていくことはできないかなと。また、さらには外国のお客様が最近ふえてきていることを考えると、こういったところの情報の多言語化の表記ですとか、そういうものの提案というものが必要になってくるのではないかな、そんな課題を今時点では持っております。段階的に進めながらそういったものの検証に当たってまいりたい、そのように思うところでございます。

◇議 長 福田産業課長。

◇産業課長 今回のバスツアーの件でございますけれども、私ども観光の担当の者に観光客からの問い合わせの中で、今網走市にいますのですが、朝日ヶ丘公園の展望台のヒマワリを見に行きたい、また、メルヘンの丘を見に行きたい、どのような交通機関で行ったらいいのでしょうかというようなお話が、よく問い合わせとしてございます。うちの町にも観光タクシー、また、網走市のほうにもあるのですが、それらの会社とも事前に調査して今回の実証実験に入るわけでございますけれども、その中で想定いたしました人数といたしまして、48日間の運行で720人程度が利用していただけるだろうと、1日約15人の利用があるというふうな想定でこの事業を進めてまいりたいというふうに思っております。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 この件については、もう一点だけ質問させていただきたいと思っておりますけれども、先ほど料金設定は半日で2,000円、1日で3,000円ということだったのですけれども、当然これは交通費だけだと思うのですが、恐らくどこかで昼食はとらなければならない、その場所によってもいろいろ、4町村でしたか、入っているようではすけれども、いろいろその絡みもあるのではないかなと思うのですが、そういう形で実証事業という形なのですけれども、これは将来的にはどういう形で進めていくのか、その辺のところを最後にお聞かせ願います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 現在のところの先ほどの午前中のコースでありますけれども、今ルートとして考えておりますのは、網走市を出発して小清水原生花園、濤沸湖、そして小清水町のじゃがいも街道から中園へ向けて朝日ヶ丘展望台、道の駅メルヘンの丘めまんべつに寄ってメルヘンの丘を見、天都山から流氷街道、網走のほうに行くというようなルートであります。これでいきますと、ちょうど私どものところが昼食の位置になるというような予定で、今考えられております。そこを私どもの町とすれば、有効に活用させていただき取り組みを仕組んでおかなければならないのかなと思ってございます。先ほど、今は各市町村がこういった経費について、ある程度負担金を出してこの48日間の事業を実施するということでありまして、これである程度の誘客といひましようか、客数が確保できる、それが採算ベースに乗っていく可能性があるということであれば、民間事業者の事業としてバス会社、もしくは旅行、観光業者などが主体的に事業を進めていくということになってこようかと思ひます。そうなればありがたいというふうに思ひているところでござひます。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 1点目の空港関連については、これで終わりたいと思ひます。

2点目の住民活動について再質問させていただきたいと思ひます。昨日も平成22年度予算の補正がありましたけれども、その中で住民活動を見ますと、結構助成については余しているのだなという感じは見受けられました。その中で、個人町民税の1%相当額の根拠というのは、どの辺からきたのかなというのを1つお聞かせ願ひます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 個人住民税の1%相当で、約300万円を少し超える額であります。現在48自治会がありまして、その中で自治会活動費の補助事業というものは、1自治会5万円を限度に交付するということになってござひます。ですので、予算総額を満度に皆さんがお使いになるということでいけば、240万円というような金額になります。私とすれば、その部分を事業としてやるということでありまして、地域の中からはその残りの、例えば2分の1が補助事業は限度額ですので、10万円の事業をやつて5万円の補助金が交付されるという仕組みになっています。ですので、事業費でいいますと、約480万円ということになりますけれども、現実的にはその残りの2分の1を出すのが大変な自治会もあるというふうに聞ひております。そのようなことから、数の上でも額の上でも240万円を執行したという事例はなく、それ以内のところでおさまっている、そういう中であつて、私が先ほど言ひました自治会の負担軽減を図るということもありますし、ある一定の交付額を基準に基づひて交付します、自分たちで地域の中でその範囲の中といいましようか、それを超えるぐらいのところでは事業を仕組んでいっていただく、そのことは自治会がみずから考へていくことにつながるのではないかとひいふに思ひました。それは、今回国が経済対策という名目の中で、地方に従来のような2分の1や3分の2の補助事業ではなくて、一定額を定額と

して交付し、地域の中で十分そのあたりについては考えなさいというような仕組みと、発想としては似ているかというふうに思います。具体的には、その1%ということは、それが2%でも3%でも場合によってはよかったのかもしれませんが、従来のその予算額、さらにその使われている事業費相当などを考えた中で、一つの理由づけとして1%というものを想定させていただいた、そのことは先ほど申しましたとおり、皆さんが納税者であるということに対して、またそれだけの額が町に納税されているのだということを認識していただく一つの方法としてそういうものを設定したということで、その1%ということに対しての大きな意味合いというものは持っておりません。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 よくわかりました。

そうしたら、また違った形で、先ほど町長の1回目の答弁の中で、一律5万円プラス世帯数で5万2,000円から12万9,000円ぐらいまで自治会によって幅がありますということだったのですけれども、自分の自治会を見てもそんなに大きな自治会ではないと思うのですけれども、結構活動はしています。でも、なかなか世帯数で割られると補助金は少ないのかなという形は思います。その中で、地域担当者もおりますけれども、よく農家で例えると、固定払いと出来高払いと言った方がわかりやすいのかもしれませんが、いっぱい活動している自治会をもっとよく見ていただきたいというのも根本にあります。その辺ちょっと答弁をお聞かせ願います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 内部でも随分いろんな、この基準についての意見がありました。地域の自治会連合会の方々などからも、こういった考え方についての御意見をいただくことができました。その中では、従来数の多い少ないにかかわらず2分の1の補助率として最高5万円までの補助金を受ける、そういうことが可能だったと。まずはそれを下回らないようにしてほしいというような考え方が多く寄せられておりましたので、定額については5万円を基本として、残った部分については世帯割で交付しよう、その中でどちらかという、農村地域における自治会の活動が顕著な部分がございます。そういう中で、そういうところを世帯割という形にしても単価を上げてはどうかというような意見もあったわけでありまして、納税の意識を持っていただく、また、どういったところが納めていただいているか、そういったことなども考え合わせていくと、一律の交付基準のほうがより適切ではないか、そういう考え方に基づいて今回基準というものをつくらせていただいたということでございます。ですので、そういう中で皆さん方に、いろいろ創意工夫をしていただければありがたい、一方で議員の言われるような考え方というものが議論の中でというか、つくり上げていくまでに全くなかったわけではありませんけれども、今回はそういう形の中でスタートをさせていただければと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 町長の文面にもありますけれども、機運を醸成させるためにも、よりよく活動を見ていただきまして、活動内容を深めて助成を考えていただきたいと思います。

その中で、3年目になると思うのですけれども、地域担当職員のかかわりというのをお聞かせ願いたいと思います。3年たって去年入れかえ、入れかえと言ったら言葉が悪いのですけれども、改正がありました。その中で、どうしても自治会によってはいろんな活動が多くて、なかなか全部に出られないというか、大変な自治会もあると思います。その中で、住民側から見る職員の見方と職員から見る自治会の見方と恐らく違うと思うのですけれども、この3年間経過して職員側から見てどういう課題があるのか、できる範囲でお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 職員側から見たときの課題でありますけれども、意味合いとしては気持ちの中ではある程度わかっている部分があるのかもしれませんが、どこまでを業務というような形で位置づけていけばいいか、どこまでを地域の皆さんとの日常、職員ではありますけれども、人としてのおつき合いの範疇としてかかわっていけばいいか、こういうところで非常に悩むことが多いと。これは、私どもの町のことでありましても、先んじて導入している地域などにおいてもそのところの線引き、明確にすればするほど地域の方との接点というのは、どちらかというと他人行儀になってしまって関係が深まらない、本来の目的のところが達成できないようなことにもなってしまいますし、また、そのところをあいまいにしてしまうと、例えば公務災害の適用があるとかないとか、そういうところで職員側として非常に不安になる部分もある、そのところをどのように参酌しながら取り組んでいけばいいのかというところが職員側から見た課題ではないかなと、そのように感じているところでございます。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 大体想像はついたとおりだったのですけれども、うちら地方というか、農家側のサイドでいうと、農協にも地域担当者があります。どうしても一緒の目で見ますのですから、懇親会があるといえ、最後までつき合えと無理やりでもつき合わせるのですけれども、その中で職員との、職員というのは役場の職員のほうですけれども、その中でどういう形でつき合ったらいいいのか、住民側も困っております。果たして懇親会がある場合、お金をもらっているのか悪いのか、それは極端な話なのですけれども、そういう形で実際そこまでやらないとなかなかわかり合えないのかな、近づかないのかなという感じはします。恐らく今町長もおっしゃられたとおり、そこが一番ネックなのだろうと思います。その中で一応どんなことでも言い合えれば、さっきの活動助成についてもいろんな形で聞くこともできるし、ほかの自治会ではこんなことを

やっていたと、職員が一番知っていると思います。その中で、この地域担当者が将来どういう形で自治会に入ってもらえるのか、このままこういう形で進んでくるのか、なかなか農協の職員みたいな形ではないだろうとは思いますが、その辺もう少し、業務は業務でわかりますけれども、何とかその辺をわかり合えるような形で進めてほしいなと思います。その辺再度お願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 その関係については、私が一々細かく言うよりは、現場に出向いている職員が町民の皆さんとお話をする中で直接肌身を感じていることではないかと思います。ですので、当初スタートしたときは一切そういうものには参加しないと、いろいろな決めがあったかと思います。しかし、そればかりではやはり目的とするところを達することはできないなというようなことで、職員の中でこういうような決め方にしていくのではないかということで、だんだん対応が変わってきている部分もありますので、少しお時間をいただくことになろうかと思いますが、長い目で見ていただければなと思っています。

私は、最終的には地域と行政を結ぶパイプ役でありますとか、地域活動を支援する役割が地域担当者の中にはあるということを言っておりますけれども、それは段階的最終目標でありまして、私が思っているのは、職員にもよく言っておりますのは、職員が地域や町民の皆さん方を覚える、そういう研修の場でもあると。新しい町になって職員の入れ替えなどもあります。そういった中で、あの人はどこのだれか全くわからないという中で仕事をするのか、どこどこの地域のだれそれさんだというふうになって仕事をするのか、それを覚える一つの場としても必要ではないか、逆に町民の皆さん方から自分自身を覚えていただく、そういう場でもあろうかというふうに思っております。町民の皆さん方も、自分にかかわる仕事の分野のところでのお付き合いの職員はいるのかもしれませんが、少し離れますと、名前も、一度も話したこともないという職員も多数いるのではないかと、そういうものを少しでも払拭できればという思いがあります。

また、町の中の仕事はいろいろ複雑でありますけれども、他人のところの仕事まで説明することは難しい部分がありますけれども、自分がかかわっている仕事のことにについては、地域の中で皆さん方にお話しすることというのは容易なことではないかなというふうに思っております。そういうことを通じて町の仕事のPRということができれば、第1段階とすれば大きな成果につながるのではないかと、そのようにも思っております。

そういう視点で、逆に地域の皆さんに職員を育てていただくための制度でもあるということで、町民の皆さん方に対するサービスというよりは、逆に皆さん方のお力をかりて私どもの職員の成長を促していただくための制度でもあるというふうな見方も持っていたきながら、これからは御指導いただければありがたいと、そういうふうに思っておりますので、そんな視点でまた今後とも御指導いただきたい、そのように思います。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 この件については、もう一点だけお聞かせ願いたいと思いますけれども、実際平成20年からでしたか、この担当制度が始まりまして、地域の方々からも、ああ、こういう職員がいるのだと、本当によくわかったという声は聞いています。その中で、今回は2年目で入れかわったのだと思いますけれども、本当にまだまだいろんな職員、知らない職員が数多くいると思います。その中でなかなか地域、自治会によっては活動が盛んで回数も出て大変なところもあるでしょうけれども、そういうところもあえて職員に行かせていただけるよう配慮していただきたいと思います。ということでよろしくをお願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今後、これらの制度をせっかくつくったわけでありますので、有効に活用していくためには、今議員の御指摘のことなど、十分配慮しなければならない点が多々あろうかと思います。御指摘の分も含めて今後努力をしてまいりたいと、そのように思います。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 それでは、最後の質問になりますけれども、異業種交流ということでお聞かせ願いたいと思います。異業種交流、最終目的は結婚まで考えているという町長のお言葉をいただいて安心したのですが、ただ出会いだけの広場でしたら、恐らく人は集められると思うのです。ちなみに、自分も農業委員会で担い手のほうのオブザーバーとして活動もしているのですが、なかなか人集めが大変です。それは、最終目的、結婚というものも前提に考えているからだと思うのですが、それでもなかなか人集めというのは本当に大変なことだと思います。その中でずっと見ていて思うのですが、男性側から見て、なかなか女性と打ち解けるのに時間がかかる方が多いなと思います。その中で先ほど町長の答弁では、一応出会いの場だけという話でしたけれども、できればそういう講演というか、こういうコミュニケーションの場、こういう場合はどうするとか、昔担い手で女性の講師だったと思いましたが、ここで大胆な発言してびっくりした講演を聞いたことがありますけれども、そういう親とか男性に対してもどういう形がいいのかという、ぜひ出会いの場だけでなくそういう講演の場も開いていただきたいと思います。また、その中でなかなか、1回出会っただけで、本当に打ち解けるのです。それは、自分の経験上わかっております。その後2回目が続かない。せっかく出会ってもそれっきりという形が、本当に多いです。いろいろインターネットで調べさせてもらったのですが、1年に何回も、二月に1遍ぐらいやっているとあります。やっぱり1回ではなかなか交流、人を覚えたというだけで終わってしまって、何回もやってやっと結婚までいった

方もいらっしゃるようです。自分も思うのですけれども、なかなか1回だけの出会いでは結婚まで考えた中では難しいと思うのです。その中で今回初めての経験ですので、異業種交流、本当に自分でもこういうのをしていただきたいと思っていたのですけれども、その後のこともぜひ考えて、よろしくお願いしたいと思います。答弁よろしくお願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 お気持ちは重々わかっておりますし、齋藤議員の今までのいろいろなオブザーバーとしての活動などを通じての感じ方ではないかなと思います。正直そこまで最初から全部企画をできればいいのかとは思いますが、今年度については、今言われましたとおり、まず初めての試みであります。確かにそのような次の課題というものも出てくるのかとは思いますが、まずはいろんな業種の方々が一堂に会して町を再発見してもらったり、その交流の場所を町としてきっかけをつくったりというところからスタートさせていただきたいものと思っております。

また、特に農業関係の方々のパートナーの対応については、担い手育成センターというものもございます。そういうところでこの事業とコラボレーションしながら、事前に、例えばそのような研修会とか講習会とかいうようなことの企画ということであれば、今年度中から可能なのではないかなというような気もいたします。

今回の部署は、産業課がこの担当の部署となって声をかけて、事業所ごとに、もしくは農業者の方などであれば、農協さんを通じて、担い手育成センターを通じて声をかけていこうという考え方で、ある程度の広がりを持った人数の中で交流ができるようにしようというふうに思っております。今言われましたところ、どこまで取り組めるかはわかりませんが、そういったそのほかの機関の働きかけなどもお願いしながら、今回の事業の効果が上がるようなところについて協力を求めている、そのように思いますので、そんな中で御理解を賜ればと、そのように思います。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 先ほど中堀議員からもありましたけれども、少子化対策ということで、本当に大空町も人口が減少する一方なのですけれども、まず結婚しないことには人口がふえないと思います。その中でやっぱり異業種交流、これは本当にきっかけ的に最高の取り組みだなどと思っております。その中でぜひ継続的に、ことしは年に1回だそうですけれども、その中で計画的に二月に1遍でも3カ月に1遍でもこういう形を計画して、なかなか農家だけの担い手という形では、どうしても相手方が農家は嫌だという方もいらっしゃいます。その中でいろんな形で出会いだけを求めるのでしたら、いいですよという方もいらっしゃいます。その中で本当に違った形で異業種交流を盛んにやっていただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今年度については、1 回程度の予算しか計上していないわけであります。私が20歳代のころについては、当時の女満別町の青年団体協議会には150人ほどの登録があって、それは農業後継者もいらっしゃいましたし、そのほかいろいろな事業所でお働きになっている方々も多数参加をしていた、その中で日常的にこういった交流の場というものがあり、その中で婚姻をされていった方々も多数いたのではないかと。今もそのような組織はありますけれども、人数が限られてきている、また一堂に会すという機会が減っているということなのかと思っております。そういうきっかけを私どもでつくって、その次の動きにつなげていけるように努力をしまいたい、そのように思っているところでありますので、今後とも御指導のほどよろしくお願いを申し上げます。

◇齋藤議員 以上、終わります。

◇議 長 これにて齋藤宏司議員の一般質問を終了します。
次に、4 番、松田信行議員の一般質問を許します。

◇松田議員 それでは、平成23年第1回大空町議会定例会において、一般質問通告書に従い、質問いたします。

私の今回の一般質問は、地域で安心して暮らせる環境づくりという、こういう視点に立って質問させていただきます。なお、これは大空町総合計画の基本計画、のびやか文化のまちづくり及びさわやか生活のまちづくりに関する事柄でもあります。

質問に入る前に、1つお断りをさせていただきたいと思います。私の質問の中で障がい者、障がい児という言葉が出てきますけれども、私の認識としては障がいは個人の性格だと認識して表現いたしますので、御理解いただきたいと思います。

まず、特別支援教育の充実について伺います。障がいのある子供一人一人の教育ニーズに応じた支援をする理念のもと、2006年、学校教育法が改正され、従来の養護学校はさまざまな障がいに対応する特別支援学校となり、特別支援教育のセンター的機能を担うということになりました。この改正により、特別支援学校や小中学校の特別支援学級だけではなく、通常の学級においてもLD、ADHDを含め特別な教育支援を必要とする児童生徒に対して適正な教育を行うことが明確に位置づけられました。平成18年の定例会において、私は特殊教育の現状と特別支援教育への教育委員会の対応について質問させていただきました。そこで、4年たった今、ここに至るまでの特別支援教育の現状と評価について伺いいたします。

また、保護者にとって学校選びは、我が子の障がいや必要なニーズの程度を考え、どのような学校、どのような学級がいいのか、小学校入学前からかなり長い時間をかけて悩まなければなりません。そのような現状の中で、2010年3月に文部科学省の特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議の審議のまとめの中で、早期からの教育支援のあり方についての報告が示されました。これは、基本的な考えは、障がいのある子供に対する多様な支援全体を一貫した教育支援ととらえ、個別の教育支援

計画の作成、活用を通じて特別支援教育の理念の実現、そして具体的な内容として早期からの教育相談、支援の充実、就学指導のあり方等が示されました。そこで、本町における障がい児等の早期発見及び就学相談指導と教育相談体制についてお伺いいたします。

続いて、大項目の2点目になりますけれども、町政執行方針の住宅対策についてお伺いいたします。大空町において、人口の減少は今後とも続くと推測されます。その対策として、雇用対策や少子化対策等の強化による定住の促進が必要とされる中で、今回町政執行方針の住宅対策の取り組みが提案されました。そこで、町営住宅の入居状況及び入居希望者の動向と町営住宅の整備に係る調査設計及び町営住宅長寿命化計画との整合についてお伺いいたします。

以上で私の1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 松田議員から、2点にわたって一般質問をいただきました。1つ目の質問については、まず私から、後ほど教育長のほうからも御答弁させていただきたいと思っております。

昭和22年に制定されました児童福祉法は、障がいに関して身体、知的のみの内容でありましたが、平成16年に発達障がい者支援法が制定され、各種障がいを明示し、教育や就労の支援について早期発見し、発達支援を行うという内容になりました。早期発見、早期支援、このため町の健診体制といたしましては、法で定める1歳6カ月健診、3歳児健診のほか、2歳児健診を実施しております。このほか、網走市の幼児療育センター相談員による相談なども取り組ませていただいているところであります。健診では、身体発育の確認はもとより、運動機能や言語、情緒、そして生活習慣、社会性などについて確認を行うとともに、保健指導を行っております。

しかしながら、子供たちの成長は個人差が大きく、家庭では支障なく生活をされていても、集団生活に入ってもうまく適応できないような場合もあります。また、成長の途中で速度が変わり、緩やかになったり速くなったりというようなこともあり、発育の課題が裏側に潜んでいるような、そういう場面もございます。障がいといいましょうか、そういった兆候をだれかが感じ取ったときに、それは親御さんであり、保健師であり、保育園の保育士や幼稚園の教諭である場合はあろうかと思っておりますけれども、そういった中でだれかが感じ取ったとき、関係者が共通の認識で相対していかなければならないものと、そのように考えております。

しかしながら、そういった場合、保護者の方々にはその受けとめ方に苦悩が伴う場合もありますし、理解をいただくために時間を要するような場合もございます。保護者の意向を最大限尊重することを前提として信頼関係をつくり、取り組んでいくことが大切ではないかと考えているところであります。

教育委員会の中では、実務担当者から成る特別支援連携協議会というものを設置してございます。幼稚園や保育園の教諭や保育士、また、学校特別支援担当の教諭、教育委員会の職員のほか、町長部局の福祉課の担当者、保健師なども入っているもので

ございます。その中で、早い段階で先ほど言った兆候が感じ取られたとき、保護者の御理解を得た上でそういった情報の共有を図られるよう今まで以上に積極的にかかわる必要があるのではないかと、そのように感じているところでございます。従来からこういう制度はありますけれども、さらに事例などもふえてきている現状にあります。つぶさにそういったものを把握しながら、共通の認識で取り組むということについて今後とも積極的にかかわってまいりたいと、そのように感じているところであります。

あわせて、幼少期の保育園、幼稚園、さらには小中学校、学校卒業後、就労されるまで一貫的に情報を持ち得ながら、そのお子様にかかわっていく、指導や支援に当たるという体制を、今後とも教育委員会と連携しながら、町としてつくり上げてまいりたいと、そんなふうに考えているところでありますので、今後とも御指導いただきたいと思っております。

次に、住宅の関係であります。現在、合計で574戸の町営住宅がございます。廃止の予定があるということなどで、募集を行っていない住宅が32戸ございます。2月末時点で一般町営住宅が449戸、特定公共賃貸住宅と言われるものが41戸、単身者住宅が52戸、合計542戸について管理し、募集を行っているところであります。

各年の4月1日時点の入居率を御紹介申し上げます。町営住宅全体で、平成19年は97.7%、平成20年が97.3%、平成21年は97.3%、平成22年は97.4%、そしてこの2月末では97.0%というような状況でございます。地区別で見ますと、女満別地区の一般町営住宅については、平成19年から平成20年にかけて5戸程度の空室が発生しておりましたけれども、現在はほとんど空室がない状況で推移してございます。毎年空室が20戸程度発生いたしますけれども、入居募集の開始月に次の入居者が決定をするという状況でございます。あけぼの、東陽、はなぞの、しらかば第2といった団地では、1戸の空室に対し複数に応募する状況となっております。最も応募が多いのが、はなぞの団地でございます。平成22年度で3戸空室が発生しておりますけれども、それぞれの倍率は7倍、8倍、5倍というような状況でございます。東藻琴地区の一般町営住宅においては、北一しらかば団地が市街地の中心地から少し遠い、また、建設年次も古いという関係から、空室が長期化する傾向にございます。それ以外の団地については、現在はあきがほとんどない状況ということが言えると思っております。一般の町営住宅の2月末時点の入居率を見ますと、女満別地区は99.7%、東藻琴地区が97.3%という状況であります。また、特定公共賃貸住宅については、女満別地区において空室が断続的に発生している状況であります。3月から4月、異動時期、空室は一たんなくなりますけれども、5月以降空室が発生いたしますと、年度途中になかなか埋まらないというような状況を繰り返していると言えます。東藻琴地区は、特定公共賃貸住宅、戸数が6戸と少ないということもあってか、現在あきは生じてございません。単身者住宅については、東藻琴地区で空室が発生してございます。女満別地区の単身者住宅は、現在は満室状況というような状況でございます。

調査設計委託料を計上しているということでもありますけれども、これはしらかば第2団地において計画されていた一般町営住宅1棟8戸分の実施設計を行おうというも

のでございます。当初しらかば第2団地、平成19年建設の1棟8戸、一般町営住宅をつくりましたけれども、その隣接地に平成20年度に建設を計画しておりました。冒頭申し上げましたとおり、平成19年から平成20年に空室が発生していたというようなことがあり、建設を見送っておりました。さらに、しらかば第2団地のところは、御存じかもしれませんが、駐車場の不足が課題となっております。その場所に建設するということは、さらなる問題を引き起こすのではないかとということで、他に敷地を求めていいでしょうか、他の敷地で建設するということを前提に設計を行っていきたいというふうに考えてございます。女満別地域における一般町営住宅については、先ほど申し上げましたとおり、応募は顕著でございますので、新しい住宅については応募倍率が高いということなどを考えますと、不足感がありますので、入居のニーズというものは十分にあるのではないかと、そのように考えているところでございます。平成23年度に実施設計を行い、平成24年度に建設ということで計画をしているところであります。

長寿命化計画と申しますのは、全町の町営住宅全般の今後の方向性を検討するものでございます。団地単位で維持管理していく、また、建てかえを行う、一方では廃止といった方針を策定するものでございます。空室の固定化でありますとか老朽化、さらには人口減少、世帯数の減少もある中でどのような方向性を出していくかというものを長寿命化計画の中で策定していきたい、そのように考えているところでございます。

そういった内容を申し上げまして、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 松田議員からの特別支援教育の充実についての御質問に対しまして御答弁申し上げます。

まず、1つ目の項目であります特別支援教育の現状と評価についてでございますが、近年の障がいを持つ児童生徒の増加や障がいの多様化、重複化の状況を踏まえ、平成19年度に学校教育法の改正が行われ、特殊教育施策から特別支援教育へと転換が図られたところでございます。特別支援教育は、従来の特殊教育の対象者に加えまして、LDと言われる学習障がいやADHDと言われている注意欠陥多動性障がい、また知的発達におくれのない自閉症をも含めた障がいのある幼児、児童生徒のため一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、日常生活や学習上の困難を改善、または克服するとともに、将来の自立や社会参加に向け、適切な指導及び必要な支援を行うことを最大の目的としているものでございます。

本町においても、特別支援学級に在籍する児童生徒は増加の傾向にあります。公立の義務教育諸学校の学級数や教職員数は、学級編制及び教職員配置基準に基づき特別支援学級の編制、あるいは特別支援担当の教職員の配置が、北海道教育委員会によってなされているところでございますが、町ではさらに多人数学級の運営補助や普通学級における支援の必要な児童に対応するため、独自に補助教員を増員配置し、体制の強化に努めているところでございます。そのことにより、個々に応じたきめ細かな支

援が可能となり、指導や教育の向上に成果を上げているところでございます。

また、通常の授業においても教科によっては特別支援学級の在籍児童が普通学級で授業を受けたり、普通学級在籍の一部児童においては通級制度により特別支援学級で授業を受けるなど、個々の支援計画に応じた多様な指導支援の取り組みを展開しているところでございます。保育園や幼稚園においても、小学校と同様に支援の必要となる園児が在籍する学級に対し補助教諭を配置し、支援を図っております。さらに、特別支援教育の推進、充実のためのハード整備として、女満別小学校の改築にあわせ、多様なニーズに対応した特別支援教室の整備を行いました。また、女満別中学校においては、特別支援教室にシャワー室や浴室の設置を予定しており、必要に応じた改善整備を行っていくこととしております。

特別支援教育制度のスタートから4年を経過しようとしておりますが、教育現場では課題も多く抱えているところでございます。特別支援に従事する教員は、その多くが特別支援の専門的資格を有しているわけではありません。通常の教員が特別支援学級を担当し、各種研修会への参加や特別支援学校や養護学校などの専門職による指導を受けながら、日々資質の向上に努めており、教員個々の知識や経験に頼っているのが現状であります。今後指導力の維持向上や特別支援教育の充実のため、より専門的な研修機会の提供や特別支援教員の養成、配置について道に対しまして要請してまいりたいと考えております。

次に、2つ目の項目であります障がい児等の早期発見及び就学相談指導と教育相談体制についてでございますが、私も早期発見、早期療育は何よりも重要なことと認識しているところでございます。障がいがあると思われる子供への対応が出来ますと、2次的な心理的、行動的問題が起りやすいとも言われております。そのような状況に至る前に、早期療育を開始できることが大変重要であります。保育園、あるいは幼稚園に入園されてから、子供たちは家庭とは違った集団生活を体験していくことになります。その中で、個々に言語や行動などにおいて成長の度合いや差といったものがあらわれてまいりますが、その場面での職員の気づきといったものが早期発見において必要不可欠なものであると思っております。障がいの種別も複雑になり、また重複化もあり、場面場面での難しい判断を余儀なくされますが、職員の資質の向上を目指すとともに、福祉部門と連携しながら保護者との相談や理解を深め合うことで、早期の療育につなげていくことが肝要であると思っております。

就学相談に当たっては、就学前の期間における相談体制が重要であると思っております。現状では福祉部門、各保育園、幼稚園、各学校と個々の範疇での相談支援というものが中心となっておりまして、横の連携体制が十分ではないと考えているところでございます。そのような現状を改善するため、昨年10月に教育関係者、福祉関係者、医師などから成る既存の組織であります大空町特別支援連携協議会を開催し、全町的なネットワークの強化や連携について再確認するとともに、個々のケースに応じた関係者間の連携体制を再構築することとし、縦と横のパイプを太くすることで就学前の相談支援体制を万全にしていまいりたいと考えているところでございます。適切な教育相談等を行うには、子供の家庭での様子や学校での様子、客観的なデータなど、その子供に関する詳しい情報が必要となります。各幼稚園、各学校においては日常の

中で配慮が必要な幼児、児童生徒の状況確認のため、先生と保護者が細かに連絡をとり合い、個別の支援計画、個別の教育指導計画等を作成し、園内、校内における特別支援委員会などの校内体制を十分に機能させて、園あるいは学校全体として組織的に取り組んできているところでございます。

また、専門的支援の必要性から、網走養護学校の特別支援コーディネーターによる指導や特別支援学校との連携などを通して、一人一人に応じたきめ細かな支援や指導に努めております。今後教育委員会として福祉部門や関係機関などとさらに十分な連携をとり合い、情報を共有し、保護者への早い時期からの促しや相談を通じ、保護者の同意のもと、保護者や子供たちに寄り添った支援に努めてまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、松田議員への1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 それでは、大項目1点目の特別支援教育の充実に向けてですけれども、小項目1、2と、これは分野的にちょっとかぶる部分がありますので、その部分をちょっと御了解願いたいと思います。

まず、教育長にお伺いします。就学相談指導、これは就学決定には必要不可欠、その役目を担っていると思うのです。その役目というのは、就学指導委員会が担っていると理解しているのですけれども、では現在において就学指導委員会での協議内容、具体的にどういうことが協議されているのか教えていただきたい。まず、これが1点目です。

そして、同じく今度は町長にお伺いします。教育長も先ほど答弁にありましたけれども、早期発見の大事な意義というのはお二方から聞かせていただきました。私もそのとおりだと思っています。この早期発見については、その子、その子によって障がいの程度が違いますから、その対応も違いますけれども、神奈川県のある子育て支援センターのアンケート調査の中で、こういうアンケート結果が出ました。15年たって、障がいを持った子のお母さん方が、このお母さんは中程度の障がいを持った子のお母さんなのですけれども、そういう父母の方を対象にしてアンケート調査をとったときに、15年を振り返って一番つらかったことは何ですか、こういうアンケートがありました。そのアンケートの答えの中に、一番つらかったのは2歳から3歳だと。なぜか。自分のお子さんの障がいを認めるということの時間、当然かかります。うちの子に限ってという、そういう思いはあるでしょう。だけれども、それと同時に障がいを知ったときに、その子の将来が見えないから一番つらかった、どういう情報があるのか、その不安との葛藤だったと、こういうアンケート一つをとっても、やっぱり早期発見というのは可能な限り必要なだろうと、私は思っています。早期発見と同時に、この部分については御説明のとおり、町長がおっしゃるとおり、首長部局の対応になると思います。そこには今度首長部局と教育委員会、幼稚園の先生方とか、この情報交換が必要となってきます。これは、親御さんの理解なしになかなかできない難しい個人情報の部分があるでしょう。しかし、その子の将来を考えたという、そ

ういう共通の目標を掲げたときに、ある程度は情報管理をしっかりとした中で必要なかと私は思うのですけれども、この部分について町長にお伺いしたいと思います。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育 長 就学指導委員会での協議内容等についての御質問について、お答え申し上げます。現在の就学決定までの流れといいますか、それについて前段お話をさせていただきたいと思いますが、全町的な既存の組織として、先ほどの1回目の答弁でも触れさせていただきましたけれども、大空町特別支援連携協議会という組織を持っております。この組織は、各学校長さんであったり、園長さんであったり、特別支援教育の現場の先生方であったり、福祉担当者や医師などから成る組織でありまして、全町的な視点での実態把握とか情報交換を通じて連携と協力体制を構築する、そのような組織になっておりますけれども、その連携協議会の状況の把握や議論を踏まえた上で、次の段階として教育委員会の諮問機関であります大空町就学指導委員会というものに移ると、その場面で最終的には就学の可否について決定されるということになっております。就学指導委員会のメンバー構成についても、前段の連携協議会とほぼ同一のメンバーということになっておりますけれども、就学指導委員会においては特別支援学校、あるいは養護学校、あるいは特別支援学級への進路が妥当であるかそうではないかというようなこと、あるいは既に特別支援学級に在籍している人の継続の可否でありますとか、それらを就学指導委員会では決定すると、そういう役割を担っているところでございます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 一昨日だったかと思いますがけれども、夕方の番組でそういう障がいをお持ちの方々のお母さん方などが多く出演して、番組として取り上げていろいろな切り口から御意見などをいただいている番組がございました。その中でも言われていたのは、将来どうなっていくのかというような不安、またそういう事実を目の当たりにしたときに自分の育て方が間違えてしまったのではないかと、そういう不安などがあったというようなことが言われております。私どもとすれば、行政に携わる関係者はそういった将来の不安を取り除いていく、例えば将来こういう道がある、こういう可能性があるというものをお知らせしていくことも必要ではないかと、そのときに感じたわけであります。

また、初めての子供さんの兆候などを感じ取る、従来でありますと当然いろんな健診業務のところで感じ取る可能性というのは非常に多かったかと思うのですけれども、最近は、特に去年ぐらいからは6カ月児以上保育という形でお預かりするということもしております。そういった中では、保育園で、もしくは幼稚園で、それから健診の場で、そういうところで感じ取る可能性が出てきているのではないかと。どちらの部局ということではなくて、そこにかかわる先ほど言った保育士であると幼稚園の教諭、保健師、私ども担当の職員なども含めて感じ取ったときに、それをしっかりとした情

報管理のもとにそういう可能性を示唆しながら、どういう対応がいいのかということに注意深くまずは見守る、もう一度確認するという作業を丁寧にやっていかなければならないというふうに感じております。ですので、先ほどから言われておりますように、そういった情報の管理とその子の将来までを考えた中で、早期にそういうような対応ができるようにこれからも総力を挙げて努力してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 まず、先にお伺いしました就学指導委員会の役割と、それから連携協議会の役割の御説明をいただきました。私は、うちの町においては体制づくりとしてはいろんな体制、今の連携協議会あり、補助教員の配置であり、その対応については評価しています。そんな上で申し上げたいのですけれども、これはどこがやるのか、これは一つの考え方として聞いてほしいのですけれども、就学指導委員会の役割は就学の決定であると、だけれども私は今後は決定だけではなく支援をつなぐという、そういう視点も持っていかなければいけないのではないかと、そう考えるのですけれども、教育長のお考えを伺いたいと思います。

もう一つ、町長から答弁をいただきました早期の部分ですけれども、理解できました。ただ、情報のつながりもそうですけれども、それと同時に親の支援ということも、あるいは体制ということも今後視野に入れていただきたいと、そんなふうに感じているのです。今までは子供の支援を通して親の支援という、そういう流れでありました。だけれども、私は違うと思うのです。今度は親の支援をしっかりと環境を整えて子供の支援につながると、そういう考え方にこれから絶対なっていくのではないかと、そう思うのですけれども、親の支援のあり方、もう一度、町長、そのことについてお考えがあれば聞かせていただきたいと思います。お願いします。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 今、松田議員のほうからは、就学指導委員会の役割として、就学の可否の決定だけではなく、その後のサポートといった部分も含めた、そういう委員会であるべきではないかというような、そのような御意見をいただいたところであります。就学指導委員会については、法で定められた委員会の諮問機関という位置づけでありまして、あくまでも可否についての審議を行うというのが本来の組織の目的であります。それとは別に、本町の場合は特別支援連携協議会という組織を独自に設けておりまして、私としてはその連携協議会を中心に全町的な情報の共有化、連携協力体制というもので、今、御発言のありました支援を、全体的なサポートを行っていくという部分もその連携協議会が担っていくように私は考えております。

ただ、全町的な組織ということでありまして、年に数回しか開かれない、そういうような実態がございます。私として、一番大事だと思っておりますのは、全体の情報の共有までいく前の個々の情報の共有であったり、また、見守りといったものの積み

重ねによって全体の連携会議につながるものだと、このように思っております。そういった意味からも、やはり保護者や福祉部門と連携しながら、幼児期から保育園と幼稚園、あるいは幼稚園と小学校、小学校と中学校、中学校と高校と、それぞれのケースごとに応じた緻密な情報の交換や共有化ということを日ごろから図っていくということが、一番必要ではないかと思っております、そこが十分対応できていない、そこに軸足を移してまいりたいと、このように考えているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 例えばお子様が一番多くの時間を過ごすのは、それは保育士や学校の先生や保健師ではなくて、やはり親御さんだろうと思います。その親御さんの考え方といえましょうか、取り組み姿勢とそのほかの関係者の取り組みの姿勢が違っているようにだと、お子さんは非常に戸惑ってしまう部分もあるのではないかと、そういう意味で親御さんと共通の認識に立って、いろいろなかかわりをサポートしていく、そういうことが必要ではないかなと、そのためには親御さんとの信頼関係をつくるということが大前提になります。親御さんの支援というのは、いろいろなことが考えられるかと思えますけれども、親御さんに対するケアといえましょうか、相談だとか、そういうようなものというものも、当然必要になっていくのではないかなと。お子様と、それから保護者の方、言えばその上のおじいちゃん、おばあちゃん、御家庭で一緒に過ごしている方もあるかもしれません。そういう方々も含めて同一の考え方に立てるような、そんな支援の体制というものが必要になってくるのではないかなと。

いろいろな相談員やコーディネーターという立場の者たちがいます。それは、当然お子様のことを考えているわけではありますけれども、親御さんと接する調整役だとか、学校と家庭の間に立つとか、いろいろなものが要求されてくるのではないかと、そのように感じているところであります。そういう中でお子さんの将来を考えたときに、まず親御さんと一緒になってそういうかかわりを持っていくのだと、その体制づくりを考えていかなければならないのではないかなと。具体的に今どういう形の支援というもので明確には申し上げられませんが、御指導などをいただいてそういう体制ができるように今後も努力をしてまいりたいと、そのように思います。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 もう一つ、私から提案なのですが、教育長、ちょっと聞いてほしいのですが、実は奈良県教育委員会がこういう取り組みをしているのです。就学指導のガイドラインの策定、子供を中心にとらえた相談を基本とし、本人、保護者、それから学校、教育委員会が目標や課題を共有することが重要であるとし、就学指導委員会の役割、それから相談の流れ、進め方などを解説しているのです。そしてまた、相談するときに大切にしたい視点を保護者、学校、教育委員会ごとにまとめて出したそうです。いい体制が整っていて考え方もよくて、だけれどもこれが周知されない

その役割を果たさないのでは、こういう周知という部分でどうなのでしょう。こういうガイドラインというか、どこに相談したらいいというのは悩む部分はあると思うのです。こういうガイドブック的な、ガイドラインみたいなものの検討というのはどうなのでしょう。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 就学指導という部分では、非常にデリケートな一つの業務であると思っています。そういう部分では、ケースごとによってさまざまな対応、障がい自体もかなり複雑な障がい、また、重複化というものがある中で、なかなか教科書どおりには進められないといった実情はございます。

しかしながら、特別支援教育そのものもノーマライゼーションが普及しているとはいいいながら、なかなか現実その情報を把握できている方というのはまだまだ少ないですし、教育委員会としても住民の皆さんに十分な情報を提供しているとは言えていないのではないかなど。そういう意味では、このガイドラインの策定というのは非常に有効なものであろうというふうに考えておまして、現在は大空町としては持っておりません。現状としては、町内的な体制づくりというところに現在シフトして進めているわけではありますが、ガイドラインの策定についても検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

◇議 長 松田議員、まだこの案件についてありますか。

◇松田議員 はい、最後にします。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 それでは、大項目1点目、最後の質問にさせていただきます。今回、検証ということで一般質問させていただきました。それぞれがそれぞれの分野でと言ったら語弊があるでしょう。この特別支援教育という分野というのは、私は大変だなとつくづく感じています。例えば保健、それから医療、それから福祉、教育委員会、教育の現場、保護者、これだけ結びついている分野って非常に、なかなかない分野だと思っています。それだけに町長も教育長もおっしゃっていました、この分野は連携と情報の共有、そこに尽きるのだらうと私も認識しております。

ただ、連携という言葉もそうなのですが、私は連携というのは余り、どうなのでしょう。連携ではなく連帯という意識、連帯というのはそれぞれの責任を持って、連帯と協働で、そして情報の共有というのは状況の報告ではだめだと思っています。何を目標とするのか、なにを課題としているのか、そういうことの目標、課題、それぞれの分野であると思います。それを共有していただきたい。これは、御承知のとおりだと思っています。再度確認の意味も含めて質問させていただきます。

そして、町長が先ほどおっしゃったように、乳幼児期から就労に結びつくまで一貫

したそういうものが町長から語られましたけれども、私もそのとおりだと思っております。このことについては、やっぱり就労については地域自立支援協議会という、そういう組織も立ち上がっています。そういう組織、組織をうまくつなげて今後とも特別支援教育の充実について取り組んでいただければと思って私の最後の質問とします、1項目めは。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 国が平成14年に策定いたしました障がい者基本計画におきましても、乳幼児期から学校卒業まで一貫して計画的に教育や療育を行うということが規定されているところでございます。

学校では、長期的な視点で策定する個別の支援計画や、それを踏まえて具体的目標や指導内容を定めた個別の指導計画というものに基づいて個々の指導、支援を行うこととしております。大事なのは、就学期から学校卒業時までの各段階で個別の支援計画などをしっかりと引き継ぐと、すなわち情報のバトンをしっかりと引き継いでいくということが重要であると思っております、そのような体制づくりと、仕組みづくりというものを進めてまいりたいと考えております。また、今後関係職員の資質向上に努めまして、特別支援教育の内容の充実を図るとともに、一貫したサポート体制の確立に努めてまいりますので、今後とも御指導賜りますようお願いいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 一貫した仕組みづくり、制度づくりは教育長が申し上げたとおりであります。私は職員に、私はおせっかいやきが非常に好きだと、人の仕事でも首突っ込んでいって本当はこうでないのか、ああでないのかと、そういうぐらいの気持ちがあるほうがいいのではないかと、そのように言っております。きょういただいたところは、今言った気持ちの持ちようと、どちらが主か従か、どちらが主管課でどちらがサポートする課だとか、そういう話ではなくて、みんなが、かかわる人たちが自分のこととしてそのことを解決できるように一歩でも二歩でも取り組んでいく、そういう姿勢も大切なのだとということをおっしゃりたかったのではないかなと、そのようにも思います。そういったこと、そのほかの仕事にもつながる部分でもございます。そういう気持ちを持てるような、そういう職員資質の向上にこれからも努めてまいりたいと、そのように思います。よろしくお願い申し上げます。

◇議 長 4番、松田信行議員の一般質問中ですが、ここで10分間休憩します。

休憩 午後2時34分

再開 午後2時44分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番、松田信行議員の一般質問を続けます。

4番、松田信行議員。

◇**松田議員** 続いて、町政執行方針の住宅対策についてお伺いしますけれども、先ほど説明がありました。結構ここ数年高い入居率なのだろうと理解するのですけれども、そこで大空町においてももちろん個人住宅の方もいます。そして、賃貸の住宅の方もいます。大体でいいですから、現時点で個人住宅傾向が強い大空町において何%が個人住宅で何%が賃貸の住宅が占めているのか。その賃貸の住宅のうち、町営住宅はどれぐらいのウエートを占めているのか。何年か前にこういう数字、私が間違っていたらごめんなさい、個人住宅が町内において大体65%を占めると、35%が賃貸だと、その35%のうち60%が町営住宅に依存しているのではないかという数字を、私は記憶しているのですけれども、間違ったら訂正してください。その数字から、大体でいいです。それから変化があるのかどうなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

◇**議 長** 山下町長。

◇**町 長** 具体的に今私のほうは資料を持っておりませんので、わからないのですけれども、町内には約3,000世帯ございます。その中で先ほど議員が言われました35%ですか、さらにその60%ということではありますと、約630戸という計算になるかと思います。ですけれども、今の公営住宅が574戸でございますので、そこまではいっていないのかなというふうな感じがいたします。統計といたしましては、住宅統計は全数調査ではありませんので、国勢調査がこの統計調査の多分もと数字になるのではないかと、そのように感じておりますけれども、私どもの町は新しい大空町になったとはいいいながら、どちらも農業の形態の人口規模が2対1ですけれども、農家の戸数なども大体2対1、同じような形態でありますので、それほど大きく従来から見ても、比率的には変わっていないのではないかと。これは、推測で申し上げて大変恐縮ですけれども、議員が言われている数字程度のところが確かなといいたまうか、言われているような数字が正しいのではないのかなと、私もそんなふうに感じているところでございます。

担当のほうから今数字などがあれば……失礼しました。17年の資料がありましたので、申し上げたいと思います。17年の国勢調査でありますけれども、世帯数が3,014、持ち家が1,925、公営住宅が532、民間住宅が240、給与住宅ということで、会社などが持っていて職員の方々などに貸し付けているというのでしょうか、例えば役場の職員住宅などもこれに類することになるかと思いますが、そういったものが249、間借りということで1部屋1部屋のアパート的なものが23、それ以外の住宅以外に住まれている方が31というような数字になってございます。これでいきますと、公営住宅の532は18%程度になります。ですので、さっき言われた数字とほぼ同じような数字に近いかなというふうに思います。

以上でございます。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 この町営住宅の建設については、非常に難しい部分があると、私も認識しています。先ほど、ニーズの中でバッティングして競争率がすごく高いという説明がありました。ただ、それだけをとってしまうと、今度10年スパンを見たときには、なるほど人口が減ってきていますので、それがどうなのかとは一概に言えない難しい判断ですけれども、そこは慎重にさせていただきたいのと、私も相談を受けることが多いのですけれども、例えば町外から大空町に仕事について住もうと思ったときに、本当に先ほどの倍率ではないですけれども、4回、5回は申し込んでも当たらないのが当たり前というのをよく聞きます。なおかつ、声として、目的のところがなかなか入れないのだけれども、ではかわりをと考えたときに、そこにはおふろがない、そういう御意見をいただきました。

その、おふろに特化してちょっと質問させていただきたいのですけれども、やはり新婚から子育て世帯、あるいは高齢者世帯と考えたときに、当然小さいお子さんがいればおふろは必要だと思います。その必要性は、やっぱりおふろがなければというのは当然だと思います。高齢者にとってもなかなか自分の足が、交通の確保ができれば、それは町内の温泉へ行ったりする部分はあるでしょう。だけれども、やっぱりだんだんおっくうになってくるというか、便が悪くなってくると、おふろの部分はあるでしょう。私が、今各居住されている方がどういう状況で対応しているのかよく知らないで言って、申しわけない部分はあるのですけれども、いずれにせよおふろの対策って考えるべきではないかと思うのです。全部町で責任持って取りつけますよとなったら、これは維持管理、当然責任ついてきます。私は、そこまでは求めません。強いて、修理だとか交換だとか、新しくつけるときに助成という形は考えられないものなのか。今回予算の提案の中に住宅リフォームという項目がありました。私は、この考え方をもって今の言った課題、持っている課題をクリアできないのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 人口が減少基調にある中で、公営住宅の建設ということであります。これは、答弁の中でも申し上げましたとおり、当初計画のものを何とか完結させたいという思いがあります。将来にわたる戸数等につきましては、先ほどの長寿命化計画の中で本来うちの町として3,000世帯、これからの人口推移を考えていった中でどの程度の数が必要かという中で、どの程度町営住宅という形のものを整備していくかということを検討してまいりたいと、そのように思っています。

また、入居できない方、4回、5回落ちるのが当たり前ということでもありますけれども、たまたまその方だろうと思います。場合によっては、1回で入居されている方もいらっしゃいます。町外から来られる場合というのもありますけれども、町内で何回も応募されてなかなか当たらないという方の事例などを、私も決裁などで見ておりますけれども、あの団地の間取りはこういうものでなければという形で申し込まれて

きています。ということは、今どこか別のところでお住まいであって、そのところが手狭になっているということの理由などが多いわけでありますけれども、ただ、現実としてそちらにまだ生活の根拠があるというようなところから、なおかつ入りたいのはあそこの団地の、例えば3LDKなら3LDKというようなことで御指定されると、そこには非常に多くの要望があったりして、今お住まいの方などについては状況の変化がない限り、優先順位としては少し下がってしまうというような事例などが多いのではないかと、そのように考えているところであります。

また、おふろの関係でありますけれども、設置しているところ、また、特に古いといいいましょか、つくったようなところについては、そのスペースだけがあって浴槽が設置されていないというようなところもあります。助成金をというよりは、今私が担当に指示しておりますのは、今の時代に合った町営住宅の型式でなければならないと。当然、家を建てればおふろがついているというのが、昨今の常識でありますし、銭湯通いというようなことが日常的に行われる時代ではなくなったということから考えますと、私は補助というよりは将来的に、年次的にでもこういったふろの整備というものは行っていくべきではないかと、私はそういうスタンスで検討を担当課にも指示しているところであります。そういう中で、単身者のところもそうなのですから、そういう魅力ある住宅にしていかなければ入居はなかなか難しくなっている、先ほど説明でも言いましたとおり、新しいところには、これは民間もそうなのでしょうけれども、多くの方の要望が集まります。しかし、安いのは安いのですけれども、古くなってきてしまいますと、なかなかそこに多くの方から御要望をいただけるということにはなっていない現状があります。ですので、定期的な修繕でありますとか、今言った最低限のおふろの設置だとかいうものは、計画的に行っていかなければならないのではないかなと、そのような考え方をしてございます。そういう中でより多くの方々に、あそこでなければというよりは、あそこかここか、ここでもいいなという中でお住まいをいただけるような、そういう住環境を町としては提供できるように努力してまいりたいと、そのように思っているところでございます。

◇**松田議員** 終わります。

◇**議 長** これにて、松田信行議員の一般質問を終了します。

次に、9番、勝田鉄城議員の一般質問を許します。

◇**勝田議員** 私は、幸せを実感できるまちづくり、それからもう一点、高齢化社会に対応するまちづくりということで、2点についてお伺いいたします。

総論的といいますか、精神論になってしましまして、なかなか町長も答えにくい質問だったかと思いますが、お許し願いたいと思います。町長は、深読みする方でですので、私の心をしんしゃくして立派な回答をいただけるのではないかなというふうに思っております。

では、まず第1点に、幸せを実感できるまちづくりについてということでありますけれども、日本国憲法の第13条で個人の幸福追求権というのを定めております。営

総理大臣も最小不幸社会の実現ということを目指して今政権運営をされておりますけれども、政権自体が近ごろ最大不幸になりそうな皮肉な状態に陥っているようであります。町長も町政執行方針の中で幸せを実感できる環境の整備をするとうたっております。町民7,900人に対し約100億円の予算を組み、数百はあるでしょう事業を行っておりますが、果たして町民の方は満足しているのかどうか、私はいつもそんなことを思いながらおります。

そこで、1つ目、行政事業に対する町民の満足度ということについてお伺いしたいと思います。これについて、満足度などということは、あいまいな言葉ですので、調査したことがあるかどうかわかりませんが、もし調査をやったことがありますよというのであれば、どのような結果になったのかを私は知りたいと思っております。これから国の交付税が減少し、だんだん町民へのサービスも低下していくことも考えられます。町民が、少ない予算でも満足していただけるような方法があるのではないのかなというふうに私は思っておりますので、このことをお聞きしたいと思います。

2つ目の幸せの指標についてということですが、幸せは個人によってとらえ方が異なり、一概にこれが幸せだという指標はないのかもしれないかもしれません。1億円あってももっと欲しいと悩む人もいれば、1億円借金していても心豊かに人生を送っている方もおられるかと思えます。幸せの定義というのは、難しいものであって、なかなかこれは一概に言えません。これから少子高齢化社会、あるいは低成長時代を迎えて、経済成長することが豊かで幸せだという今までの考え方から一歩前進して新しい価値の基準として、この幸せの指標ですとか理念というものを築いて政治を行うことが必要ではないのかなというふうに、私は漠然とはありますけれども、思っております。町長の所信を伺いたいと思います。

それから、2点目ですが、高齢化社会に対応したまちづくりということですが、10年ほど前だったかと思うのですが、フランスを熱波が襲いまして、このときに、正しい数字は忘れましたが、数百人だったか数千人だったかちょっと私も忘れましたが、お年寄りの方が熱中症などで亡くなったそうであります。このうちの何割か、人数も忘れましたが、老人の方の遺体の引き取り手がなかったというような報道がなされておりました。そのとき私は、個人主義の強いフランスですから、そんなこともあるだろうなというふうに思っておりましたけれども、日本にもそのようなことが起きないだろうかと思っておりましたけれども、一昨年の新聞でしたか、姉妹都市である稲城市で、2カ月で3人の孤独死といいますか、孤立死といいますか、があったという報告を受けた石川市長は、大変驚いたというようなことが新聞報道されておりました。昨年の自殺者は、全国で3万1,000人ぐらいだと思いますが、この孤立死ですとか孤独死は、特に統計はないようでありますけれども、全国で1年間に3万2,000人ほどの方が孤独死をされているのではないかというように言われております。高齢化社会をどのように迎えればいいのか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

それで、1点目、今回の国勢調査から見た本町の高齢化率と5年、10年後予想される高齢化率について数字が出ておりましたら、どのように変化していくのかということをお知らせ願いたいと思います。

それから、2番目、空き地、空き家対策でありますけれども、高齢化も原因となって今後空き地、空き家がふえてくると思いますけれども、こういう実態調査というの
はされているのかどうかをお聞きしたいと思います。個人の財産ではありますけれども、さまざまな問題が生じてくると思っております。こういうときに、行政として何か対応ができるのかどうかということもお聞きしたいと思います。

3点目の高齢者が生き生きと老いるための支援についてということでもありますけれども、高齢化によって年金、医療、介護などの社会保障の費用や人材というものが年々ふえ続けるために、国は今給付と負担について検討を始めておりますけれども、恐らく予想では給付は下がり、負担はふえてくるといふふうに思われております。国の制度の中では、町独自の事業でできることというのは限られていることと
思いますけれども、約90年ほどの人生をぴんぴんしながら、最後はころりと亡くなるようなことが一番理想でないかと私は思っておりますので、町としても高齢者のためにソフトですとかハードの両面で、現在と違った支援が今後求められるのではないかと
思いますので、町長のお考えを伺いたいと思います。

それから、もう一つ、町政執行方針の中で団塊の世代の方々のために創年講座を開催し、自分の居場所を見つけるきっかけづくりに努めるとありますけれども、団塊の世代といいますと、私もその団塊の世代でありますけれども、自分の居場所を見つけるきっかけということは、家にいても社会にいても自分の居場所がないから、どこにいたらいいいのかということ
を創年講座によって見つけなさいというふうにとれるのですが、この表現については余りよろしくないのではないかと、私は思っております。悪意にとるわけではないのですが、素直にとりますと、居場所を見つけるということは、居場所がないから
見つけるのでないかというふうに思われますので、この表現は、もう少し適切な表現があれば、それにかえたほうがいいのではないかというふうに思っております。

以上、1回目の質問といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 勝田議員からは、大変高尚な、難しい一般質問をいただきました。町は、まちづくりを進めるに当たっていろいろなものを企画し、執行し、またそれを検証し、改善を加えながらまた企画を行っていく、そういうサイクルの中でいろいろな仕事を
させていただいております。その各段階において、みずからの事業評価でありますとか、議会の皆さん、また各種審議会、委員会での御意見やふれあいトークや各団体との懇談など、町民の方々の意見もいただきながら、それらを配慮しながらまちづくりを進めている状況でございます。そういった中で提案されているものが町民の満足度につながっているかということか
と思います。行政は、さまざまな御意見をいただくわけでありますけれども、その中から何が必要か、何が優先順位が高いか、今取り組まなければならないものは何かなど、いろいろな判断をして企画し、執行するわけ
でありますけれども、それが町民の意向と乖離してはならないものと、そのように思っております。

私が、平成15年に当時の女満別の町長となりましたときに、公約等の中で書かせていただいた一項目の中に、定期的に町民の意向調査などを行っていくというふうに書いておりました項目がございました。そういう町民の意向を全数的に把握する中で、まちづくりを進めていく必要があるのではないかとという考え方に立ったものでございます。当初、合併に対する意向調査でありますとか、そういうようなもので何回か町民の方々にお願いした経過も当時はございました。また、新しい町となりましてから総合計画を策定するに当たり、町民の方々に意向調査なども行いました。その中で、満足度調査というようなものを行っております。福祉の分野はどうか、交通体系はどうか、産業はどうか、雇用はどうか、いろいろな項目がありますけれども、私の記憶の中では、今の大空町総合計画をつくるに当たっての満足度調査の中では、当時は雇用でありますとか産業の育成、仕事というところで非常に満足度が低いというような状況がありました。それは、経済的なことがこういった地方の中で大きな課題として取り上げられていたというようなことではないかと、そのように推察しているところであります。

そういったことから、地域の元気づくりのためにどのような施策が必要かということと取り組んできたつもりでもございます。ただ、それ以降大空町となって全数的なそういう調査というものは、行われていないわけであります。総合計画は、平成20年度から平成27年度までの8年間ということになってございます。平成23年度末でちょうど中間年ということになります。また、平成28年度以降のまちづくり計画というものの、今後つくっていかなければならないわけありますので、そう遠くない段階でそういう意向調査などというものを考えていく必要があるのではないかと、そのように受けとめているところでございます。

幸せの指標については、当然あるわけではございません。基準などを規定して説明もしたことはございませんし、数値目標があるというわけではないかと思えます。幸せは、人それぞれ感じ方は無限であると、そのように思えます。しかし、私などが思いますのは、心が満ち足りたときに幸せというものをを感じるのではないのかなと、そのように思えます。その方の人生観といいましょうか、人間観、宗教観とか哲学と言われるようなものの部類ではないのかなと、そのように思えます。

旧東藻琴村では、ノンキーランドという言葉を使っておりました。それは、まちづくりの指針でもあったかと思えます。これは、心にかぎをかけないオープンな気持ち、心の豊かさというものをうたっていたのではないのか、そのようにも思えます。また、従来の女満別の総合計画の中には、心豊かないうことを目標としているものもございます。また、今回議員がお話しになりました幸せを実感できるという、こういうまちづくりについても、従来の女満別の総合計画の中にあつた目標とすべき表現ではないかなと思えます。具体的な数値目標というわけではありませんけれども、

さきの議会などで、まちづくりの指針、花と音楽の町ノンキーランドと、新しい町大空町でも必要ではないか、そういうようなお話を一般質問の中でいただいた経過もあります。そういうものを考えていかなければならない時期になってきておろうかと思えますけれども、その中で議員が言われるような幸福感というものを追求できるような、そんな目標があってもよいのではないかと、そのように今回の質問をいただきな

がら感じたところでございます。

次に、高齢化などについての御質問でございます。先月2010年の国勢調査の速報値が公表され、大空町は7,932人の人口、5年前の前回と比べると5.5%減というような結果でございました。ただ、高齢化率は、ことしの10月に公表されるということで、今回の国勢調査としての数値はございませんが、前回は26.6%でございました。今回は、間違いなくこれを上回るものと、そのように認識しております。国勢調査ではありませんけれども、住民基本台帳によりますこの2月末の高齢化率、65歳以上の方々の高齢化率でありますけれども、28.3%という状況でございます。国立の社会保障・人口問題研究所というところが市区町村別将来推計人口というものを推計しておりまして、平成20年の12月に発表しております。ただ、この研究所は、いつも私は思うのですけれども、実際の数値よりも必ず低いような数値が出てきているのではないかなと、そのように私自身は受けとめておりますけれども、その人口推計でありますけれども、平成27年、大空町の人口は7,281人、高齢化率は34.2%、32年は6,728人、38.4%、また団塊の世代の方々が後期高齢者となる、私自身も生きていけば65歳以上の高齢者となる15年後の平成37年には、高齢者人口がピークを迎えるという中で人口6,172人、高齢化率42.0%、さらにその5年後、平成42年には5,621人、高齢化率45.3%という率の推計を出してございます。

そういったことから、当然町なかの空き地、空き家などというものもふえてくる傾向にございます。町では、廃棄物の処理及び清掃に関する条例というものを持っておりまして、この16条においては空き地の管理、17条においては空き家の管理について周辺環境に配慮した適正な管理を行うべき旨の定めがなされております。

今年度の具体的な事例といたしまして、空き地のある周辺の住民の方より病虫害の発生や環境美化についての苦情なども寄せられ、土地の所有者、管理者の方に改善に対して指導したケースが2件ほどございました。また、空き家対策につきましては、平成20年度に廃屋の所有者にお話を申し上げて、改善の指導を行ったこともございました。防犯や環境美化、そういった意識の向上に努めていかなければなりません。また、一方では空き家対策の中の一つとして、空き家等の情報登録制度というものをしております。これは移住、定住でありますとか住みかえというようなことも目的にしておりますけれども、こういった空き家などを多く出さないための政策というところでも活用していければと、そのように思っておりますので、そういった情報提供などもこれからも続けてまいりたいと。この空き家等の情報登録制度の中では、高齢者の方々の住みかえなどに対しても助成することを想定して対象としておりますので、御活用いただければと、そのように思っているところであります。

高齢化が先ほど言ったように進んでおりますけれども、私は高齢者の方がふえるということが問題なのではないと、それは長寿につながっていることで、一方ではめ度たいことであると、そのようにも思っております。ただ、議員も言われましたけれども、健康の質というものが一方では問われますし、そのことは介護や医療のあり方の課題にもつながってまいります。さらには、少子化とあわせて人口の構成のバランスが従来と変わってしまう、そのことがいろいろな課題を生み出しておりますが、その

課題に対応した地域社会の仕組みになっていない、環境の整備ができていないというところが、大きな問題なのだろうというふうに受けとめてございます。

現在、要支援、要介護の認定者は377人ですが、先ほどの社会保障・人口問題研究所が公表した10年後の要支援、要介護認定者の試算を見ますと、520人程度になるのではないかとという予測がなされています。こういった方々のことを考えますと、健康の質の向上というものが、健康寿命と言われますけれども、そういったものが大きな課題になってこようかと思っております。運動されたり、また、早い段階で特定健診や特定保健指導を受けるということが必要であり、そういったものは町としても今後も機会を通じて周知をしながら、その受診の奨励にも努めていきたい、そのように思っております。

また、いろいろな地域のつながりのことについてお話をいただきました。日本は、従来は血縁や地縁、さらには会社という組織の社縁というのでしょうか、そういうものがある、お互いに助け合う共同社会という意味合いが非常に強かったように思いましたけれども、最近ではそういったところの希薄化が進んで無縁社会ではないかと言われております。内閣府の調査によりますと、単身者の高齢の方々、3分の2の高齢者が孤独死などを身近な問題と感じているというような調査もございました。一つの例でありますけれども、全国の中では中高年の方々が共同生活をされているというようなケースもふえてきているやに聞いております。福祉の役割を担う一つの方策になり得るかもしれないなど、そのように思っております、今後の方向を注視していきたいと思えます。

私が思いますのは、私自身もそういうところに達してまいりますので、今後必要なもの、今でも医療や介護の問題は高齢社会の中で必要でありますけれども、さらに交通の移動手段の確保というようなものが必要ではないか、そのように思います。そのことは、日常生活の物資を買い入れるとか、そういうようなことも含めて必要ではないかな、そのように思っておりますし、もう一つは地域のつながりというものをつくる必要があらうかと思っております。さらには、自分自身が移動しなくてもお互いとコミュニケーションをとる手段としての通信機能というようなものが、今後の社会の中では必要になってくるだろう、そのように感じております。そういったものを選択しながら充実させていく、それが高齢社会に向けての町としての一つの役割ではないかと、そのように考えているところでございます。

以上、十分な内容にはなっておりませんが、私の考えるところを申し上げて、答弁とさせていただきます。

◇議 長 9番、勝田議員。

◇勝田議員 1点目の幸せを実感できるまちづくりということで、幸せの指標などという余り聞いたことのないようなものを持ち出して申しわけないとは思っておりますけれども、時代とともに住民の要望も変わっていきますし、それからGDPといいまして、国内総生産、日本が今まで2位だったのに3位になったとかといって大騒ぎをしているのですが、何でもお金という尺度ではかるという時代はもうそろそろいいのではな

いかと。私たちの所得もそれほどもう、昔みたいに所得倍増するわけでもないし、少子高齢化という未曾有の、今まで経験したことのないようなことを迎えております。ということになれば、やはり尺度というものが少し変わっていてもいいのではないのかなというふうに私は思っておりまして、国もそのようなことで経済一辺倒というのではなくて、本当に人生を幸福に過ごせることができるかどうか、憲法にのっとって政府がどのようなことをやればみんなが一番幸せになれるのかというようなことを、経済の国内総生産や何かのお金ではなくてほかのことを考えようというような動きもあるというようなことを聞いたこともあります。そんなことも背景にありますので、我が町もあってもいいのではないのかなという町長のお話ですけれども、私も考えていけばいいのかなというふうに思っております。

これについては終わりました、2点目の高齢化社会に対応してということなのですが、高齢化率ですか、これは見ると、10年後には38%、15年後には42%ですか……

◇議 長 一問一答ですから。
山下町長。

◇町 長 結論の出るような出ないような、ただ、思いとしては同じようなところにあるのではないかと、そのように思っております。すぐ数値目標などを言われる場合がありますけれども、先ほど言ったこれから考えていかなければならないまちづくりの基本的な指針といいたしましょうか、目指すべき方向、そういう中においてはそういった心の豊かさ、幸福度、そういうようなものが皆さんの一つの目標になれるような、そんなことについてご議論を重ねていきたいなど、そのように思っておりますので、今後とも御指導いただきたいと思います。

◇議 長 9番、勝田議員。

◇勝田議員 2点目の高齢化社会に対応したという面ですが、国勢調査でいきますと、このようにどんどんと数字が上がっていきまして、20年後には45%になっていくのではないのかなというふうに変化していくそうでもありますけれども、私たちがちょっと、なった社会でないとわからないという面がありまして、私も想像できかねますけれども、これをもとにすれば空き地、空き家というのがこれからふえてくるのではないのかなというふうに思っておりまして、農村地帯でもそうですし、市街地でもそうです。やはりこの町を離れたり亡くなった方というのは、なかなかその後始末というのは難しい問題がありまして、経済的ですしいろんなことがあって、なかなか始末ができない、それから空き地になったところも、なかなか草を刈ったりだとか管理ができないなどという問題があって、東藻琴地区でしたか、民家が壊れてどうしようもないからと町に言われて、町が代行して直したというようなこともあったり、それから空き家に子供たちが入って火遊びをしたとか、そんな事例もあったりして、あれは特殊な事例ではなくて、そういうことも予想しながらまちづくりをしていくという

ことになれば、行政が何か対応をとらなければ、全部条例で持ち主の責任ですよといってもなかなか問題が解決しない、恐らく全国でこのようなことが起きてくるのではないのかなというふうに思っております。それで、法律の縛りがあるからなかなか町はできないかもしれませんが、この先何かいい方法がないのかなという、考えがあればと思って私はお聞きをしたわけであります。

それで、町長の話では、移住ということも有効な手段ですよと、これはそうだと思います。空き家については、やっぱり中央からでも移住してもらってその家を有効活用すると、これはここにおられます中堀議員が千葉から移住されてきておりますので、この方をお願いをすれば、どんどん町民がふえていくのではないかなというふうに思いますので、助言や協力をいただいたらいいのではないかなというふうに思っております。また、そのほかに保全ですとか処分とかという問題です。これは、なかなか今言ったように難しいことがあるかもしれませんが、町ですとか山でもそうですが、私が見るところでは離農した土地は100年もすれば土に戻るのだと言う人もいますが、もう少し何とかならないのかなと。町ですと、特に市街地ですと目立つわけです、そういうことが。そういうようなことが我が町にないようにとか、何とか対策を立てなければならぬ時期が来るのではないかなというふうに思っておりますので、この点についてもう一回町長からお話を伺いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 東藻琴でありました事例については、住民に被害が及ぶ可能性が非常に大きいということから、町が代行して応急処置を講じ、その費用について今、その所有者の方々から少しずつ御返済いただいているというような状況でございます。この問題につきましては、オホーツク管内の町村会でもどこか1つの問題と、地域の問題ということではなくて、これから過疎地帯の中では非常にふえてくることが予想される。どういう法律的な解釈があって対応が可能かということで調査研究した経過がありますけれども、今の法律の中では、やはりその所有者というところに責任が及ぶということで、それを町の財源の中でやるということについては、その町としてのコンセンサスを得なければならないことと、所有権がはっきりして現存する方だということであれば、個人所有のところとの調整というものが become 必要になるというような法律的理解でありました。これは、そういう法律の専門家といいたしましうか、そういうところの方なども講師として招いて勉強した結果でございます。ただ、ほかの町村などでは、そういうところに至る前段でそういうようなものを解体する、そういうところに助成金を出そうということで、年次を決めて取り組んだ町村などもあるかなというふうに思っております。ただ、そうしますと安易にその部分を御利用いただくような傾向にもあって、また新たな課題も出てきているのだというようなお話があったかというふうに思っておりまして、町とすれば今まだそのところに十分な対応策がとれていないのが現状でございます。今後についてどのような方法があるのか、それらについてはいろいろ考えていきたいと、そのように思います。

◇議 長 9 番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 国も、事例は違うのですが、日本海などではよくごみが漂着すると、我が国のごみでないのに自治体の負担でそれを始末しなければならない、それについては国が全体の予算を持っていて各都道府県が、市町村ですか、そういうところが分け合ってその処理費として使うというような制度はあるようですけども、今町長が言われたように、個人の財産ですから、非常に難しいかもしれませんが、こういう小さなというか、過疎町村ではなかなか予算もつけられないし、難しい問題もありますし、何とか国がやはり基準をつくって、それにのっとって過疎町村に指定されたところはこういう予算をつけますよだとか、何かやってくれればいいのではないのかなというふうに思ったりもするのですが、そう言えば恐らく国はもっと活性化するために大都市から人を呼びなさいだとか、そういう施策に金を使いなさいと恐らく言うのかもしれませんが、それは別として何とか国のほうでそういうような交付税の中にでも入れてもらうような方法がないのかなというふうに私は思っておりますので、町長が陳情した際にでも、管内あるいは全国の過疎町村などと連携をしながら、そのようなことをどう考えるか国にただしてもらいたいなというふうに私は思っております。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 ごみなどですと、その出した方々を特定することは難しいわけであります。例えば法人が所有していた建物が空き家同然に、廃屋状態になったという中で、その法人の主体があるうちはいいのですけれども、法人がなくなってしまうと、また、個人でいいますと、個人のその所有権者、引き継がれていく方々が全くいなくなってしまう、もしくは放棄して関係がなくなってしまうというところになったときにどうなるかというのが一番大きな課題ではないかなと、そのように思います。

また、これは公共施設もそうなのですが、つくったときにはPCBのあるものを入れても構わなかった時代、さらにはアスベストなども利用できた時代、しかし、そういったものを含めてつくった当時は、がらがらぼっしんで壊すときに大したお金はかからないぞとっておりましたけれども、一方でリサイクル法などという法律ができて分別しなければならない、先ほど言った特別なものについてはさらに厳格な対応基準がつけられていく中においては、解体していくということは当初考えられなかったような非常に大きな経費がかかるということが、こういう問題をさらに複雑化している部分もあるのではないかな、そういう意味では、国は今議員が言われたようにそちら側の法律だけではなくて、最後解体のところまでを想定した法整備というようなものがあるといいのではないかと、私もそのように思っております。特に、公共施設などについては、要望させていただいた、また、そういう提言をさせていただいたことが過去にあります。そういった中で、例えば補助金を入れてつくった公共施設の解体などについては、幾分か規制が緩和されてきている現状にあります。個人の所有権との絡みでさらに難しいハードルがあるのかもしれませんが、そうい

う声は地域として今から出しておかなければならないのではないかなと、そのように感じると思いますので、行動に移せるように努めてまいりたいと、そのように思います。

◇議 長 9番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 後ろ向きの話から、次は前向きな話に移ろうかと思うのですが、高齢者が生き生きと老いていく、私のたどる道でもありますので、先ほど町長が言ったように、長寿はうれしいことであるから、そんなに悲しむことはないというのは私も同感でありまして、どうやってにこにこしながら老いていくかということのをちょっと話したいと思いますが、この町のハード面というのですか、こういう面でいくと、私は以前にも話したことがあるかと思うのですが、市街地の中心に公共施設があり、そしてそれを商店街が取り巻き、その周りに一般住民の方が暮らしていて、お年寄りでもだれでも歩いて公共施設に用足しに行ったり、本を読んだり、文化を享受したり、帰りはその商店でお買い物して自分のうちに帰ると、このようなのがバリアフリー化されたコンパクトシティーですか、小さなまちのほうがいいのでないかというようなことを話したことがありますけれども、そのハードの面では役場の本所の前庭に芝生があり、木陰があり、それから休むベンチがあり、水もあり、噴水もあったりだとか、あれは町の姿をあそこにつくったのかなと、私もわかりませんが、そんなふうに理解しながらいつも見ているのですが、あれらを参考にすれば、まだまだ歩道の整備ですとか、それから休憩所の整備ですとか、お年寄りが休まずに歩くわけにいかないから、どこかでちょっと腰をかけるというようなことの整備ですとか、あと市街地の日中暑いときですとか日陰なんかを、街路樹の整備ですとか、あとそれでももっと年とられた方は、歩けない方は入所施設のこれからふえるだろう整備をしなければならないだとか、ハード面の支援だとか整備というのは徐々にやっていかなければならないのではないかなというふうに思っております。

それから、一方では、終末期を迎える前はやはり元気に、ピンピンコロリではないですが、生きていかなければならない、老いていかなければならないと思って私もあちこち探しておりますけれども、一例ですが、徳島県の上勝町、よく報道されておりますけれども、あそこは老人の方が山へ行っ葉っぱをとって農協が市場に卸すと、そうするとパソコンがあって、お年寄りがきょうの売り立ては何ぼだったかな、私のはといってパソコンを操作して、ああ、きょうはこれだけ売れたといって喜んで、また次の日山に通うと、こんなようなことを繰り返して孫の家を建ててやるのだといって何百万円もためている方がおられるというような報道もされておりました。あれも一つの方法でしょうし、また、鹿児島県の鹿屋市にある柳谷地区というところは、300人ほどの農村地帯だそうですが、ここも先日テレビで報道されておりましたけれども、お年寄りを集めて健康器具などを自分でつくったり、それから最後には経済活動をして芋でしょうちゅうをつくって韓国に売っているとか、その分け前をみんなで分け合うだとか、こんな活力ある地域をつくろうといって、銀行に勤めていた方が退職してこんなことを1人で始めたと、これは行政の手助けは一切なかった

ということで総理大臣から表彰されたというようなことがありましたけれども、その人も言うておりましたけれども、やっぱり最後はおれ1人で大変だから、行政の後押しがあったらよかったのだけれどもな、というような感想を漏らしておりました。あれも、一つの元気に生きる方法ではないのかなというふうに思っております。

あと、市街地のことでは、まだまだ私たちの近くにもありまして、東藻琴で私が知っている例なのですが、失礼ですが、古い小さな家なのですが、小さい玄関に靴がいっぱいになって、お年寄りがいろんなお茶ですとかお茶菓子を持ってその家に集まって近況を語り合ったり、いろんな話をすると、こういうような事例を私も2件ほど知ってはおりますけれども、ああいうようなことが本当に元気に老いていくためには、行政がこれです、この形でないとだめですよだとかという形ではなくて、本当にそれが理想の形で、みんながそういうようなことになればいいのではないのかなというふうに思っておりますけれども、なかなかそれは難しいことでありまして、自然の中でそういうことができていったいい例ではないのかなというふうに思っております。全国各地には、まだまだいい独自の政策を実行しているところがあるかと思っておりますけれども、我が町は先ほどではないですけれども、4カ月も雪の中に埋もれておりますので、我が町に合ったような支援策、政策というのが何か見つけられないのかなというふうに思っておりますので、町長のお話もう少しお聞きしたいと思っております。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 町、市街地などをコンパクトにしていくということは、これからの社会の中でハード面として必要ではないかと、そのように私も感じております。ですので、今までどちらかというと外側へ、外側へ伸びていた町のいろいろな施策のものについては、できる限りそういう意識を持って町中での展開というものを考えていくべきだろうと、そのように思います。

また、ソフト面で徳島県の上勝町などのお話もいただきました。上勝の町長さんのお話を、私も2度ほど直接聞きましたけれども、そういうようなところが高齢者の方の居場所づくり、居場所づくりというのはある先生の唱えている活動の中の表現の仕方でありまして、私どもも加入しております生涯学習推進協議会の顧問、アドバイザーにもなっております福留先生などが提唱されている壮年の方の居場所づくりというような中に、まさしく今議員が言われたようなさまざまな日常活動、それが例えば経済活動に結びつくような活動というものを意図として提唱されている部分でございます。そういうようなものを、これから町としても取り組んでいかなければならないというようなことをあの中で表現をしたかったということでございますので、具体的な形にはなっておりませんが、そういうようなものを皆さんとともに町としても考えていきたいという考え方でございます。それがイコールまちづくりにおける町民の皆さんの参画というか、参加というところにつながってくるのだと。単に何かイベントがあるから、そこに参加してくれというのがまちづくりの参画ではなくて、今言ったような活動をみんなが少しずつ取り組んでくださることがまちづくりへの参画ではないかな、そのように感じてそういう機運をつくっていきたいということで考えて

いるところであります。

また、高齢者の方々が外へ出たときに気軽に立ち寄って近況報告ができるようなところなどは、例えば曜日を決めて週に何回かボランティアの団体の方々が農業構造改善センターであったり、老人福祉センターなどで取り組んでくださる事例もありますし、そういうものでなくても今の女満別の老人福祉センターなどは足湯があるというようなことで高齢の方々が集まって、そこで日常いろんなお話をされているやにも聞いております。そういうことも一つそういうところにつながっていくのかな、できれば新年度に東藻琴でもそういうような場所を設定して、気軽に立ち寄って皆さん方が談笑したり、例えばゲームをして遊んだりするような、お茶をちょっと飲んでいけるような、そんな場所の設定をちょっとしてみたいなど、そのように考えている部分でもあります。そういうようなところから、また次の段階へと発展していければありがたいものだ、そのように考えているところであります。そういうきっかけといいましょうか、機運を盛り上げるための努力をこれからもしてまいりたい、そのように思っているところであります。

◇議 長 9番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 町長は、海外視察に行ったことがあるでしょうか。私は、まだないですが、こういう高齢化社会を迎えるに当たって、やはりヒントはヨーロッパにあると言われている。ヨーロッパでも北欧3国のそういう制度、給付と負担の形も日本とは違うとは思いますが、北欧にあると言われております。私もよくわかりません。ですから、これから向かう高齢化社会、できれば社会福祉協議会とも一緒に海外視察に行かれてはどうかというふうに、私は思っております。総務課長の話では、町長のスケジュールは朝から晩までびっちりですよ、勝田さんと言っていたのですが、総務課長、町長の予定は全部消して、そして業務は副町長以下職員で町長のかわりをして、町長に海外視察に行ってこいと、総務課長、言えませんか。これを町長や副町長に聞くということに私はなりませんので、総務課長がどう考えるかによって町長も考えるし、行ってこいと副町長が言え、町長のかわりを副町長がするわけですから、非常に言いにくいでしょうから、総務課長の考えを聞きたいなというふうに思っております。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私は、職員であった時代に引率も兼ねてということではありますけれども、カナダ、アメリカなどに海外研修に行かせていただいたことがございます。ですけれども、そのときには福祉施設は1カ所しか立ち寄りませんでした。そのとき、まだ自分自身の中でも福祉の分野に携わった経験がなくて、十分思い至らなかった部分がありますけれども、多分成熟してくる社会という中においては、ヨーロッパなどは既にいろいろな課題があり、それをまた克服した中で社会が成り立っているのだらうと、そのようにも感じるわけであります。機会がありましたらではなくて、ぜひ機会

をつくるようにしながら、そういうことを検討していく、それは我が町の将来につながるかならうかと思っておりますので、そういったことについては努力をしていきたいと思っております。

担当からこのことについて御答弁もとちょっと思いましたけれども、後ろで非常に困った顔をしておりますので、私からの答弁で御容赦いただきたいと、そのように思っています。

◇議 長 9 番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 視察については、私たち議員はなかなか難しい問題がありまして、私たちが行くということには相なりませんけれども、先進地を視察するということの大切さというのは、例えて言いますと、ここに300円と500円があります。町長はどっちをとりますかと言ったら、500円と言うはずなのです。300万円、500万円と言ったら、町長は500万円と言うでしょう。3億円、5億円と言ったら、5億円と言うはずなのです。ところが、3兆円、5兆円と言ったら、5兆円ときますか、町長。恐らくどっちでもいいと言うはずなのです。知らない世界というのは、そういうようなもので、興味もわからないし、知っている範囲しか判断できないということなのです。したがって、視察するということは、目で見、体で体験して、それが自分の人生なり、町の町民のためになるというのであれば、当然行ってこいと、行ってきて見てくることが一番大事なのだとすることを私は言いたいのであります。

これから先1人のお年寄りを何人で支えるかと言ったら、今は3人で支えているそうですけれども、10年後には2人で私たち1人を支えることになるそうであります。こうなりますと、若い世代、現役世代の人たちの負担というのは、非常に大きいものがあります。これを何とかしなければ、負担してもらってもいいのだというような考え方には、私はなりません。なるべく負担のかからないような、自分でできることは自分でやるというような方向に持っていかなければ、財政がもたないということであろうと思います。もう箱物というのは最小限にとどめて、進む少子高齢化社会にあっても活力ある町で幸せに暮らせる町をつくるのが大切ではないのかなど私は思っておりますので、町長については先進地を視察したり、それは国内でもいいですよ、海外ばかりではないのですが、できれば海外視察もして町民のためにさらに変わっていくこの世の中を先取りして政策を打ってもらいたい、このように思っております。

以上、終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 視察するという、自分で体験したことのない、そういうところに足を踏み入れて体験してくるということは、その中で非常に自分の気持ちに熱いものを抱く、そういうきっかけにもなるものと、そのようにも思います。しかし、私の立場でいいますと、そのことだけで終わらすわけにはまいりません。当然視察すること、それが次の行政の執行にどのようにきちっと反映ができるのかというところの気構えもしっかり

りと持った上でなければならぬのではないかなと、そのように思っております。決して、私は視察そのものを否定するわけではありませんけれども、そういうような自分の気持ちと向かい合った中で、しっかりとこのことに学んで、次のこういう施策のためにというようなものをしっかりと持ち得る、そういうようなことを考えながら、今言われました御指摘の点については判断していきたいなと、そのように思っております。

過去にも同様な趣旨で、副町長にそのあたり任せて、もう少し広い見識を持ったほうが良いというような御指摘をいただいたことがあったかと、そのようにも思います。そういったことについて常に心しているつもりでありますけれども、まだまだ覚悟が足らずに、そういったところに足を踏み入れていないところを恥じていきたいなと、そのようにも思います。今後皆さん方の役に立てるであろう対応について努力してまいりたいと、そのように思いますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

- ◇議 長 これにて勝田鉄城議員の一般質問を終了します。
これで一般質問を終わります。

◎休会の議決

- ◇議 長 お諮りします。
議事の都合によって、3月10日と3月11日及び3月14日までの5日間は休会
としたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、3月10日と3月11日及び3月14日までの5日間は、休会とする
ことに決定しました。

◎散会の宣言

- ◇議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。
次の本会議は、3月15日に時間を繰り下げて午後1時30分から会議を開催した
いと思います。
本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会 午後 3時52分

平成 2 3 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 3〕

- ・招 集 平成23年 3 月 8 日
- ・開 会 平成23年 3 月 8 日
- ・閉 会 平成23年 3 月15日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	品	田	好	博	7 番	松	岡	克	美
2 番	中	堀	君	子	8 番	深	川		昇
3 番	近	藤	哲	雄	9 番	勝	田	鉄	城
4 番	松	田	信	行	10 番	小	島	一	弘
5 番	斎	藤	宏	司	11 番	田	中	勝	吉
6 番	植	田	泰	弘	12 番	後	藤	幸	太 郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		福祉課長
総合支所長		福祉課参事
会計管理者		産業課長
総務課長		産業課参事
総務課参事		建設課長
住民課長		住民福祉課長
住民課参事		産業建設課長
		総務課主幹
教育長		学校管理課長
社会教育課長		
監査委員事務局長		農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開議 午後 1時30分

◇議 長 会議前に、一言申し上げます。

この度、東北地方太平洋沖地震の大震災で被災されました皆様に心からお見舞い申し上げます。

まだ行方がわからない方が大勢いらっしゃいます。

一人でも多くの方が無事救出されますとともに、避難所で生活を余儀なくされている方々の健康が保たれますようお祈り申し上げます。

◎開議の宣告

◇議 長 ただいまから、平成23年第1回大空町議会定例会第8日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、3番、近藤哲雄議員及び4番、松田信行議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

鈴木事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は、12名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことを御了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

なお、農業委員会川井会長から、諸般の理由により欠席する旨の報告がありました。以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第16号

◇議 長 日程第2、議案第16号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第17号

◇議 長 日程第3、議案第17号 大空町地区公民館条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号 大空町地区公民館条例を廃止する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 大空町地区公民館条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第18号

◇議 長 日程第4、議案第18号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第19号

◇議 長 日程第5、議案第19号 大空町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号 大空町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 大空町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第20号

◇議 長 日程第6、議案第20号 大空町民会館条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号 大空町民会館条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 大空町民会館条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第21号

◇議 長 日程第7、議案第21号 大空町女満別研修会館条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号 大空町女満別研修会館条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 大空町女満別研修会館条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第22号

◇議 長 日程第8、議案第22号 大空町女満別ゲートボールセンター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号 大空町女満別ゲートボールセンター条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 大空町女満別ゲートボールセンター条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第23号

◇議 長 日程第9、議案第23号 大空町体育施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号 大空町体育施設条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 大空町体育施設条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第24号

◇議 長 日程第10、議案第24号 大空町老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号 大空町老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 大空町老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第25号

◇議 長 日程第11、議案第25号 大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号 大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第26号

◇議 長 日程第12、議案第26号 大空町特別会計条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号 大空町特別会計条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 大空町特別会計条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第5号

◇議 長 日程第13、議案第5号 定住自立圏形成協定の締結についてを議題とします。

本案については、定住自立圏形成協定調査等特別委員会委員長の報告を求めます。

定住自立圏形成協定調査等特別委員会委員長、近藤哲雄議員。

◇定住自立圏形成協定調査等特別委員会委員長 本委員会に付託されました平成23年議案第5号 定住自立圏形成協定の締結についての審査結果について、報告いたします。

本委員会は、平成23年3月8日の平成23年第1回大空町議会定例会で設置され、3月9日に開催された委員会において、説明員の出席を求めて慎重審議を行い、その結果、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、議案第5号 定住自立圏形成協定の締結については、原案を可決すべきものと決定しました。

なお、本委員会に付託され、可決すべきものと決定した当該協定の締結は、目的を達成していくための基本項目の確認であります。今後、定住自立圏域の将来像や具体的取り組みを示す定住自立圏共生ビジョンの策定も見据え、本委員会においては、その協議検討経過や内容など、引き続き十分に調査していく必要があるとの判断に至ったところであります。

以上、当委員会に付託された事件の審査結果と調査経過等を申し上げ、大空町議会会議規則第76条の規定による報告といたします。

◇議 長 別に発言もないようですので、これより採決します。

お諮りします。議案第5号 定住自立圏形成協定の締結についてに対する特別委員会委員長の報告は可決です。

議案第5号 定住自立圏形成協定の締結については、特別委員会委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 定住自立圏形成協定の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第27号ないし日程第21 議案第34号

◇議 長 日程第14、議案第27号 平成23年度大空町一般会計予算から、日程第21、議案第34号 平成23年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの8件を一括議題とします。

本案について、予算審査特別委員会の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 田中勝吉議員。

◇予算審査特別委員会委員長 予算審査特別委員会における審査結果について報告いたします。

本委員会に付託されました事件は、

議案第27号 平成23年度大空町一般会計予算

議案第28号 平成23年度大空町国民健康保険事業特別会計予算

議案第29号 平成23年度大空町後期高齢者医療特別会計予算

議案第30号 平成23年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算

議案第31号 平成23年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算

議案第32号 平成23年度大空町簡易水道事業特別会計予算

議案第33号 平成23年度大空町下水道事業特別会計予算

議案第34号 平成23年度大空町個別排水処理事業特別会計予算

の8事件であります。

平成23年3月8日の平成23年第1回大空町議会定例会で設置された本委員会に付託された事件は、今後の大空町の方針性にかかわる重要な内容であることから、3月10日、3月11日、3月14日に委員会を開催し、説明員の出席を求め慎重審議を行いました。

慎重審議の結果、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、本委員会に付託されました8事件は、すべて原案を可決すべきものと決定しました。

以上、当委員会に付託された事件の審査結果を申し上げ、大空町議会会議規則第76条の規定による報告といたします。

◇議 長 別に発言もないようですので、これから採決します。

お諮りします。議案第27号 平成23年度大空町一般会計予算から、議案第34号 平成23年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの8件を一括して採決したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号から、議案第34号までの8件を一括して採決すること

に決定しました。

議案第27号から、議案第34号までの8件に対する予算審査特別委員会の審査報告は、いずれも原案可決です。

議案第27号から議案第34号までの8件は、予算審査特別委員会審査報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 平成23年度大空町一般会計予算から、議案第34号 平成23年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの8件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第35号

◇議 長 日程第22、議案第35号 平成22年度大空町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 （提案理由説明）

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今回の補正予算の提案について、私からも考え方を申し述べさせていただきたいと存じます。

平成23年3月11日の午後2時46分、東北地方沖太平洋の中で大きな地震が発生し、そのものの被害、さらには、その後の津波の被害などで言葉には言いあらわせないような甚大な被害が出て、さらに多くの方々が深い悲しみの中にいる状況にあります。

テレビなどで報道が順次されておりました。町として、できることは何かと考えるところでございます。物資の提供、人の派遣、金銭的な支援、いろいろあるわけでありましても、報道の中からは、今時点でできる最も有効な手段は金銭的な支援ではないかというような内容も報道されておりました。今後各関係機関ですとか、また、町として、また、個人的にもいろいろな要請などが寄せられてくることと思います。そのときには、その都度誠心誠意対処してまいりたいと、そのようには思っております。

当然今後、人の派遣でありますとか物資の提供、また、被害者の受け入れなどといった要請なども出てくると。既に担当課には、状況などについて情報提供などのことが、北海道を通じて寄せられている状況にあります。

しかしながら、今現在、議会開会中ということでもございましたので、町として喫緊の対応策として御提案させていただいたところであります。今後は町として、また、町民の皆様の御協力もいただきながら、こういった地域の復興支援、また、喫緊の課

題対応に取り組んでまいりたいと思っておりますが、今回の御提案については、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げたいと存じます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第35号 平成22年度大空町一般会計補正予算(第9号)を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第35号 平成22年度大空町一般会計補正予算(第9号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 発議第1号

◇議 長 日程第23、発議第1号 議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。
議会運営委員会委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項などについて、閉会中の継続調査の申し出があります。
お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第24 発議第2号

◇議 長 日程第24、発議第2号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。
各常任委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。
お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第25 発議第3号

◇議 長 日程第25、発議第3号 定住自立圏形成協定調査等特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

定住自立圏形成協定調査等特別委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第26 発議第4号

◇議 長 日程第26、発議第4号 懸案事項促進のための議員派遣についてを議題とします。

平成23年度中の懸案事項促進のため、派遣用務の選択、派遣議員の氏名、人員、派遣期間及び用務地等について、その都度議長において検討の上決定し、議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。発議第4号は、そのように決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、懸案事項促進のための議員派遣については、そのように決定しました。

◎日程第27 発議第5号

◇議 長 日程第27、発議第5号 地域医療存続のための医師確保に関する要望意見を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

近藤哲雄議員。

◇近藤議員 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第5号 地域医療存続のための医師確保に関する要望意見書を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、発議第5号 地域医療存続のための医師確保に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第28 報告第1号

◇議 長 日程第28、報告第1号 例月出納検査報告についてを議題とします。
監査委員から、例月出納検査報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。
佐々木代表監査委員。

◇佐々木代表監査委員 (例月出納検査報告)

◇議 長 これで例月出納検査報告については終わります。

◎閉会の宣告

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。
山下町長から、発言があれば許します。
山下町長。

◇町 長 平成23年第1回大空町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼申し上げますと存じます。

3月8日に開会いたしまして、本日まで新年度予算の審議などございまして、長期間にわたり御審議を賜りましたことにお礼申し上げますと存じます。各条例の改正でありますとか、定住自立圏の協定に関する案件、さらには平成22年度の補正予算、平成23年度、新年度における予算案などについて、お認めをいただいたところであります。

先日の広報の中でも、予算の審議経過、組み立ての経過などについて、町民の方々にもお話を申し上げたところでありますが、予算を組み立てるに至る前段といたしましては、議員の皆様からいただいております一般質問などでの課題、また、地域審議

会や町政懇談会などで寄せられる町民の御意見など、いろいろなところから拾い集めながら、それを精査して総合計画に位置づけながら、予算の提案というような形で進めているところでございます。

しかし、昨日も申し上げましたとおり、予算をつくることが目的ではなく、それがしっかりと町民のための事業、事務となっているかというところまで行って初めて御評価をいただけるものと、そのように考えてございます。

お認めいただきました予算について、課題のある点もございます。そういったものをしっかりともう一度見きわめながら、執行段階で皆様方の御指導をいただきながら進めてまいりたいと、そのように思っております。

長い期間における御審議に心から感謝を申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

◇議 長 これで平成23年第1回大空町議会定例会を閉会します。
大変お疲れさまでした。

閉会 午後2時10分